

2010

学生便覧

**埼玉工業大学大学院
人間社会研究科**

*Saitama Institute of Technology
Graduate School*

Graduate School of Human and Social Studies

埼玉工業大学歌

作詩 林 昌次

作曲 一ノ瀬義孝

悠々と、力強く

あ げ ゆ く だ い ち む さ し の
 に こ う み ょ う う た う あ げ ー ひ ー ば
 り せ い が ん む ね に わ こ う ど は し ず か に く ぜ の
 は ぐ る ま を め ぐ ら す が く を き わ め な ば ま こ と の ち え に
 か お り あ り わ れ ら さ い た ま こ う ぎ ょ う だ い が
 く

一、あけゆく大地 武蔵野に

光明うたう 揚雲雀

誓願胸に 若人は

しずかに救世の 齒車を

めぐらす学を 究めなば

まことの智恵に 香りあり

われら 埼玉工業大学

二、緑のもゆる 秩父嶺に

電光はしる 青嵐

信念胸に 若人は

世上に阿修羅 おごるとも

ただしき道を 究めなば

まことの智恵に 香りあり

われら 埼玉工業大学

三、ゆたかに澄める 大利根に

葵がいだく 金の花

浄心胸に 若人は

諸行に常の あらざれど

久遠のいのち 究めなば

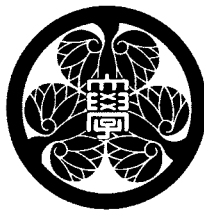
まことの智恵に 香りあり

われら 埼玉工業大学

建学の精神

本学創建の仏教精神に基づいて

1. 科学の真理を窮め，
それを世のために役立てるよう
決意することによって，
若き日に**使命感**を養え。
2. 深く科学を学び，
豊かな技術を身につけることによって，
若き日に正しい**人生観**を養え。
3. 学生，教職員及び父兄が一体となり，
学園の理想発展をめざすことによって，
若き日に**連帯感**を養え。



(校章)

《 目 次 》

埼玉工業大学大学院人間社会研究科学生便覧

大学校歌 建学の精神

1)大学の概要

- 1. 1 校章の由来・・・・・・・・・・ 6
- 1. 2 大学の沿革・・・・・・・・・・ 6
- 1. 3 大学の構成・・・・・・・・・・ 8
- 1. 4 事務局の主な取扱事項・・・・・・・・ 9
- 1. 5 学生の書類提出先・・・・・・・・・・ 10
- 1. 6 証明書類の申込先・・・・・・・・・・ 11
- 2 学籍・・・・・・・・・・ 12
- 2. 1 学生証・・・・・・・・・・ 12
- 2. 2 学籍番号・・・・・・・・・・ 12
- 2. 3 学籍の異動・・・・・・・・・・ 12
- 3 学費・・・・・・・・・・ 13
- 3. 1 学費の納入方法・・・・・・・・・・ 13
- 3. 2 学費の納入期限・・・・・・・・・・ 13
- 3. 3 学費の延納願い・・・・・・・・・・ 14
- 3. 4 学費未納者の除籍・・・・・・・・・・ 14
- 4. 平成 20 年度 学年暦・・・・・・・・・・ 15
- 5. 平成 20 年度 学事予定・・・・・・・・・・ 16
- 6. 平成 20 年度 新入生オリエンテーション
日程表
2 年生履修ガイダンス日程表・・・・ 18
- 7. 人間社会研究科 教員一覧・・・・ 19

2)人間社会研究科の案内・指導内容

- 1. 大学院人間社会研究科案内・・・・・・・・ 22
- 2. 大学院人間社会研究科指導内容・・・・ 23

3)履修概要

- 1. 人間社会研究科修士課程授業科目表
(情報社会専攻)・・・・・・・・・・ 31
- 3. 人間社会研究科修士課程授業科目表
(心理学専攻)・・・・・・・・・・ 32
- 3. 大学院修士課程における履修モデルに
ついて・・・・・・・・・・ 33
- 3. 1 情報社会専攻「情報社会システム教育研
分野」の履修科目・・・・・・・・ 33
- 3.1.1 履修モデル A・・・・・・・・ 34
- 3.1.2 履修モデル B・・・・・・・・ 35
- 3.1.3 履修モデル C・・・・・・・・ 36
- 3.1.4 履修モデル D・・・・・・・・ 37
- 3. 2 情報社会専攻「デジタル・クリエーター
教育研究分野」の履修科目・・・・ 38
- 3.2.1 履修モデル A・・・・・・・・ 39

- 3.2.2 履修モデル B・・・・・・・・ 40
- 3. 3 心理学専攻「実験心理学教育研究分野」の
履修科目・・・・・・・・・・ 41
- 3.3.1 履修モデル A・・・・・・・・ 42
- 3.3.2 履修モデル B・・・・・・・・ 43
- 3.3.3 履修モデル C・・・・・・・・ 44
- 3. 4 心理学専攻「臨床心理学教育研究野」の
履修科目・・・・・・・・・・ 45
- 3.4.1 履修モデル A・・・・・・・・ 46
- 3.4.2 履修モデル B・・・・・・・・ 47

4)学生生活 (I)

- 1. 傷害保険・損害保険について・・・・ 50
- 1. 1 学生教育研究災害障害保険・損害賠償
責任保険 (全員加入保険)・・・・ 50
- 1. 2 傷病見舞金制度・・・・・・・・・・ 51
- 1. 3 学生総合保障制度 (任意加入保険)・・・・ 51
- 2. 緊急災害対応について・・・・・・・・ 51
- 3. 大学から大学院生への連絡及び通知 52
- 4. 通学定期乗車券・・・・・・・・・・ 52
- 5. 通学方法・・・・・・・・・・ 53
- 5. 1 スクールバスの利用・・・・・・・・ 53
- 5. 2 自動車・オートバイによる車両通学 53
- 5. 3 学生駐車場・・・・・・・・・・ 54
- 6. 学生食堂・・・・・・・・・・ 54
- 6. 1 大食堂・・・・・・・・・・ 54
- 6. 2 エスパース・ヴェール (第 2 食堂) 54
- 6. 3 カフェ・ロータス (軽食堂)・・・・ 54
- 7. 購買部・・・・・・・・・・ 54
- 8. セブン・イレブン埼玉工業大学店・・・・ 55

5)学生生活 (II)

- 1. カウンセリングルーム (悩み事の相談) 58
- 1. 1 カウンセリングルームの設置場所 58
- 1. 2 カウンセリングルームの面接日・・ 58
- 1. 3 セクシュアル・ハラスメント及び
アカデミック・ハラスメントの防止
について・・・・・・・・・・ 58
- 2. 健康相談・・・・・・・・・・ 59
- 2. 1 健康相談・・・・・・・・・・ 59
- 2. 2 定期健康診断・・・・・・・・・・ 59
- 2. 3 健康診断証明書発行・・・・ 59
- 2. 4 遠隔地被保険者証 (保険証) の携帯・・・・ 59
- 2. 5 若年女性に急増中の子宮頸がん
について・・・・・・・・・・ 60
- 2. 6 大学周辺の主な医療機関・・・・・・・・ 60
- 3. 奨学金制度・・・・・・・・・・ 62
- 3. 1 大学院特別奨励金制度・・・・・・・・ 62
- 3. 2 大学院奨学支援金制度・・・・・・・・ 62

《 目 次 》

3. 3	日本学生支援機構奨学金	6 2	に関する申し合わせ	1 2 4
3. 4	留学生関係の奨学金制度	6 5		
3. 5	その他の奨学金制度	6 5		
3. 6	教育ローン	6 5		
3. 7	「埼玉工業大学提携学費サポートプラン」 (学費分納制度)	6 5		
4.	厚生施設	6 6		
4. 1	契約施設について	6 6		
4. 2	パティオについて	6 6		
5.	日本学生支援機構について	6 7		
6	教職課程	6 9		
7	図書館	7 4		
8	情報基盤センター	7 6		
1. 1	情報基盤センター	7 6		
1. 2	30号館内の情報設備の利用	7 6		
9	院生研究室・実験実習室・実験動物棟・ 臨床心理センター			
1. 1	院生研究室	7 7		
1. 2	実験実習室	7 7		
1. 3	実験動物棟	7 8		
1. 4	臨床心理センター	7 9		
10	学則・諸規定			
1.	埼玉工業大学大学院学則	8 2		
2.	埼玉工業大学大学院人間社会研究科 規程	9 5		
3.	埼玉工業大学大学院学位規程	1 0 5		
4.	学校法人智香寺学園埼玉工業大学 大学院特別奨励金規程	1 1 7		
5.	学校法人智香寺学園埼玉工業大学 大学院奨学支援規程	1 1 8		
6.	埼玉工業大学大学院研究生規程	1 1 9		
7.	埼玉工業大学大学院休学者学費免除 に関する細則	1 2 1		
8.	埼玉工業大学技術補助員取扱要領	1 2 2		
9.	埼玉工業大学技術補助員手当支給 要項	1 2 3		
10.	埼玉工業大学における「独立行政法人日 本学生支援機構大学院第一種奨学金」返 還免除候補者の選考方法及び評価方法等			

11 大学の校舎配置図

1. 施設案内図	1 2 8
2. 建物の各階平面図	
9号館(学生ホール棟)	1 3 0
10号館(大学院人間社会研究科棟)	1 3 1
21号館(図書館棟)	1 3 2
22号館(情報システム学科・情報工学棟)	1 3 3
23号館(情報基盤センター棟)	1 3 4
24号館(大乗殿)	1 3 5
26号館(正智塔) 本部棟	1 3 6
30号館(人間社会学部棟)	1 3 9
31号館(軽食堂棟)	1 4 2
32号館(クラブハウス棟)	1 4 3
臨床心理センター棟	1 4 4

大学の概要

1. 埼玉工業大学の概要	6
1. 1 校章の由来	
1. 2 大学の沿革	
1. 3 大学の構成	
1. 4 事務局の主な取扱事項	
1. 5 学生の書類提出先	
1. 6 証明書類の申込先	
2. 学 籍	12
2. 1 学生証	
2. 2 学籍番号	
2. 3 学籍の異動	
3. 学 費	13
3. 1 学費の納入方法	
3. 2 学費の納入期限	
3. 3 学費の延納願い	
3. 4 学費未納者の除籍	
4. 平成21年度 学年暦	15
5. 平成21年度 学事予定表	16
6. 平成21年度 新入生オリエンテーション日程表	
2年生履修ガイダンス日程表	18
7. 人間社会研究科 教員一覧	19

1 埼玉工業大学の概要

1. 1 校章の由来

埼玉工業大学の校章の図柄は、徳川家の家紋「三つ葉葵」に「大学」の文字を組み合わせたものである。

三つ葉葵が校章の基盤となっている理由は、当智香寺学園名にある智香寺が徳川家康公のご生母「於大の方」に縁りの寺院（茶毘の地）であり、その法名が「伝通院殿睿光岳智香大禪定尼」であったためである。

なお、「三つ葉葵」の三つの葉には、それぞれに、本学の建学の精神である使命感、人生観、連帯感の三つの理想があらわされている。

1. 2 大学の沿革

明治36年2月	東京商工学校として浅草森下町に創設
明治43年4月	東京高等商工学校と改称
大正11年4月	東京市神田駿河台3丁目2番地に移転
昭和11年3月	商業科を廃止、3ヵ年制の高等工学科を設置し聖橋高等工学校と改称
昭和19年3月	財団法人聖橋学園設立
昭和22年4月	新学制により聖橋中学校となる
昭和23年4月	新学制により聖橋高等学校開設（普通科・機械科）
昭和26年3月	学校法人聖橋学園に組織変更
昭和26年9月	東京都荒川区尾久町5丁目817番地の新校舎に移転
昭和32年4月	定時制に商業科併設
昭和36年4月	埼玉県大里郡岡部町大字普濟寺1690番地に聖橋学園埼玉工業高等学校（機械科）を開設
昭和37年2月	聖橋工業高等専門学校設置認可
昭和37年3月	聖橋学園埼玉工業高等学校閉校
昭和37年4月	埼玉県大里郡岡部町普濟寺1690番地に聖橋工業高等専門学校開設
昭和46年3月	聖橋中学校・聖橋高等学校（全日制・定時制）を閉校
昭和48年12月	学校法人聖橋学園を学校法人智香寺学園に改称
昭和50年3月	聖橋工業高等専門学校の学生募集停止を文部省に届出
昭和51年1月	埼玉工業大学、文部省から設置認可
昭和51年4月	埼玉工業大学に工学部を開設 初代学長に工学博士永井芳男就任 （入学定員 機械工学科60名 環境工学科40名 電子工学科40名）
昭和53年4月	埼玉工業大学工学部教職課程の設置（免許教科「高一種工業」）
昭和54年3月	聖橋工業高等専門学校、文部省から廃止認可、閉校
昭和56年4月	埼玉工業大学工学部の学生定員を変更 （入学定員 機械工学科80名 環境工学科80名 電子工学科80名）
昭和58年4月	埼玉工業大学学長に工学博士武藤義一就任
昭和60年3月	埼玉工業大学専門学校、埼玉県から設置認可
昭和60年4月	埼玉工業大学専門学校（情報処理科・ビジネス学科）開設
平成2年4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 （機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各100名）
平成3年4月	埼玉工業大学学長に理学博士鈴木周一就任
平成4年4月	埼玉工業大学科学技術研究所を設置 埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 （機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各160名）
平成7年7月	埼玉工業大学学長に理学博士竹内正幸就任
平成9年12月	文部省から埼玉工業大学大学院設置認可
平成10年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科修士課程開設 （入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名）
平成11年4月	埼玉工業大学科学技術研究所を埼玉工業大学先端科学研究所に改組
平成11年4月	先端科学研究所にハイテク・リサーチ・センターを設置
平成11年10月	埼玉工業大学学長に工学博士秋山 守 就任
平成11年11月	韓国全北大学校工科大学と学術・学生交流に関する協定を締結
平成12年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程開設 （入学定員 システム工学専攻2名 物質科学工学専攻2名）
平成12年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科の修士課程を博士前期課程に変更 （入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名）
平成12年4月	埼玉工業大学工学部学生定員変更 （入学定員 機械工学科120名 環境工学科120名 電子工学科120名）
平成12年4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更

	(機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各152名)
平成12年6月	中国鞍山科技大学と学術・学生交流に関する協定を締結
平成12年12月	学校法人智香寺学園と学校法人祥苑学園が合併 (埼玉工業大学深谷高等学校を設置する学校に加えた)
平成13年3月	埼玉工業大学専門学校閉校
平成13年7月	埼玉工業大学専門学校文部科学省より廃止認可
平成13年4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各144名)
平成13年4月	工学部応用化学科の教職免許教科を変更(免許教科「高一種理科」)
平成13年8月	文科省から埼玉工業大学工学部情報工学科の設置認可
平成13年12月	文科省から埼玉工業大学人間社会学部設置認可
平成14年4月	埼玉工業大学工学部情報工学科を開設(入学定員 80名)
平成14年4月	埼玉工業大学人間社会学部を開設 (情報社会学科 入学定員120名 編入定員 (2年次) 5名 (3年次) 20名) (心理学科 入学定員 80名 編入定員 (2年次) 5名 (3年次) 10名)
平成14年4月	埼玉工業大学工学部学生定員変更 (機械工学科80名 環境工学科80名 電子工学科80名)
平成14年4月	埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各 96名)
平成15年4月	埼玉工業大学学長に工学博士永野三郎就任
平成15年4月	埼玉工業大学工学部情報工学科に教職課程認定 (免許教科「高一種数学」「高一種情報」)
平成15年4月	埼玉工業大学人間社会学部情報社会学科に教職課程認定 (免許教科「高一種公民」「高一種情報」)
平成15年4月	埼玉工業大学人間社会学部心理学科に教職課程認定 (免許教科「高一種公民」)
平成15年4月	埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各88名)
平成15年4月	埼玉工業大学深谷高等学校を正智深谷高等学校に改称
平成16年4月	ポーランド日本情報工科大学と学術・学生交流に関する協定を締結
平成16年5月	アルマティ工業大学と学術・学生交流に関する協定を締結
平成16年5月	埼玉工業大学臨床心理センターを設置
平成17年12月	文科省から埼玉工業大学大学院人間社会研究科設置認可
平成18年4月	埼玉工業大学大学院人間社会研究科修士課程を開設
平成19年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科博士前期課程を改組 (入学定員 システム工学専攻 6名 電子工学専攻 7名 応用化学専攻 7名) 埼玉工業大学工学部を改組 (入学定員 機械工学科 60名 生命環境化学科 80名 情報システム学科 120名 ヒューマン・ロボット学科 60名)
平成20年4月	埼玉工業大学人間社会学部学生定員変更 (入学定員 情報社会学科120名 心理学科80名)
平成21年4月	埼玉工業大学学生定員変更 (入学定員 工学部 情報システム学科 110名) (入学定員 人間社会学部 情報社会学科 110名)
平成22年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を改組 (入学定員 システム工学専攻 2名 電子工学専攻 2名 応用化学専攻 2名)

〔 ※ 工学部の改組について 〕

工学部の学科編成は、平成19年4月から、機械工学科、応用化学科、電子工学科、情報工学科の4学科を機械工学科、生命環境化学科、情報システム学科、ヒューマン・ロボット学科の4学科に改めました。

従来の機械工学科、応用化学科、電子工学科、情報工学科は、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとします。

〔 ※ 工学研究科の改組について 〕

埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規程にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとします。

1. 3 大学の構成

埼玉工業大学 (Saitama Institute of Technology)

- 1) 大学院工学研究科 (Graduate School of Engineering)
 - 【博士前期課程】
 - システム工学専攻 (Department of System Engineering)
 - 電子工学専攻 (Department of Electronic Engineering)
 - 応用化学専攻 (Department of Applied Chemistry)
 - 【博士後期課程】
 - 平成 22 (2010) 年度以降の入学者に適用する専攻
 - システム工学専攻 (Department of System Engineering)
 - 電子工学専攻 (Department of Electronic Engineering)
 - 応用化学専攻 (Department of Applied Chemistry)
 - 平成 21 (2009) 年度以前の入学者に適用する専攻
 - システム工学専攻 (Department of System Engineering)
 - 物質科学工学専攻 (Department of Materials Science and Engineering)
- 2) 大学院人間社会研究科 (Graduate School of Human and Social Studies)
 - 【修士課程】
 - 情報社会専攻 (Department of Informational Society Studies)
 - 心理学専攻 (Department of Psychology)
- 3) 工学部 (Faculty of Engineering)
 - 平成 19 (2007) 年度以降の入学者に適用する学科
 - 機械工学科 (Department of Mechanical Engineering)
 - 生命環境化学科 (Department of Life Science and Green Chemistry)
 - 情報システム学科 (Department of Information Systems)
 - ヒューマン・ロボット学科 (Department of Human-Robotics)
 - 平成 18 (2006) 年度以前の入学者に適用する学科
 - 機械工学科 (Department of Mechanical Engineering)
 - 応用化学科 (Department of Applied Chemistry)
 - 電子工学科 (Department of Electronic Engineering)
 - 情報工学科 (Department of Computer Science)
- 4) 人間社会学部 (Faculty of Human and Social Studies)
 - 情報社会学科 (Department of Informational Society Studies)
 - 心理学科 (Department of Psychology)
- 5) 基礎教育センター (Foundation Study Center)
 - 教職課程 (Course for Teaching Profession)
- 6) 先端科学研究所 (Advanced Science Research Laboratory)
 - ハイテク・リサーチ・センター (High Technology Research Center)
 - 臨床心理センター (Training and Research Center of Clinical Psychology)
- 7) 図書館 (Library)
- 8) 情報基盤センター (Information Technology Center)

9) 事務局 (Administration Office)

総務部 (総務課 管財課 会計課)
教育部 (学生課 教務課 就職課 スポーツ支援課)
教育研究協力部 (教育研究協力課 情報技術課 学術情報課)

1. 4 事務局の主な取扱事項

事務局窓口の取扱時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～13:00 (※ 第2及び第4土曜日は休業日です)

事務局の主な取扱事項

① 総務部

総務課 (26号館8F)

・学則・諸規程に関する事
・後援会に関する事

管財課 (26号館8F)

・施設・設備の管理
・構内の整備・清掃
・スクール・バスの運行

会計課 (26号館8F)

・学費振込票の交付
・学費の収納・督促
・学生会・後援会等諸会費の受託収納
・証明書等手数料収納

② 教育部

教務課 (30号館1F)

・授業日程・時間割・試験に関する事
・履修登録に関する事
・成績及び進級・卒業に関する事
・教職課程及び教員免許状に関する事
・科目等履修生・研究生に関する事
・休学・退学・除籍等の学籍に関する事
・成績証明書の発行

学生課 (26号館1F)

・学生の相談と健康管理に関する事
・各種奨学金と就学貸付等に関する事
・学費の延納申請等に関する事
・学生の車両通学に関する事
・学生食堂及び学内売店に関する事
・入学式・卒業式等の行事に関する事
・遺失物・拾得物に関する事
・学生傷害保険に関する事務取扱
・厚生施設・運動施設の利用事務取扱
・国家試験及び資格のアドバイスと情報提供
・アルバイト及び下宿・アパート等の情報提供
・学生証・学生割引証・在学証明・通学証明・卒業証明・卒業見込証明・健康診断書の発行

就職課 (26号館1F)

・就職指導及び相談
・就職の紹介・斡旋

③ 教育研究協力部

教育研究協力課 (29号館1F)

・先端科学研究所に関する事
・公開講座に関する事

情報技術課 (23号館1F)

・情報基盤センターに関する事
・パソコン実習室 (23号館) の管理に関する事
・メールアドレス及びユーザーアカウントの管理に関する事

学術情報課 (21号館1F)

・図書館に関する事

1. 5 学生の書類提出先

① 次の書類は、学生課へ提出して下さい。(※ 届出及び願出書類には印鑑が必要です)

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
誓 約 書	入学時	
身 上 申 告 書	入学時	様式1
欠 席 届	当該日の前後1週間以内	様式2
住所変更届(学生・保証人)	速やかに	様式3
保 証 人 変 更 届	速やかに	様式4
改姓届(学生・保証人)	速やかに、改姓を証明できる書類を添付	様式5
本籍変更届(学生・保証人)	速やかに	様式5
合 宿 届	1週間前までに提出、名簿・計画表を添付	様式6
大会・行事等参加届	1週間前までに提出、名簿を添付	様式7
施設・設備使用許可願	3日前までに提出(平日、時間外、休日)	様式8
学内物品使用許可願	1週間前までに提出	様式9
学 外 研 修 届	1週間前までに提出、名簿・計画表を添付	様式10
学生団体結成願	1週間前までに提出、規約:名簿:年度活動表を添付	様式11
学生団体解散届	解散後1週間以内に提出、理由書を添付	様式12
学 内 集 会 届	3日前までに提出	様式13
学生団体規約変更届	1週間前までに提出、新旧団体規約を添付	様式14
学外団体加盟許可願	1週間前までに提出、加盟団体規約を添付	様式15
掲 示 許 可 願	前日までに提出、掲示物を添付	様式16
出版・印刷物配布許可願	前日までに提出、掲示物を添付	様式17
車 両 通 学 許 可 願	速やかに、保険契約書(写)を添付	様式18
学生納付金延納願	学費納入期限前	様式19
紛失・盗難・捨得物届	速やかに	様式20
合宿所施設使用許可願	3日前までに提出	様式21
事 故 報 告 書	1週間以内	様式22
学 外 練 習 届	3日前までに提出	様式23

② 次の書類は、教務課へ提出して下さい。(※ 届出及び願出書類には印鑑が必要です)

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
欠 席 届	1週間以上欠席、診断書及び理由書を添付	
休 学 願	2か月以上欠席、診断書及び理由書を添付	
復 学 願		
退 学 願	学生証の返却	

1. 6 証明書類の申込先

学生の各種証明書類は、学生課又は教務課へ申込んで下さい。

証 明 書 類		手数料	申込先	発行日
学 生 証 (再発行の場合)		500円	学生課	翌日発行
在 学 証 明 書		300円	自動発行機	即日発行
修了見込証明書		300円	自動発行機	即日発行
成 績 証 明 書 (日本語版)		500円	自動発行機	即日発行
成 績 証 明 書 (英語版)		1,000円	学生課	1週間後
学位記取得証明書 (日本語版)		300円	学生課	翌日発行
学位記取得証明書 (英語版)		500円	学生課	1週間後
在 籍 証 明 書		300円	学生課	翌日発行
健 康 診 断 書		300円	自動発行機	即日発行
保 険 加 入 証 明 書		300円	学生課	翌日発行
研究生在学証明書		300円	学生課	翌日発行
学生旅客運賃割引証 (学割)		無料	自動発行機	即日発行
通 学 証 明 書		無料	学生課	即日発行
仮 学 生 証		無料	学生課	即日発行
車両通学許可証		無料	学生課	即日発行
教員免許状関係の証明書		無料	教務課	翌日発行
就職活動に関する 証明書	修了見込証明書	100円	自動発行機	即日発行
	成 績 証 明 書	100円	自動発行機	即日発行
	健 康 診 断 書	100円	自動発行機	即日発行

※ 26号館1Fに設置されている証明書自動発行機を利用する場合は、学生証が必要です。

2. 学 籍

入学により本学の大学院生としての身分を取得し、修了によりその身分を終了することになります。学籍は、本学に在学している者としての身分をもっていることを意味しています。

2. 1 学生証

学生証は、本学の学籍取得を証明する証書（身分証明書）であり、学籍番号、所属研究科・専攻、学年、氏名、生年月日、発行日等が記載され、写真が貼付されます。

学生証は、毎年度始めに更新されます。

退学等により学籍を失ったとき、また、修了により有効期限を経過したときは、ただちに学生課に返還してください。

なお、紛失、汚損の場合は学生課にて再交付を受け、常に携帯してください。

2. 2 学籍番号

学籍番号は、本学学生としての身分を取得したものにつけられた、学籍照合の番号であり、学生証に7桁の数字で記載されます。

修学上の手続き及び証明書類の申込みの際は必ず記入する必要があります。

学籍番号のしくみはつぎの通りです。

<u>10</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>001</u>	① 入学年度（西暦下2桁 2010年度入学）
①	②	③	④	② 研究科コード（6＝人間社会研究科）
				③ 所属学科コード（1＝情報社会専攻 2＝心理学専攻）
				④ 所属学科内の個人番号

2. 3 学籍の異動

入学、休学、退学、修了など、在学関係に変更が生ずることを学籍の異動といいます。

これら学籍異動に関することの相談、また手続きは学生課・教務課にておこなっています。

【入 学】

入学の種類には、通常の1年次への入学の他、再入学、転入学などがあります。

【休 学】

病気その他やむを得ない理由で、引続き2ヶ月以上修学しないことをいいます。

休学できる期間は、許可を受けた修学年度を基準として1年以下ですが、特別の事情があると認められた場合は、再休学を許可することがあります。

休学中の学生は在籍しているが修学していない状態なので、休学期間は、卒業に必要な在学年数には算入されません。

なお、休学者は休学期間等に応じて学費を一部免除することがあります。

【復 学】

休学期間の満了または中断によって再び修学することをいいます。

復学手続きは、9月上旬、または3月上旬に教務課にておこなってください。

なお、復学する学年は、休学した時点の学年となります。

【退 学】

病気その他学生の都合により退学しようとするときは、退学願(学生証添付)を教務課に提出し、学長の許可を得てください。

退学は、修了前に大学院を退くのですから、中途退学(中退)となります。

【除 籍】

次のいずれかに該当する者は、在学上の義務不履行者として除籍となります。

- ①正当な理由がなく所定の学費納入を怠った者
- ②規定の在学年数(学則第14条)を超えた者
- ③死亡・行方不明の届け出があった者

【修 了】

修了は、博士前期課程の学生で、原則として、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することをいいます。修士(情報社会)または修士(心理学)の学位が授与されます。

【留 年】

留年は、必要な修得単位の不足などの理由によって修了できず、博士前期課程2年次または博士後期課程3年次に留まること、若しくは休学したことなどの理由により修了できないで所定の修業年限を超えて在学することをいいます。

3. 学 費

学費の費目としては、入学金の他、授業料があります。

費目やその金額については、学費納入の通知書にて確認してください。

3. 1 学費の納入方法

学費は、本学指定の学費振込用紙により郵便局を除く金融機関から振込んで下さい。

学費振込用紙は、毎年4月上旬に会計課から保証人(父母)宛に、①年額記載の振込用紙と、②分納前期額記載の振込用紙の2枚を郵送します。

新入生、編入生を含め2回払い(分納)の学生については、③分納後期額記載の振込用紙を8月下旬に郵送します。

保証人の住所・氏名等は、入学手続きの際提出した書類に基づき記載していますのでその後変更があった場合は、必ず変更届を学生課に提出して下さい。

なお、学費振込用紙が届かないとき、紛失してしまったときは、会計課または学生課に連絡して下さい。

3. 2 学費の納入期限

学費の納入期限は次の通りです。

納入方法	使用振込用紙	学 費	納 入 期 限
年額一括納入	①	1 年 分	4 月 末 日
年2回払い	②	分納前期分	4 月 末 日
	③	分納後期分	9 月 末 日

3. 3 学費の延納願い

特別な理由により、学費が期限内に納入できず延納を希望する場合は、その納入期限(4月末日、9月末日)前に、本学所定の「学生納付金延納願」を学生課に提出して下さい。

学生納付金延納願は、その理由を具体的に記載して本人及び保証人(父母)が連署して提出して下さい。

延納を許可される期間は、前期・後期とも正規の納入期限から起算して3ヶ月以内です。

3. 4 学費未納者の除籍

学費が所定の手続きを経ないで未納の場合は、学則により、除籍処分となります。

平成22年度 大学院人間社会研究科 学年暦

学 事	期 日・期 間
入学式, 新入生入学手続き	平成22年 4月 1日(木)
新入生オリエンテーション期間	4月 2日(金)～8日(木)
2年生前期履修・TAガイダンス	4月 2日(金)
前期授業開始	4月 9日(金)
振替授業日①(月曜日の授業を実施)	5月 7日(金)
前期授業最終日	7月22日(木)
前期補講期間	7月23日(金)～29日(木)
修士論文中間発表会	7月下旬
前期末定期試験	7月30日(金)～8月 6日(金)
夏期休業期間	8月 7日(土)～9月16日(木)
前期授業終了	9月16日(木)
後期授業開始	9月21日(火)
学園祭期間【学園祭】	10月8日(金)～11日(月)【10月9(土)・10日(日)】
振替授業日②(月曜日の授業を実施)	10月13日(水)
修士論文題目提出期限	12月16日(木)
年内の授業終了日	12月27日(月)
冬期休業期間	12月28日(火)～平成23年1月4日(火)
授業再開	平成23年 1月 5日(水)
大学創立記念日	1月10日(月)
後期授業最終日	1月13日(木)
修士論文提出期限	1月14日(金)
学年末定期試験期間	1月21日(金)～27日(木)
修士論文発表会	1～2月
後期授業終了	3月16日(水)
卒業式	3月17日(木)
春期休業期間	3月18日(金)～31日(木)

平成22年度(2010) 人間社会研究科学事予定表 (4月～8月)

	月	火	水	木	金	土	日
4月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

4/1 入学式, 新入生入学手続き
 【新入生】4/2新入生オリエンテーション, TAガイダンス
 4/6健康診断, 4/9前期授業開始
 4/9～17履修登録期間
 【在学生】4/2 前期ガイダンス, TAガイダンス, 4/9 前期授業開始
 4/9～17履修登録期間

5月						1	2
	③	④	⑤	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

5/7振替授業日(月曜分)

6月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

7月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	⑬	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

7/17・7/24～29 前期補講日
 7/23内部推薦1期・公募推薦入試
 7/30～8/6前期末定期試験期間
 7月下旬 修士論文中間発表

8月						1	2
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
30	31						

8/7～9/16夏期休業期間

13	14	14	14	15	14
1				-1	
14				14	

- 国民の祝日 (国民の祝日に関する法律 第2条及び第3条)
- ⊙ 休日 (国民の祝日に関する法律 第3条第2項及び第3項)
- 大学行事等に伴う休講日
- 振替授業日

平成22年度(2010) 人間社会研究科学事予定表 (9月～3月)

	月	火	水	木	金	土	日
9月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

9/1・2 前期末成績発表
 9/7内部推薦Ⅱ期・一般Ⅰ期入試
 9/21 後期授業開始

10月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

10/8～11 学園祭期間(授業休講) 【10/9・10学園祭】
 10/13振替授業日(月曜分)

11月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

12月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

12/16 修士論文題目提出期限
 12/27 授業終了, 12/28～1/4冬期休業期間

1月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
							31

1/5 授業再開, 1/10 大学創立記念日
 1/14・17～20 後期補講期間
 1/14修士論文提出期限
 1/21～1/27学年末定期試験期間

2月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28						

2月 学位(修士)論文の審査及び最終試験
 2/8・9 学年末成績発表

3月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

3/6修士論文審査結果発表
 3/9内部推薦Ⅲ期・一般Ⅱ期入試
 3/17学位記授与式
 3/18～3/31 春期休業期間

13	14	15	14	14	14
1		-1			
14		14			

- 国民の祝日 (国民の祝日に関する法律 第2条及び第3条)
- ◐ 休日 (国民の祝日に関する法律 第3条第2項及び第3項)
- 大学行事等に伴う休講日
- 振替授業日

《平成22年度》 大学院人間社会研究科 新入生 オリエンテーション日程表

期日	1時限 9:10～10:25	2時限 10:45～12:00	3時限 13:10～14:25	4時限 14:45～16:00
4月1日(水)	■ 大学入學式 10:00～ 於:大乗殿(工学部・人間社会学部と共通) ■ 新入生入學手続(入學式終了後)於:3013			
4月2日(金)	■ 教務部・学生部ガイダンス ■ TAAガイダンス ■ 各専攻別教務ガイダンス 担当:研究科長、教務委員、原 於:3013教室			
4月6日(火)	■ 健康診断 於:大乗殿 女子9:10～ 男子10:10～			
4月9日(金)	■ 前期授業開始(通常授業)			

《平成22年度》 大学院人間社会研究科 2年生履修ガイダンス日程表

期日	1時限 9:10～10:25	2時限 10:45～12:00	3時限 13:10～14:25	4時限 14:45～16:00
4月2日(金)	■ 教務部・学生部ガイダンス ■ TAAガイダンス ■ 各専攻別教務ガイダンス 担当:研究科長、教務委員、原 於:3013教室			
4月6日(火)	■ 健康診断 於:大乗殿 女子9:10～ 男子10:10～ *3月に受診できなかった人のみ			
4月9日(金)	■ 前期授業開始(通常授業)			

7. 人間社会研究科教員一覧

【情報社会専攻】

役職	教員名	メールアドレス	内線番号	研究室番号
教授	永野 三郎	nagano@sit.ac.jp	2697 (呼)	2693
教授	依光 正哲	yorimitu@sit.ac.jp	3051	3051
教授	関谷 富男	tesmsky@sit.ac.jp	3052	3052
教授	湖山 均	cerise@sit.ac.jp	3053	3053
教授	鈴木 健	ksuzuki@sit.ac.jp	3091	3049A
教授	N.R.Williams	williams@sit.ac.jp	3054	3054
教授	土山 泰弘	ytsuchi@sit.ac.jp	3081	3039A
教授	上原 施門	ms-uehara@sit.ac.jp	3023	3023
准教授	高畑 一夫	takahata@sit.ac.jp	3064	3064
准教授	高橋 広治	tkoji@sit.ac.jp	3022	3022
准教授	宮井 里佳	miyair@sit.ac.jp	3082	3039B
准教授	山崎 暁子	yamaz@sit.ac.jp	3055	3055
准教授	米谷 郁子	kometani@sit.ac.jp	3065	3065
准教授	中川 善裕	nakagawa@sit.ac.jp	3092	3049B
准教授	佐藤 由美	satoyumi@sit.ac.jp	3072	3072
講師	壇上 誠	danjo@sit.ac.jp	3024	3024

【心理学専攻】

役職	教員名	メールアドレス	内線番号	研究室番号
教授	亀谷 秀樹	kametani@sit.ac.jp	3062	3062
教授	馬岡 清人	umaoka@sit.ac.jp	3063	3063
教授	池上 司郎	ikegami@sit.ac.jp	3084	3039D
教授	三浦 和夫	kmiura@sit.ac.jp	3093	3049C
教授	小野 広明	ono@sit.ac.jp	3061	3061
准教授	曾我 重司	soga@sit.ac.jp	3083	3039C
准教授	河原 哲雄	kawahara@sit.ac.jp	3025	3025
准教授	大塚 聡子	satoko@sit.ac.jp	3094	3049D
准教授	友田 貴子	atsuko@sit.ac.jp	3071	3071
准教授	袋岩 秀章	horoiwa@sit.ac.jp	3095	3049F

人間社会研究科の案内・指導内容

- | | | |
|------|-------------|----|
| 1. 1 | 人間社会研究科案内 | 22 |
| 1. 2 | 人間社会研究科指導内容 | 23 |

履修概要

- | | | |
|-------|-------------------------------|----|
| 1. | 人間社会研究科修士課程授業科目表（情報社会専攻） | 31 |
| 2. | 人間社会研究科修士課程授業科目表（心理学専攻） | 32 |
| 3. | 大学院修士課程における履修モデルについて | 33 |
| 3.1 | 情報社会専攻「情報社会システム教育研究分野」の履修科目 | 33 |
| 3.1.1 | 履修モデルA | 34 |
| 3.1.2 | 履修モデルB | 35 |
| 3.1.3 | 履修モデルC | 36 |
| 3.1.4 | 履修モデルD | 37 |
| 3.2 | 情報社会専攻「デジタル・リテラシー教育研究分野」の履修科目 | 38 |
| 3.2.1 | 履修モデルA | 39 |
| 3.2.2 | 履修モデルB | 40 |
| 3.3 | 心理学専攻「実験心理学教育研究分野」の履修科目 | 41 |
| 3.3.1 | 履修モデルA | 42 |
| 3.3.2 | 履修モデルB | 43 |
| 3.3.3 | 履修モデルC | 44 |
| 3.4 | 心理学専攻「臨床心理学教育研究分野」の履修科目 | 45 |
| 3.4.1 | 履修モデルA | 46 |
| 3.4.2 | 履修モデルB | 47 |

人間社会研究科では、情報技術と、行政・経営、映像・音響など他分野との融合領域を網羅した情報社会専攻、心理学の高度でより専門的な知識と技能を持った研究技術者や臨床心理士の養成を目的とした心理学専攻の2専攻を設置しております。また本研究科では、最新の研究設備を備えるとともに、学内外で幅広く先導的に活躍する優れた教授陣が指導にあたります。社会で即戦力として活躍できるプロフェッショナルを養成すると同時に、地域の研究拠点としても活動しています。

情報社会専攻

本専攻には、情報社会学科における3コース制と連動して、情報社会システム教育研究分野とデジタル・クリエイター教育研究分野の2分野があります。各分野では、情報技術力、法律や経済などの社会知識、映像・音響の創造的表現力など幅広い要素を核に、高度な知識と確かな技術を身につけた人材の養成を目指しています。

◆情報社会システム教育研究分野◆

行政知識と経営知識、および、情報技術の習得を知識基盤とした行政情報システムやビジネス情報システムの創成を担う人材を養成します。修了後は、ITプロジェクト・マネージャーやITコンサルタント、企業経営とIT戦略の双方に責任をもつCIO(情報統括責任者)など高度な専門的職業人として活躍することが期待されます。

◆デジタル・クリエイター教育研究分野◆

コンピュータ・グラフィックス、コンピュータ・ミュージック、マルチメディアといった最先端のスキルを基礎に、デジタル・クリエイターを養成します。修了後の進路は、映像と音響のコンテンツ制作における専門的職業人および研究技術者などが挙げられ、行政や企業の広報部門、テレビ局をはじめとするマスコミ関連企業といった幅広い分野での活躍が期待されます。

心理学専攻

本専攻では、実験心理学に関連する最先端の研究施設や臨床心理センターを活用して、基礎心理学と臨床心理学の両面から、少人数による徹底した教育・研究を行っています。人間の行動を科学的に解明し、高度な専門知識と技能を持った研究技術者や臨床心理士を養成することに主眼を置いています。

◆実験心理学教育研究分野◆

脳科学、認知科学、行動科学の3領域について深く学び、最新の研究技法を駆使して自ら研究を進めていくことができる研究技術者を養成します。修了者の進路としては、大学、企業の研究機関において活躍できる研究者・研究技術者や心理職公務員などが想定されています。

◆臨床心理学教育研究分野◆

臨床心理学についての専門的な知識と、心理臨床にかかわる場合の姿勢を学び、高度な専門性を求められる職業人としての臨床心理士を養成します。そのために日本臨床心理士資格認定協会より第1種臨床心理士養成課程の指定を受けています。また、臨床心理学教育研究分野の大学院生の臨床実習施設として「埼玉工業大学臨床心理センター」が設置されています。

なお、両研究分野とも、大学院博士課程に進学して研究者を目指す学生に対しての教育も視野に入れております。

2. 人間社会研究科指導内容

情報社会専攻

情報社会システム

教育研究分野

高度の行政知識・経営知識と情報技術を駆使しうる能力の育成を基盤として、知識基盤社会で求められている豊かな創造力と構想力を備えたITプロジェクト・マネージャーやITコンサルタント、さらには、企業経営とIT戦略の双方に責任を持つCIO (Chief Information Officer, 情報統括責任者) などの分野で活躍が期待できる人材を養成します。

永野 三郎 教授 工学博士(東京大学)

- ◆研究テーマ例
マルチエージェント・モデルによる外国為替市場のシミュレーション
人工社会における流行の発生に関する研究
- ◆研究指導内容概略
人の組織や社会を構成する個々の行動主体を、自立性を持った知的な機能単位、すなわちエージェントとして捉え、多数のエージェントの相互作用の結果として組織現象や社会現象が創発すると考える。このようなマルチエージェント・シミュレーションを通じて、自立主体間の局所的(ミクロ的)相互作用の結果として創発するマクロな現象を観察するとともに、ミクロ・マクロ関係を理解することをテーマとして研究を行う。
- ◆略歴・学会活動等
東京大学教養学部教授を経て、平成13年本学教授、平成14年本学人間社会学部長、平成15年本学学長に就任。
日本ガスタービン学会理事・日本学術会議科学教育研究連絡委員会委員・日本同学会会長等歴任。

上原 施門 教授 教養学士(東京大学)

- ◆研究テーマ例
ネットワーク社会を情報技術と人々のコミュニケーションと言った観点から研究/社会ネットワークにおけるソーシャルキャピタルの研究/個人・組織の情報技術を使った問題解決能力(組織知識)におけるネットワークの働き/職場のメンタルヘルス/女性労働
- ◆研究指導内容概略
基本的には、現代の情報社会・知識社会を、人と人、人と組織、組織と組織の繋がり(ネットワーク)とそれを仲介する情報技術という二つの視点から研究指導を行う。具体的には、人と組織の情報技術による問題解決能力(組織知識)とネットワーク、また、広く社会的問題(例えば医療・保健・福祉)解決における情報ネットワークの働き、及び社会ネットワークにおける人々の相互支援といった事柄を中心にして研究指導を行う。
- ◆略歴・学会活動等
富士通(株)、(株)富士通研究所、山形県立米沢女子短期大学教養科・社会情報学専攻教授等を経て、平成18年本学教授就任。
日本社会情報学会、日本労務学会、日本産業・組織心理学会、日本NPO学会等

高橋 広治 准教授 理学博士(京都市大学)

- ◆研究テーマ例
集団の進化
コンピュータ・シミュレーション
データ解析
- ◆研究指導内容概略
高度情報社会である現代においては、膨大な量のデータが刻々と生み出されている。そのようなデータを、人間にとって有用な真に生きた情報として活用するためには、各々の問題に合った適切なデータ処理を高速に行うことができる情報システムが必要不可欠である。そのようなシステムの構築を目指して、コンピュータを使った検索、分類、統計解析、データマイニングなどの様々なデータ処理の手法の開発や、それらの手法を応用した社会現象の分析などをテーマとした研究指導を行う。
- ◆略歴・学会活動等
日本学術振興会特別研究員、東京大学大学院リサーチ・アソシエイト等を経て、平成14年本学助教教授就任。
日本天文学会、国際天文学連合(IAU)、情報処理学会会員

宮井 里佳 准教授 文学修士(大阪大学)

- ◆研究テーマ例
中国浄土教思想
中国仏教の預言の研究
マンガに見られる宗教性について
- ◆研究指導内容概略
中国・日本の思想・宗教を対象とし、文献ととりわけ古典の読解を中心とする。訓詁学的研究にとどまらず、古の賢者の思索のあとを探求し、対話を行うことによって、己の思索を深め、現代の社会に生きる智慧、生きた思想を生み出したい。
- ◆略歴・学会活動等
(財)東方研究会専任研究員、天台宗典義所嘱託編輯員、日本学術振興会特別研究員等を経て、平成14年本学講師就任、平成17年現職。
日本仏教学会、日本印度学仏教学会、日本道教学会
日本中国学会、日本宗教学会等会員、仏教史学会委員

◆研究テーマ例

無線ネットワークにおけるリアルタイムマルチメディア通信のためのQoS制御

◆研究指導内容概略

ユビキタス情報社会を実現するために必要な新たな情報通信技術ICTに関する教育研究を行う。
情報通信ネットワークアーキテクチャに関する研究
音波を用いた情報伝送システムに関する研究
電波を用いた情報伝送システムに関する研究
災害時情報通信システムに関する研究

◆略歴・学会活動等

信州短期大学経営情報学科専任講師・助教授・教授等を経て、平成16年本学講師就任、平成19年現職。
IEEE Computer Society, 情報処理学会, 電子情報通信学会会員

現代の文化状況及び情報科学の研究状況を踏まえ、コンピューター・グラフィックス、コンピューター・ミュージック、マルチメディアなどに関する最先端のスキルの学修を基礎に、映像と音響というコンテンツ作製における主要な2領域において少人数の徹底した指導を行うことにより、単に個としての表現者にとどまらず、行政や企業の広報部門、マスコミなど、変化し発展する現代社会の多くの新しい領域で活躍ができる人材を養成します。

湖山 均 教授 博士(人間科学)(ソルボンヌ大学)

- ◆研究テーマ例
CG制作/CG及び画像処理の技術開発/CG及び画像処理の人工知能の活用/ことば、イメージ、音を組み合わせたマルチ・モーダル/マルチ・メディア芸術の研究
- ◆研究指導内容概略
主に視覚を通じた感覚のあり方や新しい科学的発見に目を配りつつ、コンピュータ芸術やデザインの新しい制作創造をめざす。様々な可視化技術を使った創作活動及びそれらの技術の開発をめざす。ことば/音/イメージによる視覚/聴覚芸術の統合とか共感覚的作品制作の可能性も追求する。
- ◆略歴・学会活動等
ボンビード文化センター嘱託、埼玉工業大学専門学校教授、芝浦工業大学非常勤講師等を経て、平成11年本学先端科学研究所教授就任。日仏工業技術会。

土山 泰弘 教授 文学修士(北海道大学)

- ◆研究テーマ例
ヴェーダ写本の校訂研究
古代インドの王権祭式
古代インドの宗教思想
- ◆研究指導内容概略
古来より宗教は文化の中核的な役割を担い、文化の発展・に指導的な役割を果たしてきた。とくに南アジアには古代から伝承が豊富に残されており、それらは南アジア世界のみならず古代世界一般の宗教的な表象や思考を理解する上で貴重な料を提供する。様々な資料にあらわれた神話的表象、宗教観ならびに儀礼行為などの宗教現象の検討を通して、南アジア中心とする古代世界の精神構造について総合的に研究する。
- ◆略歴・学会活動等
北海道大学非常勤講師を経て、平成14年本学助教就任、平成18年現職。
日本宗教学会、日本南アジア学会、日本印度学仏教学会等

Nicholas R. Williams 教授 ヨーロッパ演劇修士(エクセター大学)

- ◆研究テーマ例
ヴィクトリア朝とエドワード朝の演劇史
- ◆研究指導内容概略
現代社会において、自分の意見で英語をまとも、発表する能力は、各方面で求められており、ウェブサイトの構築においても欠かせないものである。学生が選んだトピックを、いかに論文として構成していくかを始めとして、パラグラフ・ライティングの手法、「事実」と「意見」それぞれの的確に表現するための英文の構成方法、学術論文における文献の明示方法など、小論文や学術論文を英語で書くにあたって必要な技術を修得できるよう指導する。
- ◆略歴・学会活動等
西インド大学講師、東京大学講師、富山国際大学助教授、城西国際大学教授等を経て、平成14年本学教授就任。
国際ショー学会、日本バーナード・ショー協会等

中川 善裕 准教授 芸術学修士(東京藝術大学)

- ◆研究テーマ例
デジタル音響機器による音楽表現の可能性とその応用/Max/mspを用いたインタラクティブ作品の制作/Maxを用いたアルゴリズム作曲法/Csoundを用いた音響合成と音楽制作
- ◆研究指導内容概略
近年、発達目覚ましいコンピュータ等のデジタル機器の登場によって、音楽制作の様相は著しく変化してきた。五線譜と鉛筆と楽器と演奏者、そして録音スタジオが一つのノートパソコンに取まらなくなった今では、単なる効率性の追求という意味合いだけではなく音楽的内容の変化の可能性も秘めている。それらの可能性に目を向けながら、新しい時代の音楽表現法を教育研究する。具体的には、コンピュータ上で合成された音と現実の音を用いた音響作品の制作や、アルゴリズム作曲、コンピュータ援用作曲など、作曲家の思考をコンピュータ上で行う可能性を教育研究する。
- ◆略歴・学会活動等
東京藝術大学・洗足学園音楽大学等非常勤講師、平成18年本学助教就任。
日本作曲家協議会、日本電子音楽協会、音楽情報科学研究会

山崎 暁子 准教授 学術修士(東京大学)
児童文学修士(サリー大学)

◆研究テーマ例
ダイアナ・ウィン・ジョーンズのテキストの構造研究
クストーの『エミールと探偵たち』の原作と英語版の比較研究

◆研究指導内容概略
児童文学作品は、それぞれの出身文化や時代を色濃く反映するものである。その一方で、国境や時代を超越して普遍的に愛されることもあり、その際には翻訳や映像化など、メディアの変換がかわっていることが多い。このような二面性を持つ児童文学は、文化とメディアについて理解を深めるための格好の材料である。おもに英語とドイツ語の作品を用いて、文化・社会・テキスト・メディアの働きについて探ることをめざす。

◆略歴・学会活動等
平成14年本学講師就任、平成18年現職。
日本イギリス児童文学会、国際児童文学学会

米谷 郁子 准教授 文学修士(東京大学)
文学博士(パーミンガム大学)

◆研究テーマ例
初期近代英文学とその後世における受容、ジェンダー理論をはじめとする現代批評理論

◆研究指導内容概略
シェイクスピアをはじめとする初期近代英国文学のテキストが、17世紀以降現代に至る後世の各時代に、小説や映画などのジャンルやメディアを通じて改変・受容された際に、各時代の潮流の中でどのような位置を占めたかを考察する。それとともに、各時代のテキストやメディアのあり方、ひいては現代私たちが目にしているテキストやメディアの特色とその可能性に対して意識的に向き合うことを目指す。
また、現代社会について考えるための思考の枠組みとして機能する文化批評理論の諸相とその実践可能性について考える。

◆略歴・学会活動等
平成16年本学講師就任、平成19年現職。
日本英文学会、日本シェイクスピア協会

佐藤 由美 准教授 博士(教育学)(青山学院大学)

◆研究テーマ例
戦前の台湾・朝鮮からの留学生研究

◆研究指導内容概略
国際交流が盛んな現代社会では、異文化間コミュニケーションが必要とされる機会が多い。言語や宗教、風俗・習慣などが異なる人々と豊かなコミュニケーションを築くには、他者(異文化)に対する理解が不可欠である。そこで、日本と最も関係の深い韓国をはじめとする東アジア地域の歴史を学ぶことによって、生活習慣や思考様式の共通点や差異がどこから生じるのか、また、日本のアジア認識がどのように形成されたのかを調査・分析する。

◆略歴・学会活動等
青山学院大学・専修大学非常勤講師を経て、平成18年より現職。
教育史学会、日本教育学会、アジア教育学会

◆ 情報社会専攻授業科目 ◆

研究科共通科目

人間学特別輪講
コミュニケーション特別輪講
知識情報特論

専攻共通科目

情報セキュリティ特論 ヒューマン・インターフェース特論 知的財産特論	人間学特別演習Ⅰ(宗教) 人間学特別演習Ⅱ(東洋思想) 知識情報特別演習	コミュニケーション特別演習Ⅰ(英語資料購読) コミュニケーション特別演習Ⅱ(Academic Writing) コミュニケーション特別演習Ⅲ(異文化理解)
--	--	---

情報社会システム教育研究分野

情報社会特別輪講(法律, 経済, 情報) システム開発方法特論 ネットワーク・システム特論 意思決定支援システム特論 地域情報化特論 経営情報システム特論 企業戦略特論 e-ビジネス特論	情報社会特別演習Ⅰ(法律) 情報社会特別演習Ⅱ(経済) 情報社会特別演習Ⅲ(情報) 情報社会特別演習Ⅳ(労働) 情報社会システム創造プロジェクト特別演習 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)	特別研究
--	---	------

デジタル・クリエイター教育研究分野

文化研究特別輪講 言語情報特論 知覚心理学特論 イメージ創造特論 マルチ・メディア情報処理特論 バーチャルリアリティ特論 映像情報特論 デジタル音響表現特論 メディア作曲法特論	文化研究特別演習 情報表現特別演習(Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ)	特別研究
--	----------------------------------	------

実験心理学

教育研究分野

実験心理学教育研究分野は、心を生み出す脳の仕組みや働きを研究する脳科学、知覚や思考などの情報処理プロセスを研究する認知科学、人間行動の基本原理を研究する行動科学の3領域を中心に、カリキュラムが構成されています。これにより、最先端の実験心理学研究に寄与しうる研究技術者の養成を図るとともに、心理学関連の専門職(心理職公務員等)への就職あるいは大学院博士課程に進学し、研究者となることが可能な人材を教育することを目指しています。

池上 司郎 教授 医学博士(東京大学)

- ◆研究テーマ例
記憶と情動の脳内神経機構
学習行動に影響を与える諸要因(ストレス、環境など)
- ◆研究指導内容概略
記憶が形成され保存される脳の神経機構と記憶の強化に重要な役割を果たしている情動の制御機構を、行動解析を中心にして研究することを目的としている。これらの機構に影響を与える生物学的要因とストレスなどの環境的要因について基礎的な研究を行うことによって、記憶機構の障害によって起こる認知症や情動機構の異常に起因する統合失調症、うつ病などの精神疾患や心的外傷後ストレス障害などの生物学的基盤の仕組みを研究し解明できるように指導する。
- ◆略歴・学会活動等
三菱化学生命科学研究所主任研究員を経て、平成17年本学教授就任。
日本心理学会、日本神経科学学会、日本生理学会、日本動物心理学会正会員

亀谷 秀樹 教授 博士(医学)(東邦大学)

- ◆研究テーマ例
老化の生物学的メカニズム
認知機能の加齢変化とその神経機構
- ◆研究指導内容概略
生物の寿命は、生物学的、心理学的な種々の要因によって決定されている。これらの寿命決定因子のうち、酸化ストレスについて、実験的に検討する。実験では、脊椎動物の中でも短寿命であることが知られているアフリカ原産の年魚を用い、食餌制限や抗酸化剤投与の寿命延長効果について調べる。さらに、これらの処置が、認知機能の老化に及ぼす効果についても明らかにする。また希望者には、人を対象とした情動記憶の加齢変化についても研究指導を行う。
- ◆略歴・学会活動等
東京都老人総合研究所研究員、米国ユタ大学客員研究員、米国立老化研究所(NIA)客員研究員、三菱化成生命科学研究所特別研究員、福岡県立大学教授等を経て、平成15年本学教授就任。
日本生理学会、日本神経科学学会、米国神経科学学会、ニューヨーク科学アカデミー

河原 哲雄 准教授 教育学修士(東京大学)

- ◆研究テーマ例
文章理解と知識獲得／言語獲得過程の計算モデル／アナロジーによる問題解決／メタファ理解過程の実験的研究／カテゴリー学習のニューラルネットワーク・モデル
- ◆研究指導内容概略
人間が経験からの帰納によって知識や技能、言語能力などを獲得するオンライン認知過程を、心理学実験やコンピュータ・シミュレーション、理論的検討などの手法を用いて研究する。また、獲得された知識や技能、能力の現実場面における使用過程や、それらが現実場面において有効に機能するための条件といった教育的含意についても研究する。これらの研究領域における最先端の研究を遂行するために必要な、研究計画法やデータ解析法、シミュレーション技法や、各種の実験機器の使用法などについても研究・指導する。
- ◆略歴・学会活動等
東京大学大学院助手を経て、平成15年本学助教教授に就任。
日本認知科学学会、認知心理学会、日本心理学会、教育心理学会、基礎心理学会、人工知能学会、神経回路学会の各正会員。

大塚 聡子 准教授 博士(心理学)(東京大学)

- ◆研究テーマ例
奥行き知覚の時空間特性
観察者の運動と視対象認知
- ◆研究指導内容概略
奥行き(3次元的な空間構造)を知覚する機構の解明に関する教育指導を行う。人間の視覚系は、奥行きを知覚するために、两眼視差(2つの目の間の網膜像のずれ)や運動視差(観察者の運動により生じる網膜像の動き)など複数の手がかりによる情報を統合していると考えられている。本研究室では、心理学的手法により、これらの手がかり情報を処理し統合する機構を明らかにする研究を行う。また、観察者の探索的な身体運動や眼球運動が奥行き知覚や視対象認知に及ぼす影響についても扱う。
- ◆略歴・学会活動等
東京大学IML研究機関研究員等を経て、平成14年本学講師就任、平成17年現職。
日本心理学会、日本基礎心理学会、日本視覚学会、日本認知心理学会、アメリカ視覚眼科学会等

臨床心理学

教育研究分野

この教育研究分野は臨床心理士を養成することを目的としています。平成19年3月に、臨床心理士資格認定協会の規定する第1種臨床心理士養成課程の指定を受けました。カリキュラムは、研究科共通科目及び日本臨床心理士資格認定協会の指示する第1種指定大学院カリキュラムに準拠する科目で構成しています。また、大学に附置する臨床心理センターに心理相談室を設けて実習施設とし、一般の外来相談を受けて、臨床心理士の資格を持つ教員及びカウンセラーの指導のもとに、学生の臨床心理実習を行います。

馬岡 清人 教授 文学修士(早稲田大学)
臨床心理士

◆研究テーマ例
就園前幼児の母子グループ活動における母子相互作用の発達過程と母親の育児観の関連／発達障害幼児の情動制御の発達過程への支援のあり方について

◆研究指導内容概略
発達臨床心理学に関わる領域の研究課題を指導する。発達障害児への援助のあり方、子育て支援に関わる課題、不登校や学校への不適応に関わる課題、学生相談に関わる課題などを含む。

◆略歴・学会活動等
東京少年鑑別所法務技官・教育、国立特殊教育総合研究所研究室長、日本女子大学教授等を経て、平成15年本学教授就任。
日本心理学会、日本教育心理学会、日本発達心理学会、日本精神衛生学会(理事)

小野 広明 教授 修士(文学)(北海道大学)
臨床心理士

◆研究テーマ例
犯罪・非行原因論
犯罪・非行からの立直りを援助する方策

◆研究指導内容概略
わが国においても、青少年の健全育成、再非行・再犯防止対策が重要な課題になっている昨今、犯罪や非行の原因、更生のための道筋・方策を考究することはとても意義深い。本研究室では、臨床心理学の立場から、診断や援助(処遇)という領域で個々の対象者にいかにかかわるかという観点でこの課題を追究するとともに、犯罪や非行は社会を映し出す鏡であると言われるように、より幅広い知見を得て、犯罪・非行の分析を通して社会の有り様、在り方についても研究を深めていきたい。

◆略歴・学会活動等
富山少年鑑別所長を経て、平成22年本学教授就任。
日本犯罪心理学学会、日本社会病理学会

三浦 和夫 教授 教育学修士(上智大学)
臨床心理士

◆研究テーマ例
心理療法プロセスに関する研究
箱庭療法に関する研究

◆研究指導内容概略
主に個人心理療法に関わる領域の研究をおこなう。また、家庭教師やボランティアといったいわゆる非専門家によるアプローチにも関心を持っている。
この他、個人あるいはグループによる箱庭療法によるアプローチを指導する。

◆略歴・学会活動等
平塚市教育研究所教育相談員、目黒区守屋教育会館教育相談室教育相談員、山王教育研究所カウンセラーを経て、平成14年本学助教授就任、平成20年現職。
日本心理臨床学会、日本箱庭療法学会

巖岩 秀章 准教授 博士(教育学)(国際基督教大学)
臨床心理士

◆研究テーマ例
集団精神療法におけるグループ・プロセスと治療の変化とのかかわり／教育共同体への集団精神療法的介入の実践／心理教育の実践と有効性／情報共同体と心理支援

◆研究指導内容概略
集団精神療法、学校臨床心理学等に関する領域を指導する。集団精神療法の有効性、グループ・プロセス、運営の仕方、教育共同体としての学校組織と臨床心理学のコラボレーション、学生相談、摂食障害、人格障害等に関することが課題となる。

◆略歴・学会活動等
平成6年日本女子大学専任カウンセラー(講師待遇)着任、平成9年同(助教授待遇)昇任、平成19年本学准教授着任。
日本集団精神療法学会理事、日本教育心理学会、日本心学会、日本精神分析学会、日本健康心理学会、Academy for Eating Disorders, World Federation of Mental Health 等

◆研究テーマ例

抑うつ気分からの回復と心理社会的要因の関連について/
スポーツ・遊びと精神的健康

◆研究指導内容概略

社会臨床心理学に関わる領域の研究を主に扱う。例えば、
ストレス、原因帰属過程、ソーシャル・サポートなどが精神疾患
(うつ病や不安障害など)や不適応の予防、発症、回復などに
どのような関連があるのかということについて検討している。
とくに対人相互作用と精神的健康との関連について、社会
心理学のパラダイムを取り入れ検討していく。対人相互作用
による個人内および個人間の心理的過程が精神的健康と
どのような関連を持つか、精神保健の観点も含め扱っている。

◆略歴・学会活動等

日本学術振興会特別研究員、立教大学非常勤講師、日本医科大学
付属病院心理判定員等を経て、平成16年本学講師着任、
平成19年より現職。日本心理学会、日本社会心理学会、日本心理臨床
学会、日本バーソナリティ心理学会(編集委員)、日本うつ病学会等

◆ 心理学専攻授業科目 ◆

研究科共通科目

人間学特別輪講
コミュニケーション特別輪講
知識情報特論

実験心理学教育研究分野

実験心理学特別輪講Ⅰ	生理心理学特別演習	実験心理学特別実験Ⅰ
実験心理学特別輪講Ⅱ	神経生理学特別演習	実験心理学特別実験Ⅱ
生理心理学特論	認知心理学特別演習	特別研究
神経心理学特論	知覚心理学特別演習	
認知心理学特論	視覚情報処理心理学特別演習	
知覚心理学特論	学習心理学特別演習	
視覚情報処理心理学特論	老年心理学特別演習	
学習心理学特論		
老年心理学特論		
心理学研究法特論		
社会心理学特論		
犯罪心理学特論		
障害者(児)心理学特論		

臨床心理学教育研究分野

臨床心理学研究法特別輪講	認知心理学特論	※ 臨床心理査定特別演習Ⅰ
※ 臨床心理学特論Ⅰ	犯罪心理学特論	※ 臨床心理査定特別演習Ⅱ
※ 臨床心理学特論Ⅱ	社会心理学特論	
※ 臨床心理面接特論Ⅰ	神経生理学特論	※ 臨床心理学基礎実習Ⅰ
※ 臨床心理面接特論Ⅱ	老年心理学特論	※ 臨床心理学基礎実習Ⅱ
臨床心理面接特論Ⅰ	障害者(児)心理学特論	
臨床心理面接特論Ⅱ	心理療法特論	※ 臨床心理実習Ⅰ
	学校臨床心理学特論	※ 臨床心理実習Ⅱ
	グループ・アプローチ特論	
		特別研究

※ の科目は、他教育研究分野の学生は受講できません

1. 人間社会研究科修士課程授業科目表（情報社会専攻）

【平成21年度（2009）以降の入学生に適用】

教育分野	授業科目	単位数	必・選			備考
			専攻	情報社会システム	デジタル・クリエイター	
研究科共通 講義科目	人間学特別輪講	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別輪講	2	選択	選択	選択	
	知識情報特論	2	選択	選択	選択	
専攻共通 講義科目	情報セキュリティ特論	2	選択	選択	選択	
	知的財産権特論	2	選択	選択	選択	
	ヒューマン・インターフェース特論	2	選択	選択	選択	
専攻共通 演習科目	人間学特別演習Ⅰ（宗教）	2	選択	選択	選択	
	人間学特別演習Ⅱ（東洋思想）	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別演習Ⅰ（英語資料演習）	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別演習Ⅱ（Academic Writing）	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別演習Ⅲ（異文化理解）	2	選択	選択	選択	
	知識情報特別演習	2	選択	選択	選択	
情報社会システム	システム開発方法特論	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	社会シミュレーション特論	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別輪講（法律／経済／情報）	2	選択	選択	選択	
	ネットワーク・システム特論	2	選択	選択	選択	
	意思決定支援システム特論	2	選択	選択	選択	
	地域情報化特論	2	選択	選択	選択	
	経営情報システム特論	2	選択	選択	選択	
	企業戦略特論	2	選択	選択	選択	
	e-ビジネス特論	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅰ（法律）	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅱ（経済）	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅲ（情報）	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅳ（労働）	2	選択	選択	選択	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	2	選択	必修	選択	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	2	選択	必修	選択	★1
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2	選択	必修	選択	
情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2	選択	必修	選択		
デジタル・クリエイター	文化研究特別輪講	2	選択	選択	選択	
	言語情報特論	2	選択	選択	選択	
	知覚心理学特論	2	選択	選択	選択	
	イメージ創造特論	2	選択	選択	選択	
	マルチ・メディア情報処理特論	2	選択	選択	選択	
	バーチャル・リアリティ特論	2	選択	選択	選択	
	映像情報特論	2	選択	選択	選択	
	デジタル音響表現特論	2	選択	選択	選択	
	メディア作曲法特論	2	選択	選択	選択	
	文化研究特別演習	2	選択	選択	選択	
	情報表現特別演習Ⅰ	2	選択	選択	必修	
	情報表現特別演習Ⅱ	2	選択	選択	必修	★1
	情報表現特別演習Ⅲ	2	選択	選択	必修	
	情報表現特別演習Ⅳ	2	選択	選択	必修	

★1 特別演習の番号付けと履修時期は、以下の表に従っている。

	修士1年		修士2年	
	前期	後期	前期	後期
特別演習	I	II	III	IV

履修概要

2. 人間社会研究科修士課程授業科目表（心理学専攻）

教育分野研	授業科目	単位数	必・選			備考		
			専攻	実験心理学	臨床心理学			
研究科共通	人間学特別輪講	2	選択	選択必修	選択必修	1科目選択必修		
	コミュニケーション特別輪講	2	選択	選択必修	選択必修			
	知覚情報特論	2	選択	選択必修	選択必修			
実験心理学	実験心理学特別輪講Ⅰ	2	選択	必修	選択	1科目選択必修		
	実験心理学特別輪講Ⅱ	2	選択	必修	選択			
	生理心理学特論	2	選択	選択必修	選択		(本年度休講)	
	神経生理学特論	2	選択	選択必修	選択		1科目選択必修	
	認知心理学特論	2	選択	選択必修	選択			
	知覚心理学特論	2	選択	選択必修	選択			
	視覚情報処理心理学特論	2	選択	選択必修	選択			
	学習心理学特論	2	選択	選択必修	選択			
	老年心理学特論	2	選択	選択必修	選択			
	心理学研究法特論	2	選択	選択必修	選択			
	社会心理学特論	2	選択	選択必修	選択			1科目選択必修
	犯罪心理学特論	2	選択	選択必修	選択			
	障害者(児)心理学特論	2	選択	選択必修	選択			
	生理心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択		(本年度休講)	
	神経生理学特別演習	2	選択	選択必修	選択		1科目選択必修	
	認知心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択			
	知覚心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択			
	視覚情報処理心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択			
	学習心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択			
	老年心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択			
	実験心理学特別実験Ⅰ	2	選択	必修	選択			
	実験心理学特別実験Ⅱ	2	選択	必修	選択			
	臨床心理学	臨床心理学特論Ⅰ	2	臨床心理学のみ	—		必修	1科目選択必修
		臨床心理学特論Ⅱ	2	臨床心理学のみ	—		必修	
		臨床心理面接特論Ⅰ	2	臨床心理学のみ	—		必修	
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	臨床心理学のみ	—		必修	
		心理学研究法特論	2	選択	選択		選択必修	
臨床心理学研究法特別輪講		2	選択	選択	選択必修			
学習心理学特論		2	選択	選択	選択必修	1科目選択必修		
認知心理学特論		2	選択	選択	選択必修			
犯罪心理学特論		2	選択	選択	選択必修			
社会心理学特論		2	選択	選択	選択必修	1科目選択必修		
老年心理学特論		2	選択	選択	選択必修			
障害者(児)心理学特論		2	選択	選択	選択必修			
神経生理学特論		2	選択	選択	選択必修			
精神医学特論		2	選択	選択	選択必修			
学校臨床心理学特論		2	選択	選択	選択必修	1科目選択必修		
心理療法特論		2	選択	選択	選択必修			
グループ・アプローチ特論		2	選択	選択	選択必修			
臨床心理査定特別演習Ⅰ		2	臨床心理学のみ	—	必修			
臨床心理査定特別演習Ⅱ		2	臨床心理学のみ	—	必修			
臨床心理基礎実習Ⅰ		1	臨床心理学のみ	—	必修			
臨床心理基礎実習Ⅱ		1	臨床心理学のみ	—	必修			
臨床心理実習Ⅰ	1	臨床心理学のみ	—	必修				
臨床心理実習Ⅱ	1	臨床心理学のみ	—	必修				

3. 大学院修士課程における履修モデルについて

3.1 情報社会専攻「情報社会システム教育研究分野」の履修科目

教育研究分野		授業科目	配当 年次	単位数	
				必修	選択
講 義 科 目	研究 科 共 通	人間学特論輪講	1		2
		コミュニケーション特別輪講	1		2
		知識情報特論	1		2
	専 攻 共 通	情報セキュリティ特論	1・2		2
		知的財産権特論	1・2		2
		ヒューマン・インターフェース特論	1・2		2
	情 報 社 会 シ ス テ ム 教 育 研 究 分 野	システム開発方法特論	1・2		2
		社会シミュレーション特論	1・2		2
		情報社会特別輪講(法律/経済/情報)	1・2		2
		ネットワーク・システム特論	1・2		2
		意思決定支援システム特論	1・2		2
		地域情報化特論	1・2		2
		企業戦略特論	1・2		2
		経営情報システム特論	1・2		2
e-ビジネス特論	1・2		2		
演 習 科 目	専 攻 共 通	人間学特別演習Ⅰ(宗教)	1・2		2
		人間学特別演習Ⅱ(東洋思想)	1・2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅰ(英語資料演習)	1・2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅱ(Academic Writing)	1・2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅲ(異文化理解)	1・2		2
		知識情報特別演習	1・2		2
	情 報 社 会 シ ス テ ム 教 育 研 究 分 野	情報社会特別演習Ⅰ(法律)	1・2		2
		情報社会特別演習Ⅱ(経済)	1・2		2
		情報社会特別演習Ⅲ(情報)	1・2		2
		情報社会特別演習Ⅳ(労働)	1・2		2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	1	2	
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	1	2	
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2	2	
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2	2	
特別研究	情報社会特別研究	1・2			

注1)必修4科目8単位、講義科目及び演習科目の選択25科目50単位の中から
22単位以上修得が修了の要件

3. 1. 1 情報社会専攻<情報社会システム教育研究分野>/履修モデルA(法律)
 <主な進路> 行政公務員, 行政管理等に携わるシステム・エンジニア, プランナー, 研究者等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	<研究科共通の講義科目>		
	知識情報特論	選択	2
1 ・ 2	<専攻共通の講義科目>		
	知的財産権特論	選択	2
	<情報社会システム教育研究分野の講義科目>		
	システム開発方法特論	選択	2
	情報社会特別輪講(法律/経済/情報)	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	意思決定支援システム特論	選択	2
	地域情報化特論	選択	2
	企業戦略特論	選択	2
	経営情報システム特論	選択	2
	<専攻共通の演習科目>		
	コミュニケーション特別演習I(法律)	選択	2
	<情報社会システム教育研究分野の演習科目>		
	情報社会特別演習 I (法律)	選択	2
情報社会システム創造プロジェクト特別演習I	必修	2	
情報社会システム創造プロジェクト特別演習II	必修	2	
情報社会システム創造プロジェクト特別演習III	必修	2	
情報社会システム創造プロジェクト特別演習IV	必修	2	
情報社会特別研究	必修	---	
総 計			30

3. 1. 2 情報社会専攻<情報社会システム教育研究分野>/履修モデルB(経済)

<主な進路> 経営管理等に携わるシステム・エンジニア, プランナー, 研究者等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
<研究科共通の講義科目>			
1	コミュニケーション特別輪講	選択	2
<専攻共通の講義科目>			
	知的財産権特論	選択	2
<情報社会システム教育研究分野の講義科目>			
	システム開発方法特論	選択	2
	情報社会特別輪講(法律/経済/情報)	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	意思決定支援システム特論	選択	2
	企業戦略特論	選択	2
	社会シミュレーション特論	選択	2
1 ・ 2	e-ビジネス特論	選択	2
<専攻共通の演習科目>			
	コミュニケーション特別演習III(異文化理解)	選択	2
<情報社会システム教育研究分野の演習科目>			
	情報社会特別演習II(経済)	選択	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習I	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習II	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習III	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習IV	必修	2
	情報社会特別研究	必修	---
総 計			30

3. 1. 3 情報社会専攻<情報社会システム教育研究分野>/履修モデルC(情報)
 <主な進路> 経営管理等に携わるシステム・エンジニア, プランナー, 研究者等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	<研究科共通の講義科目>		
	コミュニケーション特別輪講	選択	2
1 ・ 2	<専攻共通の講義科目>		
	情報セキュリティー特論	選択	2
	<情報社会システム教育研究分野の講義科目>		
	システム開発方法特論	選択	2
	情報社会特別輪講(法律/経済/情報)	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	意思決定支援システム特論	選択	2
	企業戦略特論	選択	2
	社会シミュレーション特論	選択	2
	e-ビジネス特論	選択	2
	<専攻共通の演習科目>		
	コミュニケーション特別演習III(異文化理解)	選択	2
	<情報社会システム教育研究分野の演習科目>		
	情報社会特別演習III(情報)	選択	2
情報社会システム創造プロジェクト特別演習I	必修	2	
情報社会システム創造プロジェクト特別演習II	必修	2	
情報社会システム創造プロジェクト特別演習III	必修	2	
情報社会システム創造プロジェクト特別演習IV	必修	2	
情報社会特別研究	必修	—	
総計			30

3. 1. 4 情報社会専攻<情報社会システム教育研究分野>/履修モデルD(労働)

<主な進路> 行政公務員, 行政管理等に携わるシステム・エンジニア, プランナー, 研究者等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	<研究科共通の講義科目>		
	知識情報特論	選択	2
1 ・ 2	<専攻共通の講義科目>		
	知的財産権特論	選択	2
	<情報社会システム教育研究分野の講義科目>		
	システム開発方法特論	選択	2
	情報社会特別輪講(法律/経済/情報)	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	意思決定支援システム特論	選択	2
	地域情報化特論	選択	2
	企業戦略特論	選択	2
	経営情報システム特論	選択	2
	<専攻共通の演習科目>		
	コミュニケーション特別演習I(英語資料演習)	選択	2
	<情報社会システム教育研究分野の演習科目>		
	情報社会特別演習IV(労働)	選択	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習I	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習II	必修	2
情報社会システム創造プロジェクト特別演習III	必修	2	
情報社会システム創造プロジェクト特別演習IV	必修	2	
情報社会特別研究	必修	---	
	総 計		30

3.2 情報社会専攻「デジタル・クリエイター教育研究分野」の履修科目

教育研究分野		授業科目	配当 年次	単位数	
				必修	選択
講義科目	研究 共通	人間学特論輪講	1		2
		コミュニケーション特別輪講	1		2
		知識情報特論	1		2
	専攻 共通	情報セキュリティ特論	1・2		2
		知的財産権特論	1・2		2
		ヒューマン・インターフェース特論	1・2		2
	デジタル・ クリエイター 教育研究 分野	文化研究特別輪講	1・2		2
		言語情報特論	1・2		2
		知覚心理学特論	1・2		2
		イメージ創造特論	1・2		2
		マルチメディア情報処理特論	1・2		2
		バーチャルリアリティ特論	1・2		2
		映像情報特論	1・2		2
		デジタル音響表現特論	1・2		2
	メディア作曲法特論	1・2		2	
演習科目	専攻 共通	人間学特別演習Ⅰ(宗教)	1・2		2
		人間学特別演習Ⅱ(東洋思想)	1・2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅰ(英語資料演習)	1・2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅱ(Academic Writing)	1・2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅲ(異文化理解)	1・2		2
	知識情報特別演習	1・2		2	
	教育研究 分野	文化研究特別演習	1・2		2
		情報表現特別演習Ⅰ	1	2	
		情報表現特別演習Ⅱ	1	2	
		情報表現特別演習Ⅲ	2	2	
情報表現特別演習Ⅳ		2	2		
特別研究	情報社会特別研究	1・2			

注1) 必修4科目8単位、講義科目及び演習科目の選択22科目44単位の中から
22単位以上修得が修了の要件

3. 2. 1 情報社会専攻<デジタル・クリエイター教育研究分野>/履修モデルA(映像)

<主な進路> 映像の研究技術者, 映像関連コンテンツのクリエイター等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
<研究科共通の講義科目>			
1	コミュニケーション特別輪講	選択	2
<専攻共通の講義科目>			
	知的財産権特論	選択	2
<デジタル・クリエイター教育研究分野の講義科目>			
	文化研究特別輪講	選択	2
	言語情報特論	選択	2
	知覚心理学特論	選択	2
	イメージ創造特論	選択	2
	マルチ・メディア情報処理特論	選択	2
	バーチャル・リアリティー特論	選択	2
1・2	映像情報特論	選択	2
	デジタル音響表現特論	選択	2
<専攻共通の演習科目>			
	コミュニケーション特別演習III(異文化理解)	選択	2
<デジタル・クリエイター教育研究分野の演習科目>			
	情報表現特別演習I	必修	2
	情報表現特別演習II	必修	2
	情報表現特別演習III	必修	2
	情報表現特別演習IV	必修	2
	情報社会特別研究	必修	---
総計			30

3. 2. 2 情報社会専攻<デジタル・クリエイター教育研究分野>/履修モデルB(音響)

<主な進路> 音響の研究技術者, 音響関連コンテンツのクリエイター等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	<研究科共通の講義科目>		
	人間学特別輪講	選択	2
1 ・ 2	<専攻共通の講義科目>		
	知的財産権特論	選択	2
	<デジタル・クリエイター教育研究分野の講義科目>		
	文化研究特別輪講	選択	2
	言語情報特論	選択	2
	知覚心理学特論	選択	2
	イメージ創造特論	選択	2
	マルチメディア情報処理特論	選択	2
	バーチャル・リアリティー特論	選択	2
	デジタル音響表現特論	選択	2
	メディア作曲法特論	選択	2
	<専攻共通の演習科目>		
	知識情報特別演習	選択	2
	<デジタル・クリエイター教育研究分野の演習科目>		
	情報表現特別演習I	必修	2
情報表現特別演習II	必修	2	
情報表現特別演習III	必修	2	
情報表現特別演習IV	必修	2	
情報社会特別研究	必修	---	
総計			30

3.3 心理学専攻「実験心理学教育研究分野」の履修科目

教育研究分野		授業科目	配当 年次	単位数			脳科学	認知科学	行動科学
				必修	選択必修	選択	領域	領域	領域
講義科目	研究科 共通	人間学特別輪講	1		2		●		
		コミュニケーション特別輪講	1		2			●	
		知識情報特論	1		2				●
	実験心理学教育研究分野	実験心理学特別輪講Ⅰ	1	2			●	●	●
		実験心理学特別輪講Ⅱ	1	2			●	●	●
		生理心理学特論	1・2		2		●	●	●
		神経心理学特論	1・2		2		●	●	●
		認知心理学特論	1・2		2			●	●
		知覚心理学特論	1・2		2		●	●	
		学習心理学特論	1・2		2		●		●
		老年心理学特論	1・2		2		●		●
		心理学研究法特論	1・2		2			●	
		社会心理学特論	1・2		2				●
		犯罪心理学特論	1・2		2			●	
障害者(児)心理学特論	1・2		2		●				
精神医学	1・2		2						
演習科目	実験心理学教育研究分野	生理心理学特別演習	1・2		2		●	●	●
		神経心理学特別演習	1・2		2		●		●
		認知心理学特別演習	1・2		2			●	
		知覚心理学特別演習	1・2		2			●	
		視覚情報処理心理学特別演習	1・2		2			●	
		学習心理学特別演習	1・2		2		●		●
		老年心理学特別演習	1・2		2		●		●
実験科目	実験心理学教育研究分野	実験心理学特別実験Ⅰ	1	2			●	●	●
		実験心理学特別実験Ⅱ	1	2			●	●	●
特別研究		実験心理学特別研究	1・2				●	●	●

3. 3. 1 心理学専攻<実験心理学教育研究分野>/履修モデルA

<主な進路> 脳科学の研究者・研究技術者 心理職公務員等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	<研究科共通の講義科目>		
	人間学特別輪講	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の講義科目>		
	実験心理学特別輪講Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別輪講Ⅱ	必修	2
	生理心理学特論	選択必修	2
	神経生理学特論	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の演習科目>		
	生理心理学特別演習	選択必修	2
	神経生理学特別演習	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の実験科目>		
	実験心理学特別実験Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別実験Ⅱ	必修	2
実験心理学特別研究	必修	---	
学年計			18
2	<実験心理学教育研究分野の講義科目>		
	学習心理学特論	選択必修	2
	老年心理学特論	選択必修	2
	知覚心理学特論	選択必修	2
	障害者(児)心理学特論	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の演習科目>		
	学習心理学特別演習	選択必修	2
	老年心理学特別演習	選択必修	2
	実験心理学特別研究	必修	---
学年計			12
総計			30

3.3.2 心理学専攻<実験心理学教育研究分野>/履修モデルB

<主な進路> 認知科学の研究者・研究技術者 心理職公務員等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	<研究科共通の講義科目>		
	コミュニケーション特別輪講	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の講義科目>		
	実験心理学特別輪講Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別輪講Ⅱ	必修	2
	認知心理学特論	選択必修	2
	知覚心理学特論	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の演習科目>		
	認知心理学特別演習	選択必修	2
	知覚心理学特別演習	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の実験科目>		
	実験心理学特別実験Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別実験Ⅱ	必修	2
	実験心理学特別研究	必修	—
学年計			18
2	<実験心理学教育研究分野の講義科目>		
	生理心理学特論	選択必修	2
	神経生理学特論	選択必修	2
	心理学研究法特論	選択必修	2
	犯罪心理学特論	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の演習科目>		
	視覚情報処理心理学特別演習	選択必修	2
	生理心理学特別演習	選択必修	2
	実験心理学特別研究	必修	—
学年計			12
総計			30

3. 3. 3 心理学専攻<実験心理学教育研究分野>/履修モデルC

<主な進路> 行動科学の研究者・研究技術者 心理職公務員等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	<研究科共通の講義科目>		
	知識情報学特論	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の講義科目>		
	実験心理学特別輪講Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別輪講Ⅱ	必修	2
	学習心理学特論	選択必修	2
	老年心理学特論	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の演習科目>		
	学習心理学特別演習	選択必修	2
	老年心理学特別演習	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の実験科目>		
	実験心理学特別実験Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別実験Ⅱ	必修	2
	実験心理学特別研究	必修	—
学年計			18
2	<実験心理学教育研究分野の講義科目>		
	生理心理学特論	選択必修	2
	神経生理学特論	選択必修	2
	認知心理学特論	選択必修	2
	犯罪心理学特論	選択必修	2
	<実験心理学教育研究分野の演習科目>		
	生理心理学特別演習	選択必修	2
	神経生理学特別演習	選択必修	2
実験心理学特別研究	必修	—	
学年計			12
総計			30

3.4 心理学専攻「臨床心理学教育研究分野」の履修科目

教育研究分野		授業科目	配当 年次	単位数			備考	臨床心理士受験資格取得後	
				必修	選択必修	選択		スクールカウンセラーを 志望するもの	精神科臨床を 志望するもの
講義科目	研究科 共通	人間学特別論議	1		2				●
		コミュニケーション特別論議	1		2			●	
		知識情報特論	1		2				
	臨床心理学教育研究分野	臨床心理学特論Ⅰ	1	2				●	●
		臨床心理学特論Ⅱ	1	2				●	●
		臨床心理面接特論Ⅰ	2	2				●	●
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	2				●	●
		心理学研究法特論	1・2		2		(A群)	●	●
		臨床心理学研究法特別論議	1・2		2		(A群)	●	●
		学習心理学特論	1・2		2		(B群)	●	
		認知心理学特論	1・2		2		(B群)		●
		犯罪心理学特論	1・2		2		(C群)	●	
		社会心理学特論	1・2		2		(C群)		●
		神経生理学特論	1・2		2		(D群)		●
		老年心理学特論	1・2		2		(D群)		●
		障害者(児)心理学特論	1・2		2		(D群)	●	
学校臨床心理学特論	1・2		2		(E群)	●			
心理療法特論	1・2		2		(E群)	●	●		
グループ・アプローチ特論	1・2		2		(E群)	●	●		
演習科目	臨床心理学 教育研究分野	臨床心理査定特別演習Ⅰ	1	2			●	●	
		臨床心理査定特別演習Ⅱ	1	2			●	●	
実習科目	臨床心理学 教育研究分野	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	1			●	●	
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1	1			●	●	
		臨床心理実習Ⅰ	2	1			●	●	
		臨床心理実習Ⅱ	2	1			●	●	
特別研究	臨床心理学特別研究	1・2				●	●		

3. 4. 1 心理学専攻<臨床心理学教育研究分野>/履修モデルA

<主な進路> 臨床心理士受験資格取得後、スクールカウンセラーを志望するもの。

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
	<研究科共通の講義科目>		
	コミュニケーション特別輪講	選択必修	2
	<臨床心理学教育研究分野の講義科目>		
	臨床心理学特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理学特論Ⅱ	必修	2
	臨床心理学研究法特別輪講	選択必修	2
	心理学研究法特論	選択必修	2
1	心理療法特論	選択必修	2
	学校臨床心理学特論	選択必修	2
	<臨床心理学教育研究分野の特別演習科目>		
	臨床心理査定特別演習Ⅰ	必修	2
	臨床心理査定特別演習Ⅱ	必修	2
	<臨床心理学教育研究分野の実習科目>		
	臨床心理基礎実習Ⅰ	必修	1
	臨床心理基礎実習Ⅱ	必修	1
	臨床心理学特別研究	必修	---
	学年計		20
	<臨床心理学教育研究分野の講義科目>		
	臨床心理面接特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	必修	2
	学習心理学特論	選択必修	2
	犯罪心理学特論	選択必修	2
2	障害者(児)心理学特論	選択必修	2
	グループ・アプローチ特論	選択必修	2
	<臨床心理学教育研究分野の実習科目>		
	臨床心理実習Ⅰ	必修	1
	臨床心理実習Ⅱ	必修	1
	臨床心理学特別研究	必修	---
	学年計		14
	総計		34

3. 4. 2 心理学専攻<臨床心理学教育研究分野>/履修モデルB

<主な進路> 臨床心理士受験資格取得後, 精神科臨床を志望するもの。

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	<人間社会研究科共通の講義科目>		
	人間学特別輪講	選択必修	2
	<臨床心理学教育研究分野の講義科目>		
	臨床心理学特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理学特論Ⅱ	必修	2
	臨床心理学研究法特別輪講	選択必修	2
	心理学研究法特論	選択必修	2
	心理療法特論	選択必修	2
	老年心理学特論	選択必修	2
	<臨床心理学教育研究分野の特別演習科目>		
	臨床心理査定特別演習Ⅰ	必修	2
	臨床心理査定特別演習Ⅱ	必修	2
	<臨床心理学教育研究分野の実習科目>		
	臨床心理基礎実習Ⅰ	必修	1
	臨床心理基礎実習Ⅱ	必修	1
臨床心理学特別研究	必修	---	
学年計			20
2	<臨床心理学教育研究分野の講義科目>		
	臨床心理面接特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	必修	2
	認知心理学特論	選択必修	2
	社会心理学特論	選択必修	2
	神経生理学特論	選択必修	2
	グループ・アプローチ特論	選択必修	2
	<臨床心理学教育研究分野の実習科目>		
	臨床心理実習Ⅰ	必修	1
	臨床心理実習Ⅱ	必修	1
臨床心理学特別研究	必修	---	
学年計			14
総計			34

学生生活(Ⅰ)

1. 傷害保険・損害賠償保険について・・・・・・・・・・	50
1. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯損害賠償責任保険 (全員加入保険)	
1. 2 傷病見舞金制度	
1. 3 学生総合保障制度 (任意加入保険)	
2. 緊急災害対応について・・・・・・・・・・	51
3. 大学から大学院生への連絡・・・・・・・・・・	52
4. 通学定期乗車券・・・・・・・・・・	52
5. 通学の方法	
5. 1 スクールバスの利用・・・・・・・・・・	53
5. 2 自動車・オートバイによる車両通学・・・・・・・・	53
5. 3 学生駐車場・・・・・・・・・・	54
6. 学生食堂・・・・・・・・・・	54
7. 購買部・・・・・・・・・・	54
8. セブン・イレブン埼玉工業大学店・・・・・・・・	55

1. 傷害保険・損害賠償保険について

正課・課外活動中及び登下校途中の不慮の事故に備えて、学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、必ず1週間以内に学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。

なお、入院・通院の場合は、領収書を必ず保存しておいてください。

1. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（財団法人日本国際教育支援協会）

1) 保険金が支払われる場合

① 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故。

② 学校行事中

入学式、オリエンテーション、学位記授与式など大学が主催する学校行事中の傷害事故。

③ キャンパス内にいる間の傷害事故。

④ 課外活動中

大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体・サークルの管理下で行う文化・体育活動を行っている間の傷害事故。

⑤ 大学の登下校中（通常の通学路だけが対象です）及び大学施設等の相互間を移動中の傷害事故。

⑥ 教育実習中の傷害事故。

⑦ インターンシップ中の傷害事故。

⑧ 外部卒研中の傷害事故。

⑨ ボランティア中の傷害事故。

2) 保険金が支払われない場合

故意、自殺、犯罪行為、疾病（急性アルコール中毒を含む。）、地震、噴火、津波、無資格、酒酔運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登山、スカイダイビング等これらに類する危険度の高い課外活動。

3) 保険金の種類と保障額

		学生教育研究災害傷害保険	損害賠償責任保険	
担保 日数	正課・学校行事中	通院 4日以上		
	課外活動・キャンパス間休憩中	通院 14日以上		
	教育実習・インターンシップ			
	ボランティア活動			
	通学途中・学校施設間の移動中			通院 7日以上
内 容	正課・学校行事中	死亡	2,000万円	対人賠償と対物賠償を 合わせて、1事故につき 1億円限度 (免責金額 0円) 日本国内外の事故を 担保
		後遺障害	90万円～3,000万円	
		医療	6,000円～30万円	
		入院	1日 4,000円 (180日限度)	
	キャンパス内休憩中 他課外活動	死亡	1,000万円	
		後遺障害	45万円～1,500万円	
		医療	3万円～30万円	
		入院	1日 4,000円 (180日限度)	
	大学施設等相互間 移動中	死亡	1,000万円	
		後遺障害	45万円～1,500万円	
		医療	1,5万円～30万円	
		入院	1日 4,000円 (180日限度)	

1. 2 傷病見舞金制度

学内及びその関係施設内において発生した正課中、クラブ活動中の事故及びこれらに準ずる事故のため、学生が医師の診断を受けたときは、次により見舞金を贈ります。

事故等が発生した場合は、必ず1週間以内に学生課に連絡し、事故報告書の提出をしてください。

入院又は通院する場合は、治療にかかる領収書を必ず保存しておいてください。

1) 正課・学校行事中

① 通院・入院連続 30日以上 10,000円

2) 1) 以外で学校施設内にいる間、及び課外活動中

① 通院・入院連続 4日以上7日まで 5,000円

② 通院・入院連続 8日以上13日まで 10,000円

③ 通院・入院連続 14日以上 15,000円

1. 3 学生総合保障制度（任意加入した学生のみ対象）

1) 加入者に事故が発生した場合は、早期に（30日以内）、加入保険会社の担当者に事故発生（日時・場所・状況・傷害の程度）の通知をしてください。

この通知義務を怠ると、保険が適用されない場合があります。

2) 事故の発生を通知すると、加入保険会社から通知者宛に保険金請求に関する書類が送られてきます。保険会社の指示に従い、自己の責任において保険金の請求をしてください。

3) 保険会社の連絡先・担当者（学生課でも相談に応じます。）

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

(TEL) 03-3237-2211 (担当者) 長沼・星野

4) 同保障制度は、「自宅生契約」と「下宿・アパート生契約」の2種類があります。

契約した内容に変更が生じた場合は、必ず加入保険会社に連絡し、変更手続きを行ってください。

この手続きを行わないと、保険が適用されない場合があります。

下宿・アパート契約者が自宅契約に変更した場合は、支払保険料の一部払戻しがあります。

逆に、自宅契約者が下宿・アパート契約に変更した場合は、保険料の一部追加支払が生じます。

5) 同保障制度の保障期間は4年間となっていますので、在学が4年間を超えた場合は自動的に保障が終了します。

在学が4年間を超える者で保険契約の継続を希望する場合は、加入保険会社に連絡し手続きを行ってください。

また、保険期間中に学籍を離れる事態（退学・除籍）が生じた場合は、支払保険料の一部払戻しがありますので、加入保険会社に連絡し手続きを行ってください。

2. 緊急災害対応について

1) 大規模地震の発生が予想されるときへの処置について

大規模地震の発生が予想されるとき（関東・東海・甲信越）

「地震防災対策強化地域判定会」が招集され、「警戒宣言」が発令された時点で全時限休講とします。

「警戒宣言」の情報等は、NHKニュースで確認してください。

① 授業中の場合

・校内放送により警戒宣言が発令されたことを知らせます。

・地震発生が数時間以内に予想される場合は、職員の指示に従い、直ちに避難を開始します。

② 授業時間帯外の場合

- ・警戒宣言が解除されるまで休講とします。
- ・警戒宣言が解除された時、平常授業に復します。

2) 火災時の対応

- ・普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。
- ・火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に務めてください。
- ・非常時の場合は、構内放送にしたがってください。
- ・放送のない場合は、あわてず安全な場所(グラウンド)に避難してください。
- ・この時、エレベーターは使用しないでください。

3. 大学から大学院生への連絡及び通知

人間社会研究科の学生への連絡及び通知は、すべて30号館「館内電光掲示板・館内掲示板2階」を通じておこないます。

登校したら、必ず、掲示板を見る習慣をつけて下さい。

掲示板を見落としたために生じる不都合は、すべて諸君自身に帰することになりますので注意して下さい。

なお、学生諸君からの電話による問合せには一切応じられません、必要に応じて事務局(教務課・学生課)窓口に来て下さい。

万一、緊急で止むをえず電話連絡する場合は、次の電話番号を使用してください。

学生課(直通) 048 (585) 6812

教務課(直通) 048 (585) 6301【人間社会研究科】

災害等による緊急時には、必ず大学に連絡し、所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を聞いてください。

4. 通学定期乗車券

JR線の通学定期券を購入する場合は、発行された学生証とJR各駅に備付の「定期券購入申込書」に必要な事項を記入して、各自で購入してください。なお、学生証が通学証明書となりますので、学生証の裏面に氏名・学籍番号・現住所・通学区間を必ず記入してください。

JR線以外の私鉄・都電・都バス・私バス等で、別途、通学証明書が必要な場合は、学生課で発行します。

通学定期券の不正購入や不正使用は、たいへんな罰則を受けます。
学生として品位のある使い方をしてください。

5. 通学の方法

5. 1 スクールバスの利用

本学では、下記の各駅と大学間においてスクールバスを運行しています。乗車賃は無料です。

運行時刻については、各掲示板及び正門ロータリー内のスクールバス発着所に時刻表を掲示します。また、本学、ホームページでも確認ができます。

なお、運行時刻に変更・追加等が生じた場合は、その都度掲示します。

※土曜日のスクールバス運行は、授業開講日のみとします。

- (1) 岡部駅(JR高崎線) ⇔ 大学
- (2) 寄居駅(JR八高線・秩父鉄道・東武東上線) ⇔ 大学
- (3) 森林公園駅(東武東上線) ⇔ 大学
- (4) 本庄早稲田駅(上越・長野新幹線) ⇔ 大学
- (5) 伊勢崎駅(JR両毛線・東武伊勢崎線) ⇔ 大学
- (6) 新伊勢崎駅(東武伊勢崎線) ⇔ 大学
- (7) 世良田駅(東武伊勢崎線) ⇔ 大学
- (8) 太田駅(東武伊勢崎線・桐生線・小泉線) ⇔ 大学

5. 2 自動車・オートバイによる車両通学

自動車・オートバイ等による通学を希望する学生については、車両登録を行っていることを条件として、車両通学許可証(シール)を発行し、学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には、車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。

車両通学を希望する学生は、次の3条件を満たした場合に、車両登録を行うことができます。

- (1) 原則として、公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生とし、通学距離が片道4km以上であること。
- (2) 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
- (3) 対人保険金額が8,000万円以上の任意自動車保険に加入していること。

なお、未登録の車両で通学している学生については、学則による処分(懲戒)を行うことがあります。

車両登録を行い、車両による通学を許可された学生は、安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。

通学に関わらず、万一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学生課に連絡してください。

○学生課：048(585)6812

車両登録の方法等について

- (1) 学内にて開催する交通安全講習会に出席した者に、受講カードを配布します。
(交通安全講習会は、5月中旬に開催します。開催日時については、掲示します。)
- (2) 交通安全講習会の受講修了者は、所定期間内に、受講カードと任意自動車保険の契約書の写しを添えて、「自動車・オートバイ通学許可願」を学生課に提出してください。
許可者には、「車両通学許可シール」を発行します。
- (3) 「車両通学許可シール」の有効期限は、登録時より卒業までを原則とします。
- (4) 車種や保険など車両登録してある内容に変更があった場合は、直ちに学生課にて訂正をしてください。
- (5) 「車両通学許可シール」は、ルーム・ミラーの裏側へ貼り、外から確認できるようにしておいてください。

※注意

車両登録を行っていない学生には、万一、車両で通学途中に交通事故を起こしても、保険申請に必要な通学認定を行いません。

交通安全講習会は毎年開催しますので、未だ車両登録を行っていない学生のみならず、過去に車両登録が済んでいる学生であってもできるだけ出席し、交通安全への認識を高めるようにしてください。交通事故に伴う、当事者及び回りの人達（特に両親）の精神的・肉体的・経済的な負担は想像を超える大きさとなる場合があります。

5. 3 学生駐車場

本学には、北門側に自動車約 250 台、オートバイ・自転車約 200 台収容の学生駐車場・学生駐輪場があり、正門側に自動車約 150 台分収容の学生駐車場が、南門側に自動車約 170 台分収容の学生駐車場が設けてあります。

駐車場の利用に当たっては、必ず、つぎの学内ルールを守ってください。

- (1) 学内においては、徐行運転を厳守する。
- (2) 正門ロータリー内は、一方通行であり、車両の駐車は厳禁する。
- (3) 21 号館事務棟前の駐車場は外来者・教職員用であり、特別な場合を除いて、学生の駐車は禁止する。
- (4) 自転車・オートバイにて通学する学生は、北門の学生駐輪場を利用する。

なお、学内の駐車場で発生した盗難及び事故であっても大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各々が注意をしてください。

6. 学生食堂

6. 1 大食堂

大食堂は、22 号館 1 階にあり、10 時から 15 時まで営業しています。

定食・ランチ・カレー・ラーメン・スパゲッティ・うどん・そばなどが市価より安く提供されています。

6. 2 エスパース・ヴェール（第 2 食堂）

エスパース・ヴェールは、9 号館学生ホール内にあり、11 時から 14 時 30 分まで営業しています。スパゲッティ・カレー・ラーメン・うどん・そば等が食べられます。

また、コンビニエンス・コーナーは、8 時 30 分から 19 時まで営業し、弁当・おにぎり・パン・スナック・飲物類を安い値段で販売しています。また、合宿等で朝・夕食を希望する場合は、前もって連絡をしておくとう便をはかってくれます。

6. 3 カフェ・ロータス（軽食堂）

カフェ・ロータスは、10 時から 15 時まで（必要に応じて 18 時まで）営業しています。

サンドイッチ・トースト・ホットドック・スパゲッティ・ピラフのほか各種ドリンクが用意されています。

1 階は 76 席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも 20 席あります。

2 階は女性専用のフロアになっています。28 席のほかにパウダーコーナー等が設けられています。

7. 購買部

購買部は、9 号館（学生ホール）にあり、9 時から 15 時まで営業しています。

教科書・参考書・学用品・日用品、また、就職活動に必須の履歴書などを販売しています。

8. セブン・イレブン埼玉工業大学店

セブン・イレブンは、2 2 号館（情報システム学科棟）1 階にあり、9 時から 16 時まで営業しています。

学生生活(Ⅱ)

1. カウンセリング・ルーム(悩みごとの相談)・・・・・・・・ 58
 1. 1 カウンセリング・ルームの設置場所
 1. 2 カウンセリング・ルームの面接日
 1. 3 セクシュアル・ハラスメント及びアガミック・ハラスメントの防止について

2. 健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
 2. 1 健康相談
 2. 2 定期健康診断
 2. 3 健康診断書の発行
 2. 4 遠隔地被保険者証の携帯
 2. 5 若年女性に急増の子宮頸がんについて
 2. 6 大学周辺の主な医療機関

3. 奨学金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
 3. 1 大学院特別奨学金制度
 3. 2 大学院奨学金支援制度
 3. 3 日本学生支援機構奨学金
 3. 4 留学生関係の奨学金制度
 3. 5 その他の奨学金制度
 3. 6 教育ローン
 3. 7 「埼玉工業大学提携学費さぼーとプラン」(学費分納制度)

4. 厚生施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
 4. 1 契約施設について
 4. 2 温水プール施設「パティオ」について

5. 日本学生支援機構について・・・・・・・・・・・・ 67

1. カウンセリング・ルーム（悩みごとの相談）

青年期は人の一生を通じて一番悩みの多い時期と言われますが、誰かに相談したいが話す相手がいない。こんなときは遠慮なく「カウンセリング・ルーム」に来てください。

例えばこんなとき

- 学業のことについて？ サークルのことについて？ 経済上のことについて？
家庭のことについて？ 性格のことについて？ 心身の健康について？
異性のことについて？ その他…？

相談された内容については秘密を守りますので安心してください。

1. 1 カウンセリング・ルームの設置場所

カウンセリング・ルームは、21 号館 1 階にありますので、気軽にノックしてください。

1. 2 カウンセリング・ルームの面接日

- 火曜日 (12:15~16:45)
水曜日 (9:15~13:00)
木曜日 (9:15~13:00)
金曜日 (9:15~13:00)

- (1) 面接の結果、継続面接になる場合は、担当者と相談の上、日を決めて行ないます。
- (2) 面接日に変更があったときは、カウンセリング・ルーム入口及び学生課掲示板に掲示します。
- (3) 簡単な相談は、学生課の職員も応じます。
- (4) 各学科の学生委員の先生も応じてくれます。
- (5) 学外の相談機関を紹介することもあります。

1. 3 セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止について

セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」とは、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為を」を指します。

セクハラには、次のように2つのタイプがあります。

- ① 対価型セクハラ 「職場や学校などにおける立場・同調圧力・階級の上下関係を利用し、下位にある者に対する性的言動や行為を行う(強要すること)
- ② 環境型セクハラ 「性的な嫌がらせ」

アカデミック・ハラスメント(以下「アカハラ」とは、「研究教育の場における権力を利用した嫌がらせ」を指します。

学生に対するアカハラの例としては、指導教員からの退学・留年勧奨、指導拒否・学位論文等の取得妨害などがあります。

もし、セクハラやアカハラにあったときは、1 人で思い悩んだりせずに、次の大学相談員に相談してください。また、カウンセリング・ルーム及び学生課でも相談に応じます。

工学部

学科	相談員氏名	性別	TEL	メールアドレス
機械工学科	足立 孝 教授	男	585-6831	adachi@sit.ac.jp
生命環境化学科	石川 正英 准教授	男	585-6871	ishikawa@sit.ac.jp
情報システム学科	岡部 芳雄 教授	男	585-6851	okabe@sit.ac.jp
ヒューマン・ロボット学科				
基礎教育センター	山路 雅也 准教授	男	585-6863	yamaji@sit.ac.jp

学科	相談員氏名	性別	TEL	メールアドレス
情報社会学科	中川 善裕 准教授	男	585-6324	nakagawa@sit.ac.jp
心理学科	友田 貴子 准教授	女	585-6319	atsuko@sit.ac.jp

※ セクハラ及びアカハラに係る相談を希望される場合は、直接、相談員に電話またはEメール等で連絡を取ってください。

2. 健康相談

心身の健康が保たれてこそ、学生生活を楽しむことができます。
病に倒れてしまっただけでは何もできなくなります。
身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。
自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。
気軽に健康相談を受けてください。

2. 1 健康相談

学生課では、校医の指導のもとに学生諸君の健康管理や健康相談を行っています。
授業中や課外活動中など学内で気分が悪くなったときや、思わぬケガをしたようなときは、すぐに学生課へ申し出てください。

2. 2 定期健康診断

学生課では、全学生を対象にして、毎年定期健康診断を実施しています。
新入生の定期健康診断は、毎年4月のオリエンテーション期間内、在学生は毎年3月上旬卒業・進級判定発表の時期に行っています。
定期健康診断は、学生諸君の健康維持、疾病の早期発見のために毎年行っていますので必ず受診するようにしてください。

定期健康診断の実施項目は、次の通りです。

X線間接撮影、尿検査、血圧、視力、色覚、内科検診、身体計測（身長、体重）

定期健康診断の実施日は、学生課の掲示板に掲示します。

診断の結果は、4月中旬以降に出ますので必ず学生課で受け取ってください。

健康診断に無関心していると、日本学生支援機構の奨学生推薦や就職の斡旋ができないことがありますので十分注意してください。

2. 3 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生には、健康診断書を発行します。

就職活動にも必要な書類ですから、必ず受診してください。

健康診断書は、26号館教務課前の証明書自動発行機で求めてください。

手数料は1通300円です。なお、就職活動に使用する場合は1通100円です。

2. 4 遠隔地被保険者証（保険証）の携帯

自宅外通学の学生は、保険証の「遠隔地被保険者証」を取り寄せておき、思いがけないケガや病気のために備えるよう心がけてください。

遠隔地被保険者証（保険証）は、「在学証明書」を両親（扶養者）のもとに送り、扶養者が勤務する会社の健康保険組合又は市町村役場の国民健康保険係に申請することにより発行されます。

両親（扶養者）に相談してみてください。

2. 5 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは 20 歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス（HPV：Human Papillomavirus）」の感染が関連しているとされており、HPV は性交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約 8 割が 50 歳までに感染を経験すると言われていています。検診により、HPV 感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ、治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

参考：

- ・国立がんセンターがん対策情報センター (<http://ganjoho.jp/public/index.html>)
- ・特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会 Orange Clover (<http://www.orangecllover.org/index.html>)
- ・女性の健康・医療情報.net「もっと知ろう！子宮頸がん」(<http://www.shikyu-keigan.com/>)

2. 6 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために、本学周辺の医療機関の一部を「埼玉県児玉地域医療施設名簿」及び「深谷市医科・歯科病院一覧表」から掲載します。

【岡部地区】

益岡医院	(内, 外, 消, 整, リハ)	深谷市岡部 1243 048 (585) 5657
吉田眼科医院	(眼)	深谷市岡 2761 048 (585) 2054
梶谷歯科医院	(歯)	深谷市岡部 778-1 048 (585) 4981

【本庄地区】

岡病院	(内, 消, 循)	本庄市北堀 810 0495 (24) 8821
上武病院	(内, 精神, 歯)	本庄市小島 5-6-1 0495 (21) 0111
田所医院	(外, 内, 循, 放, 呼, 消, 整)	本庄市けや木 1-8-2 0495 (22) 3445
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495 (21) 2160
服部クリニック	(眼, 耳)	本庄市東台 4-1-22 0495 (24) 4671・4672
逸見耳鼻咽喉科医院	(耳, 気管)	本庄市駅南 2-20-3 0495 (22) 4852
本庄総合病院	(内, 小, 外, 整, 脳, 眼, 耳, 皮, 泌)	本庄市北堀 1780 0495 (22) 6111
堀川病院	(外, 整, 形, 消, 肛, リハ, 内)	本庄市本庄 1-4-10 0495 (22) 2163

松本産婦人科医院	(産)	本庄市千代田 1-1-26 0495 (24) 3377
中央歯科医院	(歯)	本庄市駅南 2-15-3 0495 (21) 1807

【深谷地区】

清水外科医院	(外, 内, 整, 消)	深谷市人見 445-3 048 (573) 1197
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048 (571) 2301
小暮病院	(神経, 内, 小, 脳)	深谷市中瀬 1216 048 (587) 1262
今井医院	(内, 小)	深谷市寿町 58 048 (572) 7728
あねとす病院	(内, 外, リハ)	深谷市人見 1975 048 (571) 5311
上柴クリニック	(内, 外, 消, 放)	深谷市上野台 2321-2 048 (574) 7770
桑原医院	(消, 外, 内, 麻酔)	深谷市上野台 478 048 (571) 2206
深谷整形外科医院	(内, 整, リハ, リウ)	深谷市宿根東通 245-1 048 (574) 0022
深谷赤十字病院	(内, 精神, 神経, 消, 循, 小, 外, 整, 形成, 脳外, 心外, 呼 小外, 皮, 泌, 産, 麻)	深谷市上柴町西 5-8-1 048 (571) 1511
山本整形外科内科医院	(整, 内)	深谷市高畑 203-1 048 (572) 8081
白倉医院	(小, 内, 消)	深谷市稲荷町 3-3-1 048 (571) 0169
大浜歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19-14 048 (573) 8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048 (573) 7800
石川医院耳鼻咽喉科	(耳)	深谷市西島町 3-17-65 048 (571) 0038

【熊谷地区】

熊谷総合病院	(内, 外, 胃, 産, 耳, 小, 眼 整, 皮, 泌, 脳)	熊谷市中西 4-5-1 048 (521) 0065
藤間病院	(消, 外, 産, 循, 内, 泌, 乳, 整)	熊谷市末広 2-137 048 (522) 0600

ティアラ 21 女性クリニック	(婦人科・女性の心と身体の悩み 相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 ティアラ 21 5F 048 (527) 1122
-----------------	--------------------------	---

3. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与又は給付するものです。

奨学金関係の事務は、学生課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与又は給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべて学生課の奨学金専用掲示板に掲示・通知しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

主な奨学金制度は、本学独自のものを含め、次の通りです。

3. 1 大学院特別奨励金制度

- (1) 資格 レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうち特に評価が高かったもの。
- (2) 授与額 1件につき10万円
- (3) 決定時期 学長が推薦し、理事会審査を経て、毎年3月に決定する。
- (4) 採用件数 修士課程から2件。

3. 2 大学院奨学支援金制度

- (1) 目的 経済的な理由により学費の支払いが困難なものに奨学支援金を貸与して、経済的に支援することを目的とする。
- (2) 資格 埼玉工業大学大学院学生及び入学予定者。
- (2) 授与額 授業料の額の範囲。
- (3) 採用決定 本人からの申請に基づき、大学院学生委員会で審査し、理事会が奨学支援金額を決定する。
- (4) 提出書類 奨学支援金申請書、返済計画書、返済保証書、主たる生計維持者の課税証明書又は非課税証明書
- (5) 返済時期 原則として修学年限までとする。

3. 3 日本学生支援機構奨学金(旧「日本育英会奨学金」)

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、人物・学業成績ともに優秀かつ健康な学生で、経済的理由により修学困難なものに対して貸与されます。「第一種奨学金」(無利子)と「第二種奨学金」(有利子、利率固定か利率見直しを選択)の2種類があります。奨学生の選考は、人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い、予算の範囲内で採用される仕組みです。

(1) 貸与月額

第一種奨学金	金額(月額)	第二種奨学金
自宅通学者の場合	54,000円	3・5・8・10・12万円 〔学生が選択〕
自宅外通学者の場合	64,000円	

(2) 入学時特別増額貸与奨学金

- ・入学時特別増額貸与の対象者は、4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望する者です。

- ・申込みは、所得が少ないために国民生活金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く。）、又は申込時の家計基準における認定所得が0（ゼロ）評価となる者の子弟に限られます。
- ・貸与額は、10・20・30・40・50万円から選択できます。
- ・奨学金の第1回目の振込時に全額が上乗せされます。
- ・入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。
- ・平成21年度の貸与利率は、利率固定方式1.77%、利率見直し方式1.00%です。

(3) 出願資格

①第一種奨学金（無利子）

- ・大学に在籍する優れた学生で、経済的理由により著しく修学困難な者であること。
- ・1年生については、出身高校の評定平均値が3.5以上の者であること。
- ・2年生以上については、学業成績が上位1/3以内であること。

②第二種奨学金（利子付）

- ・大学に在籍する優れた学生で、経済的理由により修学困難な者であること。
- ・1年生については、出身高校の評定平均値が平均水準以上の者であること。
- ・2年生以上については、学業成績が平均水準以上であること。
- ・特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められるもの。

③第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与

第一種奨学金のみでは学業継続が困難な者に対しては、第二種奨学金と両方あわせて貸与することがあります。

④外国籍の学生について

外国籍の学生については、「永住者」または「定住者」の在留資格を持つ場合에만、出願資格があります。学生課で確かめてから応募してください。

(4) 貸与期間

採用時に定められた時期から卒業までの最短終業年限（4年間）です。

学期による処分、学業成績の不振、奨学金継続願の未提出、その他奨学生としての適格性を失ったときは、奨学金が停止又は取消される場合があります。

ただし、学業成績の不振により停止となった学生の成績が向上し、進級した場合には、願出により奨学金の貸与を復活することができます。

その際は、進級が確定した段階で、速やかに学生課に報告してください。

(5) 募集時期

4月中旬に年1回の募集を行います。

状況により追加募集や二次募集（秋）を行うこともありますが、基本的には4月募集において適格者でありながら、本学への割当数の関係から、不採用になった学生が対象になります。

募集・継続の手続については、全て26号館東側の「奨学金関係」の掲示板で案内しますので、見落としのないよう注意してください。

家計支持者の失職・急死又は火災や災害（台風・地震）等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用（応急・緊急）があります。
学生課に相談してください。

(6) 提出書類

奨学生志願者は、スカラネット入力用紙、確認書、所得証明書、印鑑証明書、成績証明書等を学生課に提出してください。

奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人・保証人を立てる（人的保証制度）、又は一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証をしてもらう（機関保証制度）、どちらかの制度を選択しなければなりません。

提出書類の他にインターネット（スカラネット）による入力手続きを行いますので、募集説明会には必ず出席してください。

日本学生支援機構奨学金をはじめとして、奨学金の貸与金額は卒業時にはかなりの額になります。返還のことも十分に検討して出願してください。

(7) 在学中の主な手続き

12月から1月にかけて「奨学金継続願」の提出があります。怠ると奨学生の資格を失いますので、継続手続の説明会に必ず出席し、個人別パスワードを受取り、インターネットで所定の期日までに継続願を提出してください。

(8) 奨学金の返還

4年生は、11月上旬に、満期者の返還説明会がありますので、必ず出席してください。

① 返還方法は、貸与終了時に提出する書類（奨学金返還誓約書）によります。

② 返還は、月賦、及び月賦と半年賦併用の2つの割賦方法で行われます。

返還を怠ると延滞金が課せられます。また、延滞3ヶ月以上になった時点で、個人情報機関に延滞者の個人情報登録されます。個人信用情報機関に登録されると、クレジットカードが使えなくなる場合や、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

③ 第二種奨学金には、返還の際に、上限年利3%の利息が付きます。

(9) 奨学金返還の猶予

① 卒業後に上級校へ進学した場合は、「在学届」の提出により、その上級校修了まで返還が猶予されます。

② 卒業後、災害、その他やむをえない事情により返還が困難になったときは、願出により、一定期間について返還が猶予されることがあります。

(10) 奨学金の辞退

経済事情又は退学等で、奨学金の交付をとりやめる場合は、必ず学生課に辞退を申し出たうえ「異動届」・「返還誓約書」を提出してください。

(奨学生の「進学届」・「在学届」の提出について)

1. 「進学届」

高等学校在学中に、大学奨学生採用候補者として採用が内定している学生は、入学後速やかに「採用候補者決定通知」を学生課奨学金担当係へ提示してください。「ユーザ ID・パスワード」を受取り、4月下旬（日程は未定）までに日本学生支援機構ホームページにアクセスし、「進学届」の登録をおこなってください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金の候補者で「日本政策金融公庫の教育ローンを利用できなかったことについて（申告）」を必要とする方は同時に提出してください。

2. 「在学届」

高等学校在学中に日本学生支援機構奨学生であった学生は、大学入学後「在学届」を提出することにより、在学中の奨学金返還が猶予されますので必ず届出てください。ただし、大学奨学生採用候補者については、「進学届」の前奨学生番号欄に高校時代の奨学生番号を入力することにより、「在学届」の提出は不要となります。

在学届等の提出用紙は、「返還のてびき」に綴りこんでありますが、紛失してしまった場合は学生課に申し出てください。

なお、在学届、進学届の提出については、逐次学生課の掲示板に案内します。

(11) 奨学金返還の免除

本人が死亡又は身障者となった場合は、相続人・連帯保証人の願出により返還を免除されることがあります。

3. 4 留学生関係の奨学金制度

- (1) 財団法人日本国際教育協会奨学金
- (2) 財団法人ロータリー米山記念奨学金
- (3) 財団法人平和中島財団奨学金
- (4) 公益信託 本田弁二郎・留学生技術者育成奨学基金等に実績があります。

詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度掲示します。

不明の点については、学生課に問い合わせてください。

3. 5 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板に掲示します。

3. 6 教育ローン

『国の教育ローン』 教育一般貸付（日本政策金融公庫）

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学する学生等の家庭を対象とした公的な融資制度です。

- ①融資額 学生・生徒1人あたり300万円以内
- ②利率 年2.5%（平成21年10月15日現在）
- ③返済期間 15年以内（母子家庭・交通遺児家庭の方は18年以内）
- ④使途 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
- ⑤返済方法 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能です）
- ⑥問い合わせ 教育ローンコールセンター 電話 0570-008656（ナビダイヤル）
または 03-5321-8656

日本政策金融公庫ホームページ（国の教育ローン）

パソコン用 <http://www.k.jfc.go.jp/kyouiku/index.html>
携帯電話用 http://www3l.ocn.ne.jp/~nlfc_kyouiku/

3. 7 「埼玉工業大学提携学費サポートプラン」(学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間中における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です（来店や所得証明書は不要です）。

- ①申込先 (株)オリエントコーポレーション
資料請求先：学費サポートデスク
電話番号：0120-517-325（受付時間：9：30～17：30）
*大学のホームページよりお申込みが可能です。
- ②利用対象者 本学に入学または在学する学生の保護者
*審査結果により、このプランの利用ができない場合があることをご了承ください。
- ③対象費用 入学金・授業料・教材費・諸会費等の学校納付金
- ④利用可能額 納付書記載金額（利用累計 500万円まで）
利用金額は、(株)オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振込みされます。
申込に必要なものは、新入学生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、
在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。
- ⑤返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納(在学期間中利払)」のどちらかを選択します。

- 利率は、固定金利 年率 4.1%。
- ⑥利子補給 利子補給期間は在学中に限り、給付は年度末に埼玉工業大学より奨学金として、保護者の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は、年率 5%となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。
- ⑦問合せ先 埼玉工業大学会計課 担当：篠塚・井桁
電話番号：048-585-6810
(平日：9:00～17:00 第1・3・5土曜日 9:00～13:00)

『国の教育ローン』

- (1) 教育一般貸付
- ①国民生活金融公庫全店
URL: <http://www.kokukin.go.jp/>
 - ②各金融機関

4. 厚生施設

4. 1 契約施設について

本学では、各地に契約施設を持ち、学生・教職員の健康増進と福利厚生を図っています。契約施設の利用を希望する学生は、学生課で申込みの手続きをしてください。契約施設に直接申込んだ場合は、割引料金の適用がありませんので注意してください。

厚生施設は次の通りです。

- (1) 苗場スプリングスホテル TEL 025 (789) 2804
(上越新幹線越後湯沢駅下車 バス「西武ヴィラ入口」下車)
- (2) 菅平高原温泉ホテル TEL 0268 (74) 2515
(長野新幹線上田駅下車 バス「菅平」下車)
- (3) ホテル白雲荘 TEL 0241 (32) 2311
(磐越西線猪苗代駅下車 バス「白雲荘前」下車)
- (4) 富士箱根ランド TEL 055 (985) 2111
(東海道新幹線熱海駅下車バス「富士箱根ランド前」下車)
- (5) ホテルメゾン軽井沢 TEL 0267 (42) 7100
(軽井沢駅下車 徒歩 8分)
- (6) ニュー・グリーンピア津南 TEL 025 (765) 4611
(上越新幹線越後湯沢駅下車 専用バスにて約 50 分)
- (7) 湯沢ニューオータニホテル TEL 025 (784) 2191
(上越新幹線越後湯沢駅下車 専用バスにて約 3 分)
- (8) 草津温泉ホテルヴィレッジ TEL 0279 (88) 3232
(吾妻線長野原草津口駅下車 「草津温泉バスターミナル駅」下車 専用バス)
- (9) 水上ホテル聚楽 TEL 0278 (72) 2521
(上越線水上駅下車 徒歩 10 分)
- (10) アゼリア飯綱 TEL 026 (239) 2522
(長野駅下車 バス「いいいの村」下車)

4. 2 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市大字榎合 763, TEL：048-574-5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に身分証明書を示し、利用料金 800 円の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

5. 日本学生支援機構について

日本学生支援機構（Japan Student Services Organization＝略称 JASSO）は、日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

詳細については、次のアドレスにアクセスしてください。

<http://www.jasso.go.jp>

6. 教職課程

1. 本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科

人間社会研究科

研究科	専攻	免許状の種類と教科
人間社会研究科	情報社会専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）

なお、詳細については、教職課程ガイダンスで確認をしてください。

2. 教職課程の履修登録方法

1) 大学院の在学生

本学の大学院修士課程に在籍する学生が教育職員免許状を取得するためには、学部在学生同様に本学の教職課程に履修登録する必要があります。教職課程の履修登録は、1年次に行ってください。

なお、学部卒業時に取得した高等学校教諭一種免許状の教科と入学した専攻で取得できる高等学校教諭専修免許状の教科が異なる場合は高等学校教諭専修免許状を取得することはできませんので、注意してください。

また、専攻によっては、専修免許状が取得できる研究室と取得できない研究室がありますので、専修免許状の取得を希望される方は、事前に教務課で確認をしてください。

①教職課程個別指導

毎学期に行われる履修ガイダンス終了後に、教務課で個別指導を受けてください。

特に、本学の学部を卒業する際に高等学校教諭一種免許状を取得していない場合には、学部の科目等履修生の手続きが必要となりますので、必ず教務課で個別指導を受けてください。

②教職課程の履修登録用紙の提出

学部在学生同様に「教職課程履修者登録票」を教務課の窓口へ提出してください。

③教職授業料の納入

教職課程を登録する場合には、教職授業料の25,000円を「教職課程履修者登録票」の提出時に納入してください。

ただし、本学の学部在籍時に教職課程に登録をし、卒業時に当該校種・教科の教育職員免許状を取得した学生が引き続き本学大学院に在籍する場合には、教職授業料の25,000円を納入する必要はありません。「教職課程履修者登録票」のみを提出してください。

2) 本学卒業生・他大学卒業生

本学を卒業して卒業時まで教育職員免許状を取得するために必要な単位を修得できなかった場合、科目等履修生として、不足分の単位を修得することにより、教育職員免許状取得の申請をすることが可能となります。

また、他大学を卒業し、本学で教育職員免許状を取得する場合も、科目等履修生の手続きをする必要があります。卒業した学科が取得しようとしている免許状の種類を認めているか確認してください。認可を受けている場合には、本学で不足している科目を修得することで、教育職員免許状取得の申請をすることが可能となります。

なお、不足単位科目の詳細については、本学の教務課窓口で確認の上、卒業した大学及び届ける県の教育委員会（教員免許課）に必ず確認をしてください。

3) 科目等履修生の登録

本学又は他大学を卒業し、本学の科目等履修生に登録する場合は、学生便覧に記載されている出願方法に従って行ってください。主な注意点を以下にまとめますので、参考してください。

なお、詳細については出願の際に、教務課窓口で確認してください。

①出願時期

前期（4月から）の科目を登録する場合、2月末までに出願してください。

後期（10月から）の科目を登録する場合、8月末までに出願してください。

②諸経費

検定料・・・・・・・・・5,000円（出願時に納入してください。）

入学料・・・・・・・・・10,000円（入学時：2日以降継続の場合は納入不要です。ただし、本学卒業生の場合は、入学料が免除されます。）

授業料・・・・・・・・・5,000円（1位につき）

教職授業料・・・・・・・・・25,000円（初回登録時：2日以降継続の場合は納入不要です。）

3. 教育職員免許状の取得に必要な単位修得方法

1) 大学院の在学生

本学の大学院修士課程に在籍する学生が教育職員免許状を取得する場合、学部在学生同様に前項の「3. 教職課程の履修登録方法」に記載されている手続きの他に、次の表のとおり「基礎資格」及び「各科目の最低修得単位数」が必要となります。大学院で取得できる教育職員免許状は、学部で取得できる免許状の上級免許状（高等学校教諭専修免許状）を取得することができます。

なお、学部卒業時に高等学校教諭一種免許状を取得している場合には、別表2に記載されている大学院の開講科目から24単位を修得する必要があります。

免許状の種類	①基礎資格	②基礎となる科目	③教科に関する科目	④教職に関する科目	⑤教科又は教職に関する科目	合計
高等学校教諭専修免許状（各教科）	修士の学位を有すること	10単位	20単位	23単位	40単位	93単位

①基礎資格

基礎資格の「修士の学位を有すること」は本学の大学院修士課程を修了することで充足されます。

②基礎となる科目

「基礎となる科目」は学部で開講されている該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、科目等履修生の手続きをしてください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

③教科に関する科目

専修免許状取得の場合の「教科に関する科目」は、別表2に記載されている科目の中から24単位以上修得する必要があります。

一種免許状の「教科に関する科目」は学部で開講されている該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、科目等履修生の手続きをしてください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

④教職に関する科目

「教職に関する科目」は学部在学時に教職課程の登録をしていない場合は、科目等履修生の手続きをしてください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

⑤教科又は教職に関する科目

「教科又は教職に関する科目」40単位のうち、16単位は学部で開講されている該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、科目等履修生の手続きをしてください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

40単位のうち、残りの24単位分については、大学院で開講されている科目の単位を修得することで充足されます。

ただし、取得する免許状の教科によって、修得する科目が異なりますので、別表2参照してください。

2) 本学卒業生・他大学卒業生・科目等履修生

履修方法については、個別にガイダンスを行いますので、教務課の窓口へ申し出てください。

図 書 館

1. 1	開館・閉館の日時	74
1. 2	館内閲覧	74
1. 3	館外貸出	74
1. 4	コピーサービス	75
1. 5	館内規律	75
1. 6	弁償	75
1. 7	罰則	75

情 報 基 盤 セ ン タ ー

1. 1	情報基盤センターの利用	76
1. 2	30号館内の情報設備の利用	76

院 生 研 究 室 ・ 実 験 実 習 室 ・ 実 験 動 物 棟 ・ 臨 床 心 理 セ ン タ ー

1. 1	院生研究室	77
1. 2	実験実習室	77
1. 3	実験動物棟	78
1. 4	臨床心理センター	79

8. 図書館

1. 1 開館・閉館の日時

開館する日は、原則として、毎日午前9時より受付し、午後5時に閉館する（開講時、開館午前8時、閉館午後8時）。ただし、土曜日は午前9時より午後1時までとする。

次の日は閉館とする。

- ① 日曜日
- ② 国の定める祝日及びその振替日
- ③ 大学創立記念日（1月10日）
- ④ 春期休業期間
- ⑤ 夏期休業期間
- ⑥ 冬期休業期間
- ⑦ 毎月の第2・第4土曜日

臨時に変更のある場合は、掲示などで予告する。

1. 2 館内閲覧

閲覧は所定の場所で行い、無断で館外へ持ち出してはいけない。

1. 3 館外貸出

- ① 図書・資料の貸出は、学生証で行う。
- ② 次の図書・資料は、館外への貸出はできない。
 - (1) 禁帯出の図書・資料
 - (2) 新聞
 - (3) 雑誌
 - (4) その他、特に指定した図書・資料
- ③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

(1) 本学園の学部1～3年生	貸出冊数	和・洋書	計3冊以内
	貸出期間	和書	2週間
		洋書	30日間
(2) 本学園の学部4年生	貸出冊数	和・洋書	計5冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間
(3) 本学園の大学院生	貸出冊数	和・洋書	計10冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間

 - (4) 長期休業中の貸出については、その都度掲示する。
- ④ 図書・資料の貸出を受ける学生は、当該図書・資料に学生証を添えて係員に提出しなければならない。
- ⑤ 貸出を受けた図書・資料は、本人が保管し、他に転貸してはいけない。
- ⑥ 貸出を受けた図書の期間更新は、延滞図書がなく、他に予約がないときに限り、1回だけ、当該図書の貸出期間中に係員に提示した上で認められる。
- ⑦ 館外貸出利用者は、次のいずれかに該当する場合には、貸出中の図書を直ちに返却しなければならない。
 - (1) 本学園の学生としての資格を失ったとき。
 - (2) 休学したとき。
 - (3) 3ヶ月以上欠席するとき。
 - (4) 館務上の理由により、返却を求められたとき。
- ⑧ 図書・資料を紛失したときは、直ちに「図書紛失届」を提出しなければならない。

1. 4 コピーサービス

- ① 館内の資料は、著作権法第31条に定められる範囲内で複製することができる。その範囲は次のとおりである。
 - (1) 公表された著作物の一部分（半分を超えない程度）であること。
 - (2) 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事についてはその全部であるが、刊行後相当の期間（次号の刊行まで、あるいは刊行後3ヶ月）を経たものに限ること。
 - (3) コピー部数は一人につき一部であること。
 - (4) 調査研究のためであること。
 - (5) 有償・無償を問わず、再複製や頒布をしないこと。
- ② 複製を行う際には、所定の申込書に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

1. 5 館内規律

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 図書・資料は丁寧に取扱い、切取り、書込み、汚損などをしないこと。
- (3) 座席の独占・携帯電話での通話等、他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 館内では喫煙をしないこと。
- (5) 集会・掲示物・物品などの配布・飲食等の行為をしないこと。
- (6) その他、係員の指示に従うこと。

1. 6 弁償

図書・資料を汚損、紛失したものは、同一の図書・資料または相当金額を弁償しなければならない。

1. 7 罰則

貸出を受けた図書・資料を定められた期間内に返却しない学生、及び返却を求められた後も返却しない学生に対しては、当該図書・資料を返却するまでの期間、新たな貸出を行わない。

9. 情報基盤センター

1. 1 情報基盤センターの利用

情報基盤センターは、教育・研究のための共同利用を目的としたコンピュータ施設であり、建物は23号館です。

館内の教室設備内容および利用時間

室番	室名	コンピュータの設備		利用時間
2311	サーバ室	UNIX サーバ Windows サーバ LMS サーバ ネットワーク管理装置	15 台 5 台 1 台 1 台	月曜日～金曜日 (祝・休日を除く) (9:00～17:00)
2312	パソコン実習室 1	DELL OPTIPLEX 755 Intel Core2Quad 2.66GHz	64 台	
2313	EWS 室	コンテンツ作成システム 大型プリンタ	各 2 台	
2321	パソコン実習室 2	DELL OPTIPLEX 745 intel Core2Duo 2.4GHz	56 台	
2322	パソコン実習室 3	HP DC7900 MT/CT intel Core2Quad 3GHz	96 台	
受付	事務室	情報基盤センター窓口 学内ネットや各種技術相談		

1. 2 30号館内の情報設備の利用

館内 P C / L L 教室やノートパソコンによるネットワーク設備および利用時間

室番	室名	情報機器・設備		利用時間
3036 3038	P C / L L 教室	DELL Optiplex 745	(各教室 61 台)	月曜日～金曜日 (授業時間内)
	演習室その他教室	情報コンセント	(合計 822 コ)	
3045	自習室	情報コンセント 無線 LAN	(42 コ)	月曜日～金曜日 (9:00～17:00)
	エントランスホール	カラーレーザープリンタ 情報コンセント 無線 LAN	(1 台) (合計 90 コ)	

記録メディア (FD・CD-R等) は、各個人でご用意して下さい。

情報基盤センターの利用規定に反する行為や他の学生に迷惑になるような利用をした場合は、館内の機器およびネットワーク接続利用は不許可となります。

情報基盤センターURL <http://center.sit.ac.jp>

9. 院生研究室・実験実習室・実験動物棟・臨床心理センターの取り扱い方法

1. 1 院生研究室

大学院生は、10号館の所定の院生研究室を使用することができます。院生研究室には、個人用の机、椅子、ロッカーの他、共用の図書、書棚、パソコン、プリンター、コピー機、学内LAN端末等が備わっており、自習や研究活動に利用できます。利用時には諸注意を守り、整理整頓を心がけ貴重品は自己管理して下さい。また、時間外利用の場合には事前に申請が必要となります。

1. 2 実験実習室

<情報社会専攻>

30号館には、デジタル・ミュージック、コンピュータ・グラフィクス、およびコンピュータ・ネットワークに関する教育・研究のための教室があります。利用可能時間は月曜日～金曜日の9:00～17:00であり、教員の許可を得て使用することができます。尚、教室に入る際には、入り口脇に設置された手のひら静脈認証システムによる認証を受ける必要があります。

室番	教室名称	設備
3043	コンピュータ・ミュージック演習室	音楽制作用 PC (Mac) + ProTools HDシステム1台 (音楽用ソフトとしてCubase, Logic Express, PEAK PRO HALion, Max/msp/Jitterが使用可能) 音楽制作用 PC (Mac) + ProTools LE システム 10 台 (音楽用ソフトとしてCubase, Logic Express, Max/msp/Jitterが使用可能) シンセサイザー FANTOM, TRITON 計 12 台 ミキサー(アナログ, デジタル) 各 1 台 録音機(MD, DVD, ポータブル) 各 1 台 モニター・スピーカー 2 個 マイク (コンデンサー, ダイナミック) 計 7 個 マイクスタンド 5 本 ヘッドフォン 12 個 レーザープリンタ 1 台
3046	コンピュータ・ネットワーク演習室	ネットワークセキュリティ実験システムPC 6台 ヒューマンインターフェイス実験システム 1式 ハードウェア設計・開発・演習システム 2式 演習用PC 12台 カラープリンター 1台 ギガビットLAN

3048	デジタル映像演習室	CG映像制作用ハイエンドPC 6台 <CGソフトとして、Maya, 3DMax, Softimafe,Shadeが使用可能> ハンリニア映像編集システム 1式 エンコーダシステム 1式 マルチメディア制作システム 2式 演習用PC 8台 カラープリンター 1台 ギガビットLAN <この他にサーバー室内に> ファイルサーバー 4式(1.4TB) 計算サーバー 2式
------	-----------	--

<心理学専攻>

【実験実習室】

10号館の2階および3階の実験実習室の使用に関しては、他の大学院生、学部的一般実験演習や総合研究演習等の実験等が行われている可能性があるため、必ず指導教員の指示を仰ぎ、許可を得た後、教務課で所定の手続きをして鍵を借り出すこと。

入室に際しては、他の実験が実施されていないかを確認し、実験中は教員の許可があっても出入りは厳禁とする。また使用に際しては他の実験機器の配置・設定を勝手に変えないこと。各実験室の測定装置、その他の装置を実験室外に借り出す際には、当該実験室の管理担当教員の許可を得た上で、装置の所在を連絡しておくこと。

実習室内では飲食・喫煙禁止であり、清潔に利用すること。

退室に際しては、装置・機器・冷暖房器具類の電源に留意し、火災などのないように注意した後、きちんと施錠して鍵を教務課に返却すること。

原則として鍵は教務課の窓口が開いている間に返却する。実験などの進捗状況の関係上、やむを得ず教務の窓口が閉まってしまった場合には、正門脇の守衛室に事情を説明した上で返却しておくこと。鍵を持ち帰ることのないようにする。

1. 3 実験動物棟

実験動物棟（28号館）には、実験動物飼育室と実験室があります。研究活動の一貫として実験動物の飼育や動物実験を行う場合には、教員によるガイダンスを受け、「動物愛護法」に則って、実験動物の福祉向上に努めるとともに、別途定めた「動物実験等の実施に関する基本指針」に準拠しなければなりません。

1. 4 臨床心理センター

臨床心理センターには面接室、プレイルーム、観察室、院生室などがあります。これらは大学院生が研究を行うために、臨床心理センター長の許可を得て利用することが出来ます。ただし、心理相談や臨床センターのセミナーなどでの使用を優先します。

使用の許可を得るためには、利用者名、利用日時、利用の目的などの必要事項を書類にしたものを添えて、臨床心理センター事務室に申し込んでください。

<使用上の注意>

- ①面接室、プレイルーム、院生室は使用后、もとの状態に戻しておくこと。
- ②観察室の行動観察設備を利用する場合は、事前に操作方法について習得しておくこと。

学則・諸規程

1. 埼玉工業大学大学院学則・・・・・・・・・・ 82
2. 埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程・・・・・・・・ 95
3. 埼玉工業大学大学院学位規程・・・・・・・・・・ 105
4. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程・・・ 117
5. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院奨学支援金規程・・・ 118
6. 埼玉工業大学大学院研究生規程・・・・・・・・・・ 119
7. 埼玉工業大学大学院休学者学費免除に関する細則・・・ 121
8. 埼玉工業大学技術補助員取扱要領・・・・・・・・・・ 122
9. 埼玉工業大学技術補助員手当支給要項・・・・・・・・ 123
10. 埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」
返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ・・・・・・ 124

1. 埼玉工業大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉工業大学大学院（以下「大学院」という。）は、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成するとともに、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、学術文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に各研究科規程で定め、公表するものとする。

(研究科)

第2条 大学院に、次の研究科を置く。

- 一 工学研究科
- 二 人間社会研究科

(課程)

第3条 工学研究科に、博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の2 人間社会研究科に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻)

第4条 工学研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

- 一 システム工学専攻
- 二 電子工学専攻
- 三 応用化学専攻

博士後期課程

- 一 システム工学専攻
- 二 電子工学専攻
- 三 応用化学専攻

第4条の2 人間社会研究科に、次の専攻を置く。

- 一 情報社会専攻
- 二 心理学専攻

(収容定員)

第5条 工学研究科及び人間社会研究科（以下それぞれ「研究科」という。）の専攻別収容定員は、別表1のとおりとする。

(研究科及びその長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、博士後期課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。ただし、人間社会研究科の研究科長は、修士課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。

- 3 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。
- 4 研究科長は、研究科教授会を招集し、議長となる。
- 5 研究科長に事故あるときは、前任の専攻主任が研究科長の事務を代行する。ただし、専攻主任の就任時期が同一のときは、年長者とする。
- 6 専攻主任については、埼玉工業大学大学院工学研究科規程又は埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程（以下それぞれ「研究科規程」という。）において定める。

（研究科教授会）

第7条 研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 研究科長
- 二 研究科担当の専任教員

- 3 研究科教授会は、この学則及び研究科規程に定めるもののほか、研究科長の諮問する事項を審議する。
- 4 研究科教授会は、構成員の過半数の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決するものとする。ただし、この学則及び他の規定で別段の定めをするときは、この限りでない。
- 5 研究科教授会は、第2項に定める以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

第2章 学年及び学期等

（学年）

第8条 学年は、4月初日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「4月」を「10月」に、「3月」を「9月」に、それぞれ読み替えるものとする。

（学期）

第9条 学期は、次の2期に分ける。

- 前期 4月初日から9月末日まで
- 後期 10月初日から翌年の3月末日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「前期」を「後期」に、「後期」を「前期」に、それぞれ読み替えるものとする。

（1年間の授業期間）

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第11条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められるときは、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

（休業日）

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 大学の創立記念日 1月10日
- 四 春期休業日 3月20日から3月31日
- 五 夏期休業日 8月8日から9月11日
- 六 冬期休業日 12月27日から翌年1月4日

ただし、特別の必要があるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことがある。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第14条 博士前期課程及び修士課程の在学年限は、4年とし、博士後期課程の在学年限は、6年とする。

2 前項の年限に達したときは、学生の身分を失う。

第4章 教育課程の編成及び教育方法等

(教育課程)

第15条 研究科の各専攻の授業科目、単位及び研究指導の内容並びに履修方法については、この学則に定めるもののほか、各研究科の定めるところによる。

2 工学研究科の授業科目の単位数は、講義については毎週1時間、演習及び輪講については毎週2時間、実験又は実習については毎週3時間、各15週の授業時間をもって1単位とする。

3 人間社会研究科の授業科目の単位数は、講義、輪講、演習及び実験については毎週1時間、実習については毎週2時間、各15週の授業時間をもって1単位とする。

(教育課程の編成方法)

第16条 工学研究科の教育課程は、各授業科目を選択科目とする。

第16条の2 人間社会研究科の教育課程は、授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(授業及び研究指導)

第17条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(研究指導教員)

第18条 研究指導教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条及び大学院設置審基準要項（昭和49年大学設置審議会大学設置分科会決定）4の（一）のそれぞれに掲げる資格を有する研究指導担当適格者とする。

2 学生は、前条に定める研究指導を受けるに当たり、その属する専攻の教員を研究指導教員とし、当該教員に授業科目の履修指導及び研究指導を受けなければならない。ただし、その研究指導教員の許可を得て、同一研究科の他の教員に、併せて研究指導を受けることができる。

(履修方法)

第19条 学生は、研究指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第20条 学生は、第27条に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、20単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻又は他の大学の授業科目を履修し、そのうち10単位を超えない範囲で、博士前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に含めることができる。

(特別聴講)

第21条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が、国内の他の大学において、専攻分野に関する授業科目を履修（以下「特別聴講」という。）しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、聴講させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数を、10単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第1項に定める特別聴講の許可及び前項に定める単位認定等については、研究科規程の定めるところによる。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第22条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、他の大学の大学院又は研究所等において、課程修了に必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学の大学院又は研究所等において研究指導を受ける場合に準用する。

3 第1項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可は、研究科規程の定めるところによる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、入学する前に大学院において履修した授業科目について、修得した単位(科目等履修生の規定により修得した単位を含む。)を、研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第24条 研究科長は、教育上特別の必要があると認めるときは、研究科の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

第5章 成績の評価及び課程修了の認定

(単位の授与)

第25条 研究科は、一の授業科目を履修した学生に対して、試験の上、単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第26条 授業科目、学位論文審査及び最終試験の優、良、可又は不可の評点並びに合格又は不合格の判定は、次のとおりとする。

一 授業科目

- | | |
|--------|-----|
| (1) 優 | 合格 |
| (2) 良 | 合格 |
| (3) 可 | 合格 |
| (4) 不可 | 不合格 |

二 学位論文

- | | |
|-----------------|-----------|
| イ. 博士前期課程又は修士課程 | ロ. 博士後期課程 |
| (1) 優 | 合格 |
| (2) 良 | 合格 |
| (3) 可 | 合格 |
| (4) 不可 | 不合格 |

三 最終試験

- | |
|---------|
| (1) 合格 |
| (2) 不合格 |

2 学生が、他の大学の大学院において修得した授業科目の単位の成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

3 次条第2項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については、第1項の規定を準用する。

(博士前期課程又は修士課程の修了要件等)

第27条 博士前期課程又は修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、

所要の授業科目を履修して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、当該博士前期課程の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。
- 3 博士前期課程又は修士課程の修了の認定は、研究科教授会の議を経て、学長が行う。
- 4 学位論文の審査及び最終試験については、埼玉工業大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。
（博士後期課程の修了要件等）

第27条の2 博士後期課程の修了の要件は、大学院に5年（修士又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所要の授業科目を履修して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として、大学院に3年（修士又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、修士又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として、大学院に3年（修士又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第29条の2第2号から第5号の規定により博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 博士後期課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て、学長が行う。
- 5 学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めるところによる。

第6章 学位

（学位の授与）

第28条 博士前期課程又は修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 前項で規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。
- 4 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 5 学位に付記する専攻分野の名称は、工学研究科については工学又は学術とし、人間社会研究科については情報社会又は心理学とする。
- 6 その他学位に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、留学、休学及び退学

（入学資格）

第29条 博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の

一に該当する者とする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了したもの。
 - 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了したもの。）
 - 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - 八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - 九 学校教育法第102条第2項の規定により、他の大学院に入学した者であって、大学院において、大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - 十 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 第29条の2** 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 四 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - 五 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

（入学志願）

第30条 入学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第31条 入学志願者については、入学試験を行い、研究科教授会の議を経て、学長が、合格者を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、本学の卒業者については、研究科の定めるところに従い、各専攻別受入予定人員の半数以内に限り、別途選考を行い、入学させることができる。

3 選考の方法は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

第32条 前条第1項の入学試験は、筆記試験又は口述試験のいずれか又はこれらを併せ行うこととし、研究科が必要があると認めるときは、論文審査を加え、その他大学の成績証明書及び健康診断の結果を考慮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社会人又は外国人留学生の選考については、研究科教授会の議を経て、それぞれの志願者の状況に応じて適切と認められる方法により、入学試験を行うことができる。

（再入学、修士入学及び博士入学）

第33条 学長は、次に掲げる者に対して、前2条の規定にかかわらず、研究科教授会の議に基づき、入学させることがある。

- 一 中途退学者で再入学を志願する者
- 二 修士入学を志願する者
- 三 博士入学を志願する者

(転入学)

第34条 他の大学院に在学している者が、本学大学院に転入学を志願するときには、新たに入学を志願する者の例による。ただし、学長が、当該大学の大学院における単位の修得状況及び成績等を総合的に判断して適当であると認められるときは、研究科教授会の議を経て、入学させることができる。

第35条 前3条の規定により、入学を許可された者の在学期間及び履修単位は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

(入学時期)

第36条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が必要があると認めるときは、研究科教授会の議を経て、学期の初めに入学させることができる。

(入学手続)

第37条 入学試験の合格者は、入学手続要項に定める書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学許可)

第38条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(所属専攻の変更)

第39条 研究科長は、本学大学院の一つの専攻の学生が、他の専攻に所属の変更を志願する場合において、特別の事情があると認めるときは、研究科教授会の議を経て、所属専攻の変更を許可することができる。

(留学)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく、外国の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。

2 前項の規定により、外国の大学の大学院において修学する期間は、おおむね1年を限度とする。

第41条 研究科長は、学生が留学の期間において、履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第42条 留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 留学及び修得した単位の認定等については、各研究科規程の定めるところによる。

(休学)

第43条 学生が、病気のため、引き続き2か月以上修学することができない場合において、休学を希望するときには、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めたときは、研究科教授会の議を経て、休学を許可する。

3 学長は、学生が病気等のため、修学することが適当でないと認めたときは、研究科教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第44条 博士前期課程又は修士課程においては、休学の期間は、2年を超えることはできない。

2 博士後期課程においては、休学の期間は、3年を超えることはできない。

3 休学した期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第45条 休学の期間内に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て、

復学することができる。

- 2 前項の許可は、研究科教授会の議を経て、行うものとする。
- 3 前2項の場合において、病気により休学した者については、医師の診断書等に基づき、修学に差し支えないと認めた場合に限り、復学を許可するものとする。

(願い出による退学)

第46条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学長に願い出なければならない。

- 2 学長は、研究科教授会の議を経て、許可するものとする。
- 3 他の大学の大学院に転学する場合も、前2項と同様とする。

(命令による退学)

第47条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、研究科教授会の議に基づき、退学を命ずることができる。

- 一 学生としてふさわしくない行為があったとき。
- 二 長期にわたり欠席し、又は成業の見込みがないと認められたとき。
- 三 正当の事由なく履修届を提出しないとき。
- 四 行方不明の届出があったとき。

第8章 特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生

(特別聴講学生)

第48条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として、授業科目の履修を許可することができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとする場合に準用する。
- 3 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学の大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。
- 4 特別聴講学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(科目等履修生)

第49条 研究科長は、本学の大学院学生以外の者が、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、科目等履修生として、当該授業科目の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条及び第26条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(特別研究学生)

第50条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学の大学院において、研究指導を受けようとするときは、当該学生の所属する大学院又はその研究科との協定に基づき、当該学生を特別研究学生として、研究指導を受けることを許可することができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学の大学院において、研究指導を受けようとする場合に準用する。
- 3 特別研究学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(大学院研究生)

第51条 研究科長は、大学院学生以外の者が、本学の大学院において、特定の事項の研究指導を受けようとするときは、大学院研究生として、入学させることができる。

2 大学院研究生の入学，研究その他の事項については，別に定める。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第52条 日本国籍以外の国籍を有する者で，教育を受ける目的をもって来日しているもの又は来日する予定のもの（以下「外国人留学生」という。）は，入学定員内として入学させるものとする。

第53条 外国人留学生の入学資格は，第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものとする。

第54条 外国人留学生の入学を許可する時期は，学年の初めとする。ただし，学長が，必要があると認めるときは，研究科教授会の議を経て，学期の初めに入学させることができる。

第55条 外国人留学生の入学志願者は，日本語の学力を証する証明書を提出しなければならない。

第56条 外国に居住する外国人が入学を志願するときは，提出書類により予備選考を行い，合格，不合格を決定し，合格者に対しては，次条に定める特別の入学試験を受験させる旨通知する。

第57条 外国人留学生に対しては，研究科規程の定めるところにより，特別の入学試験を行い，入学させるものとする。ただし，学長が，特別の事情があると認めるときは，研究科教授会の議を経て，前条に定める予備選考をもって，入学させることができる。

2 外国において，高等学校及び大学の課程を卒業した日本国籍を有する者に対しては第52条の規定にかかわらず，研究科教授会の議を経て，その実情に応じて，前項に準じた方法により，入学試験を行うことができる。

第10章 社会人学生

(社会人学生)

第58条 社会人として既に職業等に就いている者（以下「社会人」という。）で，第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものは，入学定員内として入学させるものとする。

第59条 学長は，社会人が入学を志願したときは，研究科教授会の議を経て，特別の入学試験を行い，社会人学生として入学させるものとする。

2 社会人学生に対しては，授業時間等について，特別の配慮を行うものとする。

第11章 検定料，入学金，授業料

(検定料，入学金，授業料)

第60条 検定料，入学金，授業料の額は，別表2に定める額とする。

2 再入学又は編入学をした者にかかる授業料の額は，当該入学者の属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

(検定料の納付)

第61条 大学院学生として入学を志願する者は，指定の期日までに，検定料を納付しなければならない。

2 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を志願する者は，指定の期日までに，検定料を納付しなければならない。

3 既納の検定料は，いかなる事由があっても返還しない。

4 再入学生，特別聴講学生及び特別研究生にかかる検定料は，徴収しない。

(入学金の納付)

第62条 第38条に定める入学試験の合格者は，指定の期日までに，入学金を納付しなければならない。ただし，博士前期課程の合格者のうち，本学の学部を卒業した者，卒業見込の者及び本学の学部 に在学し，かつ，学則第29条第

6号に該当する者が入学を許可されたとき、若しくは、博士後期課程の合格者のうち、本学の博士前期課程を修了した者及び修了見込の者が入学を許可されたときは、入学金を免除する。

- 2 再入学を認められた者は、認められた日から7日以内に、入学金を納付しなければならない。
- 3 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を認められた者は、学期の始まる前までに、入学金を納付しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者及び本学の大学院を修了した者が、大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修するときは、入学金を免除する。
- 4 既納の入学金は、いかなる事由があっても返還しない。
- 5 特別聴講学生及び特別研究学生にかかる入学金は、徴収しない。
(授業料の納付)

第63条 授業料は、年額とする。ただし、年度を前期及び後期に分けて、それぞれ所定の期日までに、年額を2分の1に分けて納付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前期の授業料については、指定の期日までに、納付しなければならない。ただし、各学期の始まる前までに、休学を許可された者の休学期間については、学期ごとに授業料の半額を免除する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生及び大学院研究生の授業料は、月額とし、各学期の始まる前までに、月額の6か月分の授業料を納付しなければならない。
- 4 特別聴講学生及び科目履修生の授業料は、各学期の始まる前までに、履修しようとする単位数に応じて、6か月分を納付しなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる協議に基づいて、別段の定めがあるときは、当該協議の定めるところによる。
- 6 既に納付した授業料は、返還しない。ただし、第1項又は第2項の授業料を納付した者が、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により、納付した授業料の額を限度として、授業料相当額を返還する。
 - 一 前期又は後期の授業料を納付した者が、前期又は後期の初日の前日までに休学、退学又は転学したとき。
 - 二 授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退したとき。ただし、10月初日に入学する者については、9月末日（以下、本章において同じ。）までとする。

(施設設備費)

第64条 (削除)

(所定の期日及び指定の期日)

第65条 本章に定める所定の期日とは、前期については、4月末日、後期については、9月末日とする。

- 2 この学則に定める指定の期日とは、入学試験要項又は入学手続要項に定める期間とする。

(授業料の延納)

第66条 特別の理由により、授業料を所定の期日までに納付できない場合において、願い出て、許可されたときは、所定の期日から起算して3か月間、所定の期日を延長する。

(指定の期日までに入学金、授業料を納付しなかった場合の効果)

第67条 本章に定める入学金、授業料を指定の期日までに納付しなかったときは、その指定の期日の満了をもって、入学資格が消滅する。ただし、入学金、授業料の一部又は全部を免除若しくは不徴収とされた者については、この限りでない。

第12章 賞罰

(表彰)

第68条 学長は、学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、これを表彰する。

- 一 人物、学業ともに優秀で、他の学生の模範とするに足るとき。
- 二 善行が特に顕著なとき。
- 三 本学の名声を高める行為を行ったとき。

(懲戒)

第69条 学長は、学生が本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科教授会の議に基づき、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告の処分とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当するときに行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
 - 三 正当の理由がなくて出席常でないとき。
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。
- 4 第2項に定める停学及び訓告は、前項の退学との比較均衡を考慮するとともに、教育上必要な配慮により、行うものとする。

(除籍)

第70条 学長は、学生が、次の各号の一に該当するとき、研究科教授会の議に基づき、これを除籍する。

- 一 正当の事由なく所定の授業料又は施設設備費の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。
- 二 第14条に定める在学年数に達したとき。
- 三 死亡の届出のあったとき。

第13章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第71条 学生が、埼玉工業大学学則に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種の教育職員免許状(以下「免許状」という。)授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める免許状授与の所要資格を取得するために必要な教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目の単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許法に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を取得するために必要な前項の教科の単位は、大学院の修了要件としての単位に含めることはできない。

(教育職員専修免許状)

第72条 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める中学校教諭専修免許状(理科)又は(技術)授与の所要資格を取得しようとするときは、中学校教諭1種免許状(理科)又は中学校教諭1種免許状(技術)授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

- 2 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状(理科)又は(情報)又は(工業)授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭1種免許状(理科)又は高等学校教諭1種免許状(情報)又は高等学校教諭1種免許状(工業)授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

- 3 人間社会研究科の学生が教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状（公民）又は（情報）授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭1種免許状（公民）又は高等学校教諭1種免許状（情報）授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 4 免許状の種類については、別表3に掲げるとおりとする。

第14章 学則の変更

（学則の変更）

第73条 この学則の変更は、研究科教授会の議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成12年1月22日から施行する。

附則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成14年5月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は平成19年4月1日から施行する。

2. 第72条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

（埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置）

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

（埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置）

埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表1（第5条関係）

研究科名	専攻	博士前期課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	システム工学専攻	6人	12人
	電子工学専攻	7人	14人
	応用化学専攻	7人	14人
	計	20人	40人

研究科名	専攻	博士後期課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	システム工学専攻	2人	6人
	物質科学工学専攻	2人	6人
	計	4人	12人

研究科名	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
人間社会研究科	情報社会専攻	10人	20人
	心理学専攻	15人	30人
	計	25人	50人

別表2（第60条関係）

検定料，入学金，授業料

〔博士前期課程及び修士課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成17年度以降の入学者及び在学生在に適用する。	20,000円	250,000円	900,000円

上記の授業料は，年額とする。

〔博士後期課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成18年度以降の入学者及び在学生在に適用する。	20,000円	250,000円	600,000円

上記の授業料は，年額とする。

特別聴講学生，科目等履修生，特別研究学生及び大学院研究生の検定料，

入学金及び授業料

	検定料	入学金	授業料
特別聴講学生			5,000円（1単位）
科目等履修生	5,000円	10,000円	5,000円（1単位）
特別研究学生			20,000円（月額）
大学院研究生	5,000円	10,000円	20,000円（月額）

別表3（第72条関係）

研究科名	専攻	免許状の種類	
工学研究科	システム工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術情報又は工業
		高等学校教諭専修免許状	技術工業
	電子工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術工業
	応用化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科

研究科名	専攻	免許状の種類	
人間社会研究科	情報社会専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民

2. 埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学大学院人間社会研究科（以下「研究科」という。）において定めると規定されている事項及び研究科において必要と認める事項について定める。

2 研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第1条の2 修士課程においては、次にかかげる高度専門職業人を養成することを目的とする。

一 情報社会専攻の情報社会システム教育研究分野では、行政知識と経営知識及び情報技術の習得を知識基盤とした行政情報システムやビジネス情報システムの創成を担う人材を養成することを目的とし、デジタル・クリエイター教育研究分野では、コンピュータ・グラフィックス、コンピュータ・ミュージック、マルチメディアといった最先端のスキルを基礎に、デジタル・クリエイターを養成することを目的とする。

二 心理学専攻の実験心理学教育研究分野では、脳科学、認知科学、行動科学の3領域について深く学び、最新の研究技法を駆使して自ら研究を進めていくことができる研究技術者を養成することを目的とし、臨床心理学教育研究分野では、臨床心理学についての専門的な知識と心理臨床にかかわる場合の姿勢を学び、高度な専門性を求められる職業人としての臨床心理士を養成することを目的とする。

(教育研究分野)

第2条 研究科の専攻に次の教育研究分野を置く。

修士課程

情報社会専攻

情報社会システム教育研究分野

デジタル・クリエイター教育研究分野

心理学専攻

実験心理学教育研究分野

臨床心理学教育研究分野

(専攻主任)

第3条 各専攻に専攻主任を置く。

2 専攻主任は、各専攻の研究指導教員のうちから選出する。

3 専攻主任は、専攻会議を招集し、議長となる。

4 専攻主任の任期は、2年間とする。ただし、専攻主任が任期中に欠けたときは、新たに選出し、その任期は、その前任者の残任期間とする。

5 専攻主任に事故あるときは、当該専攻に属する先任の研究指導教員がその職務を代行する。ただし、研究指導教員の就任時期が同一のときは、年長者とする。

(教育研究分野主任)

第4条 各教育研究分野に教育研究分野主任を置く。

2 教育研究分野主任は、各専攻会議において定める。

(研究科長補佐)

第5条 研究科長を補佐するため、専攻主任をもって研究科長補佐に充てる。

2 研究科長補佐にかかる必要な事項は、研究科長が定める。

(研究指導教員)

第6条 学則第18条第1項に定める研究指導教員は、修士課程の○合教員をもって充てる。

(研究科運営委員会)

第7条 研究科の教育研究にかかわる事項を審議し、研究科の運営を行うため、研究科運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会の委員は、各専攻の教育研究分野を代表し、専攻主任と教育研究分野主任で構成する。

3 運営委員会の議長は、研究科長とする。

4 研究科長は、運営委員会の議題により、随時、関連する委員会の委員長の出席を求めることができる。

(特別委員会)

第8条 研究科長のもとに、次の特別委員会を置く。

一 人事委員会

二 自己点検・評価委員会

三 FD委員会

2 特別委員会は、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 研究科長は、特別委員会を招集し、議長となる。ただし、研究科長は、委員の中から、副委員長を指名し、その事務を代行させることができる。

4 研究科長は、前各号のほか、常置又は臨時の特別委員会を設置することができる。

5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は、研究科長が定める。

(各種委員会)

第9条 研究科教授会のもとに、次の各種委員会を置く。

一 入学試験委員会

二 教務委員会

三 学生委員会

四 図書・紀要委員会

五 就職委員会

六 情報委員会

2 各種委員会は、別に定める委員会の事務を行うとともに、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学長は、必要に応じ、前項の委員会について、埼玉工業大学学則(以下「大学学則」という。)に定める委員会と提携して、又は研究科の代表者を当該委員会に派遣して、前項の委員会の事務を行わせることができる。

4 各種委員会の委員長は、研究科長が指名する。

5 各種委員会の委員は、各専攻に属する専任教員のうちから互選された者をもって構成する。

6 各種委員会は、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の事務を代行させることができる。

7 研究科長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。

8 各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は、研究科長が定める。

(学年及び学期等)

第10条 学則第8条第2項に定める学年及び同第9条第2項に定める学期について、外国人留学生に適用するとき、又はその他特に必要と認めるときは、研究科教授会

の議を経て、研究科長が定めるものとする。

(授業期間及び休業日の特例)

第11条 学則第11条に定める特定の期間における授業及び同第12条ただし書きに定める臨時の休業又は休業日の授業については、研究科教授会の議を経て、研究科長が定めるものとする。

2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、大学院学生便覧に明示する。

(教育課程)

第12条 各専攻の授業科目及びその単位については、別表1の定めるところによる。ただし、研究指導の内容及び履修方法については、研究科教授会の議を経て、学長が別に定める。

(履修方法)

第13条 学生は、毎年、指定する期間内に、履修しようとする授業科目及び単位数を研究指導教員の許可を得て、研究科長に届け出なければならない。

2 学則第21条第3項に定める特別聴講の許可は、当該学生の研究指導教員の願い出に基づき、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

3 学則第22条第3項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可及び同第42条第2項に定める留学の許可は、前項と同様とする。

(教育方法の特例)

第14条 学則第24条に定める教育方法の特例については、研究科教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

(試験及び成績評価)

第15条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は研究報告書により成績の評価を行う。

2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。

3 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、研究科長が指名する教員が行う。

(追試験)

第16条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、受験できないときは、診断書その他の証明書等を添付のうえ、研究科長に願い出ることができる。

2 研究科長は、前項の願い出があったときは、研究科教授会の議を経て、追試験を行うものとする。

3 前項に定める試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修得単位の認定)

第17条 学生が、研究指導教員の許可のもとに、次の各号の授業科目を併せて履修し、単位を修得した場合においては、研究科教授会の議を経て、10単位以内を修了に必要な単位として認定することができる。

一 学則第20条第2項に定める他の専攻の授業科目(同第48条に定める特別聴講学生としての授業科目又は同第49条に定める科目等履修生としての他専攻の授業科目を含む。)を履修し、修得した単位

- 二 学則第21条に定める特別聴講による授業科目(科目等履修生としての所属専攻の授業科目を含む。)を履修し、修得した単位
 - 三 学則第23条に定める入学前に大学院において履修し、修得した単位、ただし、次項に掲げるものを除く。
 - 四 学則第41条に定める留学の期間において修得した単位
 - 五 人間社会学部規程第11条に定める授業科目を履修し、修得した単位
- 2 学則第33条第1号に定める再入学及び同条第2号に定める修士入学並びに学則第34条に定める転入学にかかる入学前に大学院において授業科目を履修し、修得した単位について、課程修了に必要な単位としての認定は、学則第35条の定めるところによる。

(学位論文)

第18条 学生は、研究指導教員の許可を得て、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出しなければならない。

- 2 前項の指定の期間については、研究科教授会の議を経て、別に定める。

(最終試験)

第19条 最終試験は、所要の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

- 2 最終試験の期日及び試験の方法については、研究科教授会の議を経て、別に定める。

(課程の修了の要件等)

第20条 修士課程の修了の要件は、学則第27条に定めるところによる。

- 2 学則第27条第1項ただし書き及び第2項に定める優れた業績を上げた者について、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代える場合にあっては、当該大学院学生の研究成果が、博士課程に進学しても、十分に研究を遂行できると判断される者、すなわち、既設の大学院博士課程にいわゆる「飛び級」で合格した者等、学力に秀で、かつ、独創性のある研究成果であると認められる者で、同人の取得単位、留学経験等、研究の量的、質的評価を総合的に審査するものとする。

(学位の授与)

第21条 学則第27条第1項に定める修了要件を満たした者のうち、情報社会専攻修了者には、修士(情報社会)、心理学専攻修了者には、修士(心理学)の学位を授与する。

(入学志願)

第22条 入学志願者は、指定する期間内に、所定の入学願書及び次の書類を提出しなければならない。ただし、学則第29条第五号から第八号に掲げる者については、それぞれの学歴に応じて、学長が別に定める。

- 一 出身大学の学業成績等を記載した証明書
 - 二 卒業証明書又は卒業見込証明書
- 2 大学院の修士課程に在学したことのある者又は在学している者については、次の書類を提出しなければならない。
- 一 大学院の学業成績等を記載した証明書
 - 二 大学院の修了証明書、修了見込証明書又は在学期間の証明書
- 3 大学院の博士課程に在学したことのある者又は在学している者については、前項に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。
- 一 大学院の学業成績等を記載した証明書

- 二 大学院の学位取得証明書，学位取得見込証明書又は在学期間の証明書
- 4 外国人留学生として入学を志願する者は，前各項に定めるもののほか，次の各号に掲げるものを提出しなければならない。
 - 一 日本語の学力を証する書類
 - 二 入学前に行ってきた研究報告書
 - 三 大学院において修得しようとする研究課題
 - 四 健康診断書
- 5 社会人学生として入学を志願する者は，所定の入学願書及び各専攻が定める書類を提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

- 第23条 入学志願者の選考は，学則第31条の定めるところにより，研究科教授会の議を経て，学長が行う。
- 2 学則第29条第6号に定める入学志願者の選考は，所定の単位を優れた成績をもって修得したものとし，研究科教授会の議を経て，学長が行う。
 - 3 学則第32条第1項に定める口述試験は，当該志願者の大学における卒業研究の内容及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
 - 4 修士課程を修了し，又は修了見込の者の口述試験は，当該志願者の大学院における学位論文又はこれに代わるもの及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
 - 5 学則第56条に定める入学志願者の予備選考は，前条に定める書類により行う。
 - 6 学則第57条に定める特別の入学試験は，前条に定める書類に基づき，日本語の学力及び第3項又は第4項に定める口述試験により行うものとする。ただし，前項に定める学力が，不十分であるときは，入学した後，又は入学を前提として，日本語の学習を行わせ，若しくは，1年以内に限り，大学院研究生として入学させるものとする。
 - 7 学則第59条第1項に定める入学志望者の選考は，当該志願者の研究成果に関する書類等に基づき，口述試験を行う。

(入学手続)

- 第24条 試験に合格した者は，入学手続要項に定める誓約書その他の書類を指定された期日までに提出しなければならない。

(保証人)

- 第25条 前条に定める誓約書には，保証人2名の連署を必要とする。
- 2 前項に掲げるもののほか，保証人に関する事項については，大学学則を準用する。

(再入学)

- 第26条 学長は，学則第47条の規定により退学を命ぜられた者又は同第70条第1号の規定により除籍された者で，在学年限に達しないものが，再入学を志願するときは，研究科教授会の議を経て，再入学を許可することがある。
- 2 再入学者は，退学又は除籍前に所属した専攻に所属するものとする。
 - 3 再入学を許可された者は，退学又は除籍された学年に再入学するものとする。ただし，年度末に退学又は除籍されたときは，この限りでない。
 - 4 再入学者の在学期間は，大学院において既に履修した授業科目，修得した単位数及び在学年数等を考慮して，研究科教授会の議を経て，学長が定める。

(修士入学)

- 第27条 大学院において修士の学位を得た者で，さらに，修士課程に入学を志願する

者の選抜については、研究科教授会の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学した者の在学期間については、研究科教授会の議を経て、1年とすることができる。

(転入学)

第28条 転入学者の在学期間については、第26条第4項を準用する。

(留学)

第29条 学則第40条の規定は、留学のために休学することを妨げない。ただし、休学の期間は、学則第44条の定めるところによる。

(休学)

第30条 病気を理由として、休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生)

第31条 学則第48条及び同第49条に定める聴講の許可若しくは同第50条に定める研究指導の許可又は同第51条に定める入学の許可は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

第32条 学則第48条第4項及び同第49条第3項に定める授業科目の履修の取消し又は同第50条第3項に定める研究指導の許可の取消しは、学則第47条、同第69条又は同第70条の各号の一に該当するときに限り、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

(教職課程授業科目)

第33条 高等学校教諭専修免許取得に必要な授業科目は、別表2に定めるところによる。

(研究科規程の変更)

第34条 この規程の変更は、研究科教授会の議を経て、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表1(第12条関係)

人間社会研究科修士課程授業科目表 (情報社会専攻)

【平成21年度(2009)以降の入学者に適用】

教育分野	授業科目	単位数	必・選			備考
			専攻	情報社会システム	デジタル・クリエイター	
研究科共通	人間学特別輪講	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別輪講	2	選択	選択	選択	
	知識情報特論	2	選択	選択	選択	
講義科共通	情報セキュリティ特論	2	選択	選択	選択	
	知的財産権特論	2	選択	選択	選択	
	ヒューマン・インターフェース特論	2	選択	選択	選択	
専攻共通演習科目	人間学特別演習Ⅰ(宗教)	2	選択	選択	選択	
	人間学特別演習Ⅱ(東洋思想)	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別演習Ⅰ(英語資料演習)	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別演習Ⅱ(Academic Writing)	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別演習Ⅲ(異文化理解)	2	選択	選択	選択	
	知識情報特別演習	2	選択	選択	選択	
情報社会システム	システム開発方法特論	2	選択	選択	選択	(本年度休講)
	社会シミュレーション特論	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別輪講(法律/経済/情報)	2	選択	選択	選択	
	ネットワーク・システム特論	2	選択	選択	選択	
	意思決定支援システム特論	2	選択	選択	選択	
	地域情報化特論	2	選択	選択	選択	
	経営情報システム特論	2	選択	選択	選択	
	企業戦略特論	2	選択	選択	選択	
	e-ビジネス特論	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅰ(法律)	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅱ(経済)	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅲ(情報)	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅳ(労働)	2	選択	選択	選択	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	2	選択	必修	選択	★1
情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	2	選択	必修	選択		
情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2	選択	必修	選択		
情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2	選択	必修	選択		
デジタル・クリエイター	文化研究特別輪講	2	選択	選択	選択	
	言語情報特論	2	選択	選択	選択	
	知覚心理学特論	2	選択	選択	選択	
	イメージ創造特論	2	選択	選択	選択	
	マルチ・メディア情報処理特論	2	選択	選択	選択	
	バーチャル・リアリティ特論	2	選択	選択	選択	
	映像情報特論	2	選択	選択	選択	
	デジタル音響表現特論	2	選択	選択	選択	
	メディア作曲法特論	2	選択	選択	選択	
	文化研究特別演習	2	選択	選択	選択	
	情報表現特別演習Ⅰ	2	選択	選択	必修	★1
	情報表現特別演習Ⅱ	2	選択	選択	必修	
	情報表現特別演習Ⅲ	2	選択	選択	必修	
情報表現特別演習Ⅳ	2	選択	選択	必修		

★1 特別演習の番号付けと履修時期は、以下の表に従っている。

	修士1年		修士2年	
	前期	後期	前期	後期
特別演習	I	II	III	IV

別表1 (第12条関係)

人間社会研究科修士課程授業科目表 (心理学専攻)

教育分野	授業科目	単位数	必・選			備考
			専攻	実験心理学	臨床心理学	
研究科共通	人間学特別輪講	2	選択	選択必修	選択必修	
	コミュニケーション特別輪講	2	選択	選択必修	選択必修	1科目選択必修
	知識情報特論	2	選択	選択必修	選択必修	
実験心理学	実験心理学特別輪講Ⅰ	2	選択	必修	選択	
	実験心理学特別輪講Ⅱ	2	選択	必修	選択	
	生理心理学特論	2	選択	選択必修	選択	(本年度休講)
	神経生理学特論	2	選択	選択必修	選択	
	認知心理学特論	2	選択	選択必修	選択	
	知覚心理学特論	2	選択	選択必修	選択	1科目選択必修
	視覚情報処理心理学特論	2	選択	選択必修	選択	
	学習心理学特論	2	選択	選択必修	選択	
	老年心理学特論	2	選択	選択必修	選択	
	心理学研究法特論	2	選択	選択必修	選択	
	社会心理学特論	2	選択	選択必修	選択	1科目選択必修
	犯罪心理学特論	2	選択	選択必修	選択	
	障害者(児)心理学特論	2	選択	選択必修	選択	
	生理心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	(本年度休講)
	神経生理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	
	認知心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	1科目選択必修
	知覚心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	
	視覚情報処理心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	
	学習心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	
	老年心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	
	実験心理学特別実験Ⅰ	2	選択	必修	選択	
	実験心理学特別実験Ⅱ	2	選択	必修	選択	
	臨床心理学	臨床心理学特論Ⅰ	2	臨床心理学のみ	—	必修
臨床心理学特論Ⅱ		2	臨床心理学のみ	—	必修	
臨床心理面接特論Ⅰ		2	臨床心理学のみ	—	必修	
臨床心理面接特論Ⅱ		2	臨床心理学のみ	—	必修	
心理学研究法特論		2	選択	選択	選択必修	1科目選択必修
臨床心理学研究法特別輪講		2	選択	選択	選択必修	
学習心理学特論		2	選択	選択	選択必修	1科目選択必修
認知心理学特論		2	選択	選択	選択必修	
犯罪心理学特論		2	選択	選択	選択必修	1科目選択必修
社会心理学特論		2	選択	選択	選択必修	
老年心理学特論		2	選択	選択	選択必修	
障害者(児)心理学特論		2	選択	選択	選択必修	1科目選択必修
神経生理学特論		2	選択	選択	選択必修	
精神医学特論		2	選択	選択	選択必修	
学校臨床心理学特論		2	選択	選択	選択必修	
心理療法特論		2	選択	選択	選択必修	1科目選択必修
グループ・アプローチ特論		2	選択	選択	選択必修	
臨床心理査定特別演習Ⅰ		2	臨床心理学のみ	—	必修	
臨床心理査定特別演習Ⅱ		2	臨床心理学のみ	—	必修	
臨床心理基礎実習Ⅰ		1	臨床心理学のみ	—	必修	
臨床心理基礎実習Ⅱ		1	臨床心理学のみ	—	必修	
臨床心理実習Ⅰ		1	臨床心理学のみ	—	必修	
臨床心理実習Ⅱ		1	臨床心理学のみ	—	必修	

別表2 教職課程授業科目表【平成21年度(2009)以降の入学者に適用】

(教科に関する科目)

●高等学校教諭専修免許状(情報)対象専攻:情報社会専攻

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
情報の教科に関する科目		知識情報特論	2
		情報セキュリティ特論	2
		ヒューマン・インターフェース特論	2
		知識情報特別演習	2
		システム開発方法特論	2
		社会シミュレーション特論	2
		ネットワーク・システム特論	2
		意思決定支援システム特論	2
		地域情報化特論	2
		言語情報特論	2
		イメージ創造特論	2
		マルチ・メディア情報処理特論	2
		バーチャル・リアリティ特論	2
		映像情報特論	2
		デジタル音響表現特論	2
		メディア作曲法特論	2
		情報社会特別演習Ⅲ(情報)	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2
		情報表現特別演習Ⅰ	2
		情報表現特別演習Ⅱ	2
	情報表現特別演習Ⅲ	2	
	情報表現特別演習Ⅳ	2	

注) 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、計24単位以上を修得する必要がある。

(教科に関する科目)

●高等学校教諭専修免許状(公民)対象専攻:心理学専攻

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
公民の教科に関する科目		人間学特別輪講	2
		コミュニケーション特別輪講	2
		生理心理学特論	2
		神経生理学特論	2
		認知心理学特論	2
		知覚心理学特論	2
		学習心理学特論	2
		老年心理学特論	2
		心理学研究法特論	2
		社会心理学特論	2
		犯罪心理学特論	2
		障害者(児)心理学特論	2
		精神医学特論	2
		心理療法特論	2
		学校臨床心理学特論	2
		生理心理学特別演習	2
		神経生理学特別演習	2
		認知心理学特別演習	2
		知覚心理学特別演習	2
		視覚情報処理心理学特別演習	2
	学習心理学特別演習	2	
	老年心理学特別演習	2	
	臨床心理学研究法特別輪講	2	
	実験心理学特別輪講Ⅰ	2	
	実験心理学特別輪講Ⅱ	2	
	実験心理学特別実験Ⅰ	2	
	実験心理学特別実験Ⅱ	2	

注)教科に関する科目は、免許法の規定科目について、計24単位以上を修得する必要がある。

3. 埼玉工業大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条第4項及び第27条の2第5項の規定に基づき、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の授与)

第2条 本学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士又は博士の学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学大学院に博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

4 第2項の規定により授与される博士の学位を「課程博士」といい、第3項の規定により授与される博士の学位を「論文博士」という。

5 第2項の規定にかかわらず、本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位だけを修得して退学（以下「満期退学」という。）した者が、退学後1年以内に、博士の学位授与を申請しかつその審査及び最終試験に合格したときは、課程博士として取り扱うものとする。

(専攻分野の名称)

第3条 工学研究科修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、工学又は学術とする。

2 人間社会研究科情報社会専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、情報社会とする。

3 人間社会研究科心理学専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、心理学とする。

(学位論文の提出等)

第4条 第2条に規定する学位の授与を受けようとする者は、原則として、修了予定時期の3か月前までに、次の各号に掲げるものを在学する研究科の長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

一 学位申請書

二 学位論文

三 学位論文の要旨

2 本学大学院の博士後期課程を満期退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときは、前項に定めるもののほか、履歴書及び別表1に定める論文審査手数料を添え、専攻分野の名称を指定して、論文を研究科長に提出しなければならない。ただし、満期退学後3年以内に学位を申請するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 第2条第3項に規定する者が、学位を申請するときは、前項の規定を準用する。

4 前2項の規定により納付した論文審査手数料は、返還しない。

- 5 学位論文は、1篇とし、参考として、他の論文を添付することができる。
- 6 学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。
- 7 受理した学位論文は、返還しない。

(学位論文審査委員会)

第5条 研究科長は、前条の学位論文等を受理したときは、研究科に設置する学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付さなければならない。

- 2 修士の審査委員会は、研究科の教員3名をもって組織し、主査1名及び副査2名とし、博士の審査委員会は、研究科の教員5名をもって組織し、主査1名及び副査4名とする。これらの審査委員会の委員(以下「審査委員」という。)は研究科長が指名するものとする。ただし、主査は、研究指導教員でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究科が、審査のため必要があると認めるときは、学外の大学院、研究所等の教員等をもって、審査委員に充てることができる。
- 4 審査委員は、申請者から金品等の供与を受けるなど、倫理に反する行為を行ってはならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、学位論文の審査を終了した後、学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び専門分野等について、口頭又は筆記の試問の方法により、最終試験を行い、学力の確認を行うものとする。
- 3 口頭の試問は、学位論文の審査を担当する審査委員会の委員が出席のもと、公開の学位論文発表会において行うものとする。

(学力の確認の例外)

第7条 前条の規定にかかわらず、研究科長が、学位の授与を申請した者の経歴及び提出論文以外の業績の審査を行い、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、当該研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の議を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

- 2 学位論文の審査又は最終試験に合格しなかった者に対して、研究科長が、特に必要と認めるときは、研究科教授会の議を経て、改めて論文審査又は最終試験を行うことができる。

(審査期間)

第8条 審査委員会は、学位を申請した者の在学期間中に、当該学位論文の審査及び最終試験を終了するものとする。ただし、特別の事情のあるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り、延長することができる。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査又は最終試験を終了したときは、次の各号に掲げる文書を研究科長に報告しなければならない。

- 一 学位論文の内容の要旨
- 二 学位論文及び最終試験の審査結果の要旨

三 学位に付記する専攻分野の名称

四 学位を授与できるか否かの意見

- 2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。この場合において、前項の報告は、最終試験の結果の要旨を添付することを要しない。

(合否の判定)

第10条 前条第1項の報告に基づき、学位を授与できるとの意見が付されたときは、研究科教授会において、学位論文及び最終試験の合否の判定を行う。

- 2 前項に定める研究科教授会は、その構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、研究科長が、当該構成員のうち、公務又は出張のため、出席できないことを文書で確認したときは、当該構成員を定足数に算入しない。

- 3 学位論文及び最終試験の合格の判定は、前2項に定める研究科教授会において、可否投票により、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の授与及び審査結果の通知)

第11条 学長は、前条の合否の判定の結果に基づいて、学位を授与すべき者に対しては、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第12条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の議を経て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学大学院は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「埼玉工業大学審査学位論文」である旨を明記しなければならない。

(学位の名称の付記)

第14条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「埼玉工業大学」と付記しなければならない。

(学位の取消)

第15条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により、学位を受けた事実が判明したときは、研究科教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 研究科教授会において、前項の決定をするときは、第11条の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第16条 本学大学院が、博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から3か月以内に所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の再交付)

第17条 学位記の再交付は、行わない。

(学位記の様式)

第18条 工学研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第1項本文に定める場合にあつては、別表2とし、学則第27条第1項ただし書き及び同第2項に定める場合にあつては、別表3とする。

2 人間社会研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第1項本文に定める場合にあつては、別表7とし、学則第27条第1項ただし書き及び同第2項に定める場合にあつては、別表8とする。

3 第2条第2項に規定する博士の学位記の様式は、学則第27条の2第1項本文に定める場合にあつては、別表4とし、学則第27条の2第1項ただし書き及び同第2項及び第3項に定める場合にあつては、別表5とする。

4 第2条第3項に規定する博士の学位記の様式は、別表6とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て、学長が定める。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年1月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1 論文審査手数料の額

1. 本学大学院の博士後期課程を経た者

第2条第2項及び第5項に規定する学位の授与を申請する者 (課程博士)	第2条第3項に規定する学位の授与を申請する者 (論文博士)	備 考
無 料	100,000円	満期退学後3年以内の申請者は 無料

2. 本学大学院の博士後期課程を経ていない者

第2条第3項に規定する学位の授与を申請する者 (論文博士)	備 考
200,000円	

修工 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

埼玉工業大学大学院工学研究科〇〇〇〇工学専攻の博士
前期課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査
及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により修士（工学又は学術）の学位
を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

修工 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

埼玉工業大学大学院工学研究科〇〇〇〇工学専攻の博士
前期課程において、所定の単位を修得し、特定の課題につい
ての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により修士（工学又は学術）の学位
を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

博 甲 工 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

埼玉工業大学大学院工学研究科○○○○工学専攻の博士
後期課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及
び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により博士（工学又は学術）の学位
を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

博 甲 工 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

埼玉工業大学大学院工学研究科〇〇〇〇工学専攻の博士
後期課程において、所定の単位を修得し、特定の課題につい
ての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認め
る

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により博士（工学又は学術）の学位
を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

博 乙 工 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

埼玉工業大学大学院に学位論文を提出し、所定の審査
及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により博士（工学又は学術）の学位
を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

修人 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

埼玉工業大学大学院人間社会研究科〇〇〇〇専攻の修士
課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び
最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院人間社会研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により修士（情報社会又は心理学）の
学位を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

修 人 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

埼玉工業大学大学院人間社会研究科〇〇〇〇専攻の修士
課程において、所定の単位を修得し、特定の課題について
の研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院人間社会研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により修士（情報社会又は心理学）の
学位を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

4. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）における研究活動が顕著である者に対して、研究活動の更なる発展を支援するため、特別奨励金を授与することを目的とする。

(授与の対象者)

第2条 特別奨励金の授与対象者は、レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうちから研究科長が選考を行い学長に推薦されたものとする。

(予備審査)

第3条 前条の特別奨励金（以下「研究論文奨励金」という。）の授与の予備審査は、研究指導教員が専攻主任に対して学協会等からの掲載決定通知書及び掲載予定の論文の写しを添えて、推薦文を提出することとし、当該大学院生の論文作成における分担役割及び貢献度等を勘案して各専攻で行う。

2 前項の研究論文の貢献度は、原則として、第2順位までの著作者とする。

(手続)

第4条 専攻主任は、前条の予備審査の結果、特別奨励金を授与することが適当であると認める者について、博士前期課程及び博士後期課程それぞれの上位2件について、理由及び順位を付して、研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、前項の報告に基づき、選考を行い、学長に推薦するものとする。

(選考の時期)

第5条 研究論文奨励金の選考の時期は、2月末日までに報告があった者について、3月中旬までに行うものとする。

(特別奨励金授与の決定)

第6条 常務理事会は、学長の推薦に基づき、工学研究科博士前期課程、博士後期課程及び人間社会研究科修士課程それぞれ2件の研究論文奨励金授与を決定する。

(授与金額)

第7条 研究論文奨励金の額は、1件につき、10万円とする。

(例外措置)

第8条 前2条によりがたいときは、常務理事会の議により、予算の範囲内において、授与対象者数及び授与金額を変更することができる。

(特別奨励金の授与)

第9条 研究論文奨励金の授与は、3月に行うものとする。

(論文掲載の確認)

第10条 研究論文奨励金を授与された者は、当該論文が掲載された学協会誌等を大学院学生委員会へ提出し、掲載の確認を受けなければならない。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年11月13日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

5. 学校法人智香寺学園大学院奨学支援金規程

(目的)

第1条 この規程は、経済的な理由により、学費の支払いが困難な埼玉工業大学大学院学生及び大学院入学予定者(以下「学生」という。)に対して、就学を可能にするため、大学院奨学支援金(以下「奨学支援金」という。)を貸与して、経済的に支援することを目的とする。

(奨学支援金の金額)

第2条 奨学支援金の金額は、学生が学園に納付する金額のうち、授業料及び施設設備費(以下「学納金」という。)の額の範囲内とする。

(申請手続)

第3条 奨学支援金の貸与を受けようとする学生は、入学手続期間中に、所定の入学金を納入し、かつ、学生納付金延納願を提出しなければならない。

2 風水害等の災害のため、家屋等が滅失、毀損したとき、又は主たる生計維持者が、死亡したとき、その他の経済的状況の変化により、学納金を納付することが困難なときは、前項の規定を準用するものとする。

(書類提出)

第4条 学生は、学生納付金延納願を提出後、2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

一 学校法人智香寺学園大学院奨学支援金申請書

二 返済計画書

三 保証人2名の返済保証書

四 住居地を管轄する税務署の発行する主たる生計維持者の課税証明書又は市区町村長の発行する非課税証明書

(審査)

第5条 前2条に基づく審査は、大学院学生委員会が面接審査及び書類審査により行う。

2 大学院学生委員会委員長は、前項の審査に基づいて、学生に経済的支援をすることが必要であると認めるときは、意見を付して、奨学支援金額を研究科長に報告するものとする。

(奨学支援金の決定)

第6条 奨学支援金の額の決定は、理事会が行う。

(奨学支援金の返済)

第7条 奨学支援金の返済は、原則として、修学年限までとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、返済計画に基づき、猶予することがある。

2 前項の奨学支援金は、無利子とする。

(順守義務)

第8条 学生は、この奨学支援金を活用し、研究勉学に専念するとともに、保証人ともども、信義に則り、返済計画を誠実に履行し、経済状態が改善したときは、奨学支援の停止を申し出るとともに、奨学支援金を返済するものとする。

(所掌部課)

第9条 この規程に定める書類の提出は、教学部学生課とする。

附 則

この規程は、平成10年4月16日から施行し、平成10年度大学院入学生から適用する。

6. 埼玉工業大学大学院研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第51条に基づき、大学院研究生について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため、研究主題を定め特定の研究指導教員の指導のもとで研究を行う者をいう。

(出願資格)

第3条 本学大学院に大学院研究生として出願することができる者は、次の資格を有する者でなければならない。

- (1) 修士又は博士の学位を得た者
- (2) 前号と同等以上の学力があり、本学において研究能力があると認められた者

(入学時期)

第4条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(出願書類)

第5条 本学大学院に大学院研究生として出願するときは、所定の検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究願
 - (2) 研究計画書（指導計画書）
 - (3) 履歴書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 官公庁、その他の事業所に在職する者は、その所属長の同意書又は依頼書
 - (6) 写真 2枚（4×3cm）
 - (7) 学位記の写
- 2 日本国籍以外の国籍を有する出願者は、前項各号に定める書類のほか、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 外国人登録済証明書又は旅券の写
 - (2) 身元保証書

日本に居住する保証人（保証人が日本国籍以外の国籍である場合は、原則として、在学期間中在日することができる者）により、入学後の一切について責任を持つことを保証する書類

(入学選考)

第6条 大学院研究生の入学は、前条の提出書類に基づき選考のうえ、研究科教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(納付金)

第7条 大学院研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学金及び月額額の6か月分の授業料を納付し、所定の入学手続をしなければならない。

2 7日以内に手続きを完了しない者は、入学許可を取り消すことがある。

(実験実習費)

第8条 大学院研究生の実験実習等に要する費用は、本人の負担とすることがある。

(聴講)

第9条 大学院研究生は、研究指導教員が必要と認めるときは、研究科長の承認を得て、授業科目を聴講することができる。ただし、聴講した授業科目の単位の認定は行わない。この場合は特に聴講料を徴収しない。

(在学期間)

第10条 大学院研究生の在学期間は1年以内とする。

2 研究科長は、大学院研究生が研究期間の延長を願い出たときは、研究科教授会の議を経て、6か月又は1年を単位として、在学期間の延長を許可することができる。ただし、外国人留学生（研究留学生）については、研究科教授会の議を経て定める。

(他の業務への従事)

第11条 大学院研究生が他の業務に従事しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

(検定料、入学金及び授業料)

第12条 大学院研究生の検定料、入学金及び授業料については、本学大学院学則に定める。

(退学及び除籍)

第13条 大学院研究生が研究期間内に退学しようとするときは、その理由を記載した書面を提出して、学長に願い出なければならない。

2 大学院研究生が本学大学院の諸規則に違反し、大学院研究生として適当でないと認められたときは、研究科教授会の議を経て、学長はこれを除籍することができる。

(終了届及び中止届)

第14条 大学院研究生が、研究を終了したときは、研究終了届を研究指導教員を通じて、研究科長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、研究期間の中途において、研究を中止した場合に準用する。

(研究報告)

第15条 大学院研究生は、研究期間が終了したときは、研究科長に研究結果の報告をしなければならない。

(規定の準用)

第16条 大学院研究生に対しては、大学院学生にのみ適用される規定を除き、本学大学院学則を準用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

7. 埼玉工業大学大学院休学者学費免除に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第43条の休学者の学費の免除を規定することを目的とする。

(免除額)

第2条 休学者は、その休学期間によって次の学費を免除する。

願出の時期	休学期間	免 除 額
		授業料
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1か年 (翌学年前期末まで)	後期額の1/2及び 翌年前期額の1/2
	後 期 (当学年末まで)	後期額の1/2
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1か年 (翌学年末まで)	年額の1/2
	前 期 (翌学年前期末まで)	前期額の1/2
	当学年末まで	

2 免除は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(復学)

第3条 休学期間を中断して復学したときは、実際の休学期間に応じて、前条の表により学費を免除するものとする。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

8. 埼玉工業大学技術補助員取扱要領

この要項は、埼玉工業大学における技術補助員の任用及びその手続について定めるものとする。

1. 次の授業科目については、それぞれ技術補助員1名を置くことができる。
 - 一 コンピュータ実習、基礎実験及び専門実験
 - 二 情報処理、メディアリテラシー
2. 前項の技術補助員は、本学の大学院学生をもって、教員の補助職として実験・実習の指導等に充てるものとする。
3. 本学の大学院学生が、当該授業科目にかかる技術補助員を希望しないときは、本学の大学院学生と同等以上の学力若しくは技術能力を有する者をもって充てることができる。ただし、大学院学生等が得られないときは本学工学部4年生に限り従事させることができる。
4. 技術補助員が、本学の大学院学生であるときは、ティーチング・アシスタント（T. A.）と称することとし、当該大学院学生の履歴に記載することができる。
5. 技術補助員は、非常勤職員として、半期又は年度を単位として任用するものとし、第1項に掲げる正規の授業において、担当教員のもとで勤務する。ただし、手当額の基礎となる実験・実習等の準備又は整理の時間については、他の時間と振り替えて勤務させることができる。
6. 授業担当教員が、技術補助員の採用を希望するときは、当該授業の属する学科・課程の教務委員に候補者の履歴書（業績書を含む。）を添えて申し出るものとする。
7. 教務委員会は、学科・課程の教務委員から当該申出を受けたときは、任用候補者等の調整を行い、教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）が学長に申し出るものとする。
8. 本学大学院学生以外の者を採用するとき、又は前各号の規定によりがたいときは、理由を付して学長に申し出るものとする。
9. 学長は、前2項の申出に基づき、常務理事会に諮り、常務理事会において決定し、理事長が任命する。
10. 前各項の手続は、学年又は学期の始まる前に行うこととし、技術補助員として任用される前に実験・実習等に従事させることはできない。

附則 この要項は、平成8年4月1日から施行する。

この要項は、平成10年11月10日から施行する。

この要項は、平成11年4月27日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

9. 埼玉工業大学技術補助員手当支給要項

この要項は、埼玉工業大学技術補助員取扱要項に基づき、実習、実験等の授業科目に従事する技術補助員に対する手当等の基準を定めるものとする。

1. 学生である者の勤務時間は、試験監督補助等の臨時的勤務を除き、1週間当たり原則10時間、年間240時間を上限とする。なお、技術補助員に応募しようとする者は、指導教員の許可を得ることとする。
2. 技術補助員のうち、本学の正規の学生の1時間当たりの手当額は、次のとおりとする。

一 大学院の博士後期課程に在学している者	2,000円
二 大学院の博士前期課程又は修士課程に在学している者	1,500円
三 学部の4学年に在学している者	1,000円
3. 前項以外の者の1時間当たりの手当額は、その者を正規の職員として採用した場合の1時間単位とする。ただし、2,000円を超えることができない。
4. 本学における1コマの授業科目を2時間(120分)と計算し、そのうちの30分については、実験・実習の準備、機器の整備、試験問題の作成、答案の採点等、教員の指示に基づいて従事する時間とする。
5. 技術補助員の交通通勤費は、一般職員の例に準じて支給する。ただし、本学の学生及び本学において授業又は研究指導を受けている者に対しては支給しない。
6. 技術補助員の手当額は、毎月末日までの勤務回数(予備実験・試験等を含み、半期の1コマ当たり15回以内)に基づいて、翌月の25日に支給するものとする。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

この要項は、平成10年11月10日から施行する。

この要項は、平成11年4月27日から施行する。

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

10. 埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ

埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程第2条第3項に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が実施する大学院において貸与を受けた第一種奨学金の返還免除の認定を受ける候補者（以下「候補者」という。）の選考方法及び評価方法等については、下記のとおり申合せを。

1 埼玉工業大学からの推薦

- (1) 埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、各研究科に候補者の推薦を依頼する。
- (2) 支援機構が第一種奨学金の全額免除又は半額免除を行う人数は、当該年度の第一種奨学金貸与終了予定者の30%以下を目途とする。
- (3) 各専攻主任は、返還免除を希望する者を募り、専攻会議の議に基づき、当該学生の業績を総合的に評価した上で、推薦順位を付し、次の書類を添付して選考委員会に推薦する。
 - 一 業績優秀者返還免除申請書
 - 二 成績証明書
 - 三 推薦理由書
 - 四 その他必要な書類

2 評価方法

- (1) 専攻会議及び選考委員会は、候補者の業績評価に当たり、次の評価項目について総合評価する。
 - 一 大学院における教育研究活動等
 - 二 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等
- (2) 専攻会議及び選考委員会は、「業績評価の基準」（別表）等に基づき、候補者の業績評価を公平かつ適正に行う。
- (3) 専攻会議及び選考委員会は、業績評価を行う上で、各専攻分野の教育研究の特性等に十分配慮する。

3 候補者の選考

選考委員会は、各専攻の推薦順位を十分勘案し、推薦のあった候補者の業績を総合評価した上で、順位を付して支援機構に推薦する最終候補者を選考する。

4 その他

この申合せに定めるもののほか、候補者の選考方法及び評価方法等に関し必要な事項は、研究科の議を経て、学長が定める。

附則 この申合せは、平成17年12月22日から施行する。

附則 この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附則 この申合せは、平成20年2月6日から施行する。

「業績評価の基準」

業績評価は、各項各号に掲げる評価項目により、各専攻等の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。

業績評価の細目は、各専攻において別に定めることができる。

文部科学省令に定める業績の種類 「支援機構が定める評価基準」	本学が定める評価項目	
	(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
1 学位論文その他の研究論文 学位論文の授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
2 特定の課題についての研究の成果 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条「特定の課題についての研究の成果」の審査及び試験の結果が授会等で特に優れていると認められること	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
3 著書、データベースその他の著作物 (前2号に掲げるものを除く。) 前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③広く公益性が認められる場合
4 発明 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	①発見、発明、実用新案として優れ、推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学外機関において発見と認められた場合 ②発明・特許として高い評価と認められる場合 ③実用新案として高い公益性が認められる場合
5 授業科目の成績 講義・演習等の成果として、優れた専門知識や研究能力を修得したと授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	①特に優秀な成績を収めた場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	
6 研究又は教育に係る補助業務の実績 リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	①学内での教育研究活動等の補助(リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等)に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①教育研究活動の補助業務により学外での研究成果が高く評価された場合
7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
8 スポーツの競技会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること)		①専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合

大学の校舎配置図

1. 施設案内図

2. 建物各階平面図

9号館 学生ホール棟

10号館 大学院人間社会研究科棟

21号館 図書館棟

22号館 情報システム学科／情報工学棟

23号館 情報基盤センター棟

24号館 大乘殿

26号館 正智塔(本部棟)

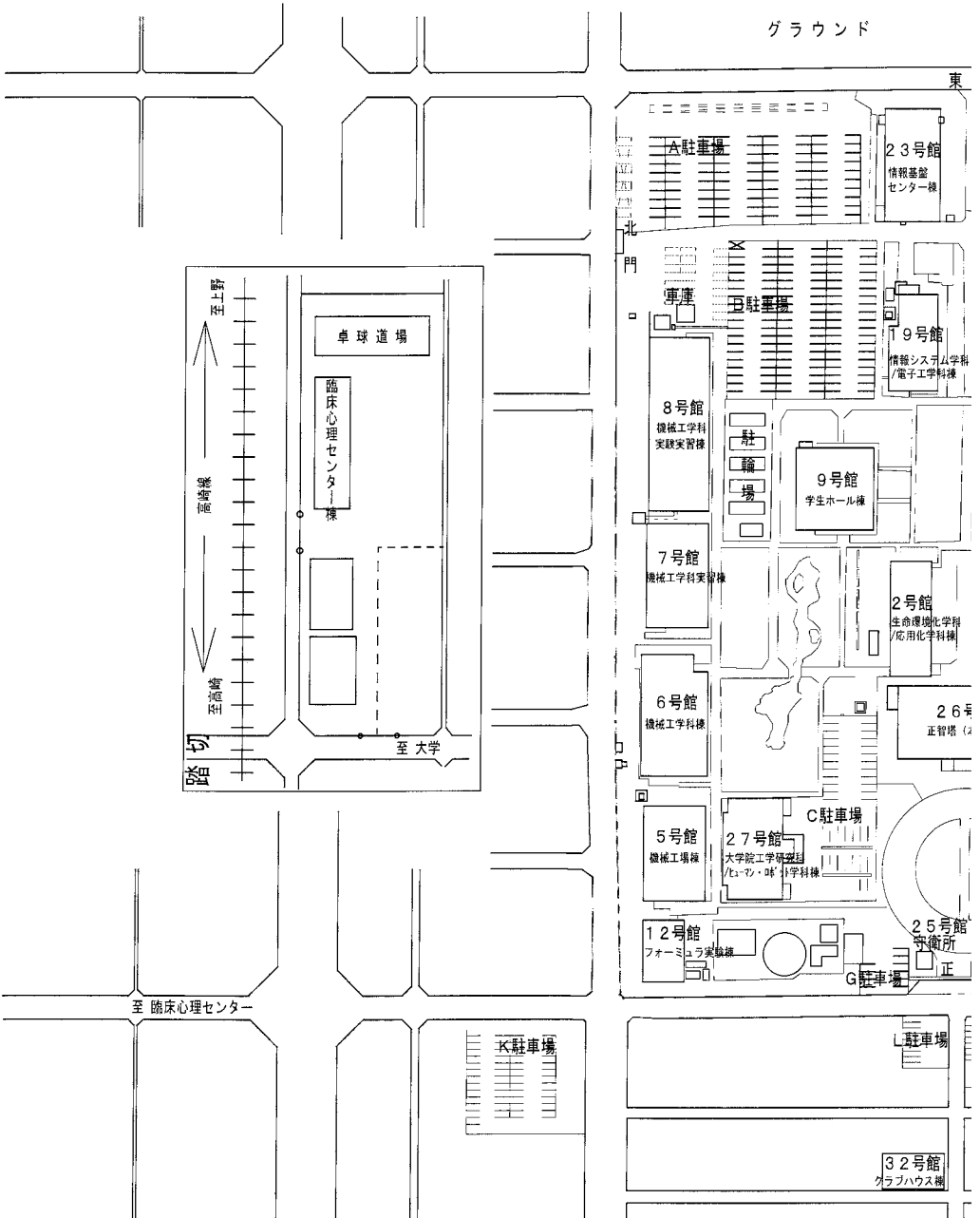
30号館 人間社会学部棟

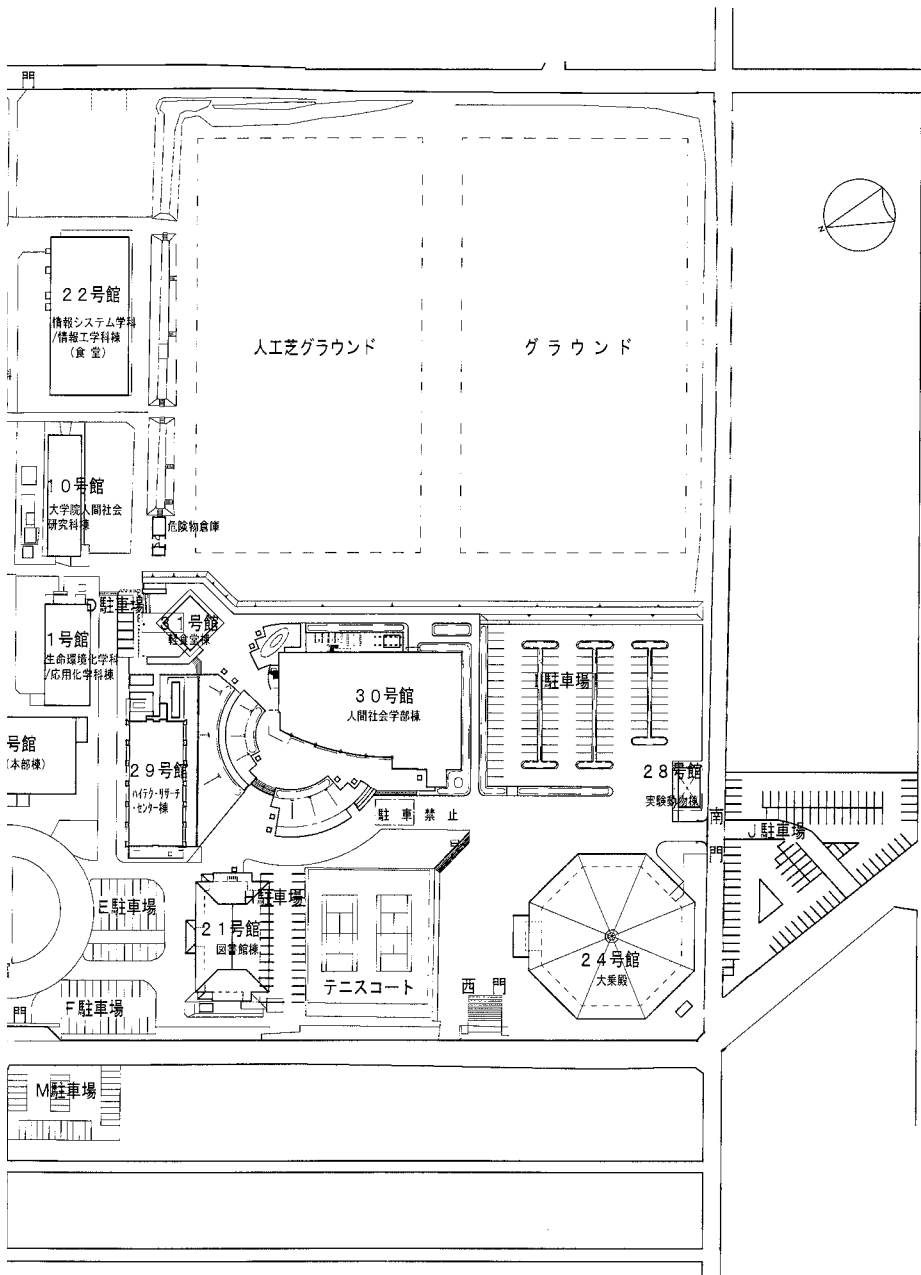
31号館 軽食堂棟

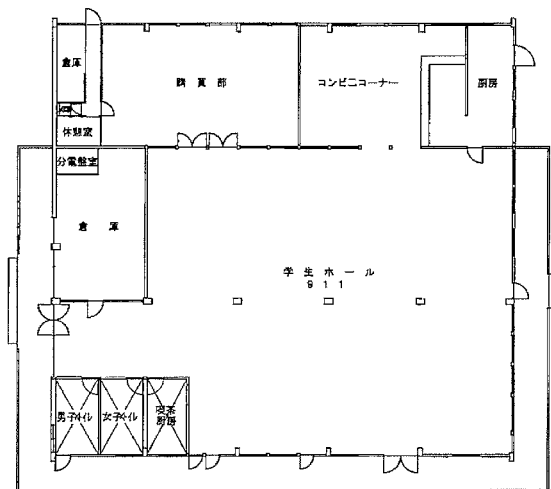
32号館 クラブハウス棟

臨床心理センター棟

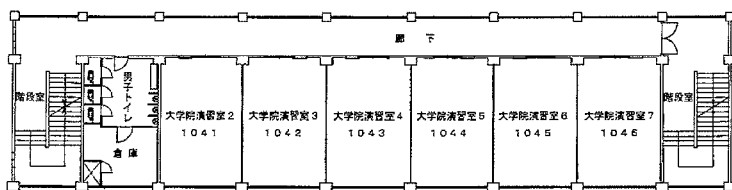
埼玉工業大学施設案内図



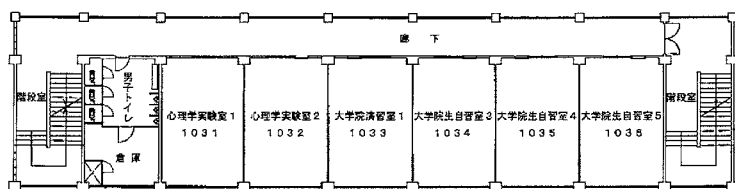




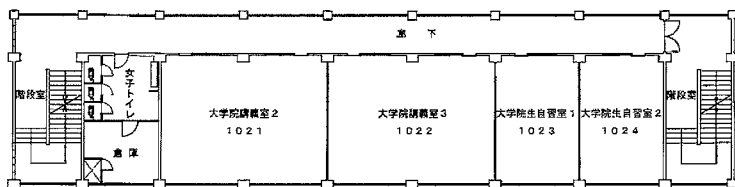
9号館 学生ホール棟



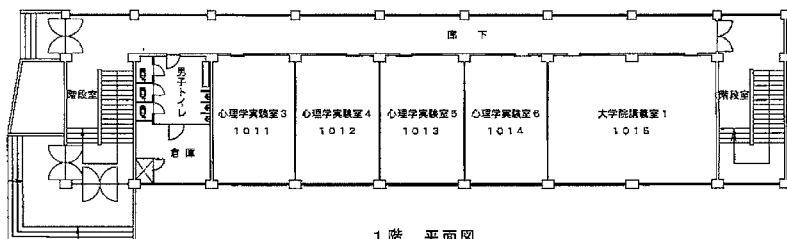
4階 平面図



3階 平面図

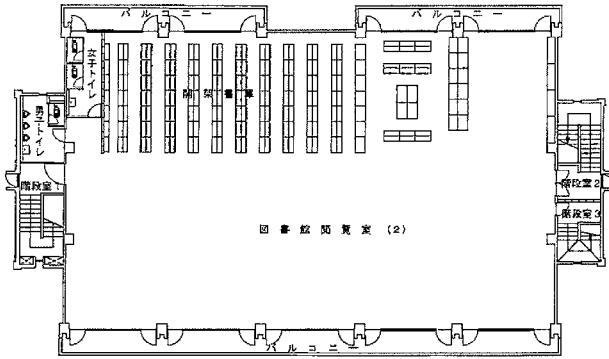


2階 平面図

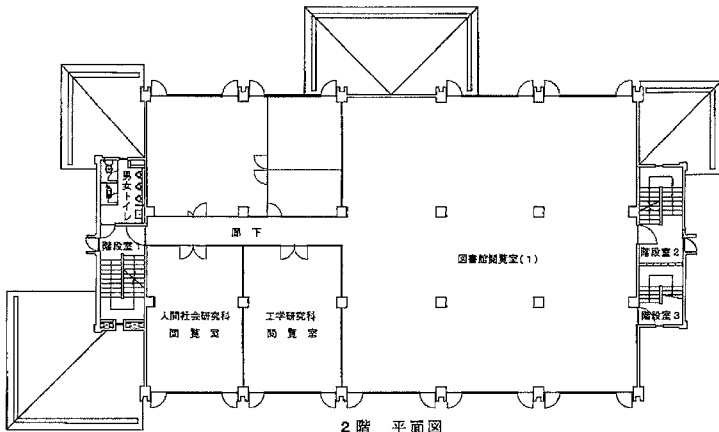


1階 平面図

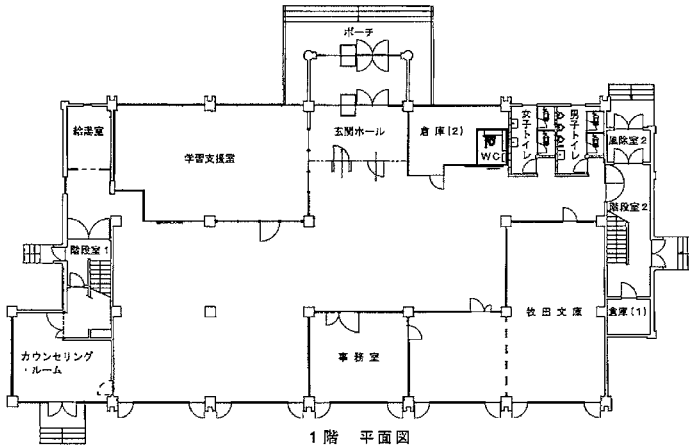
10号館 大学院人間社会研究科棟



3階 平面図

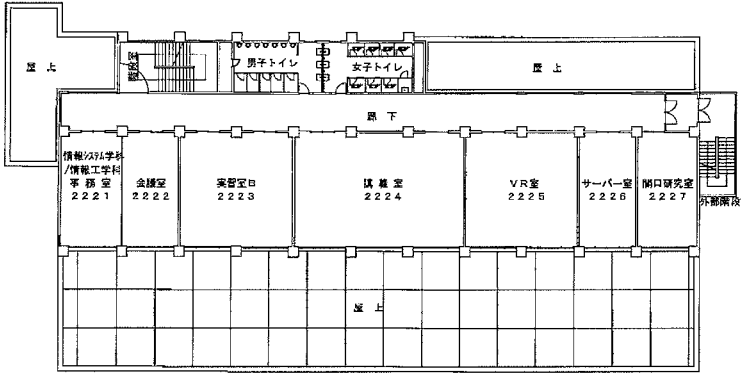


2階 平面図

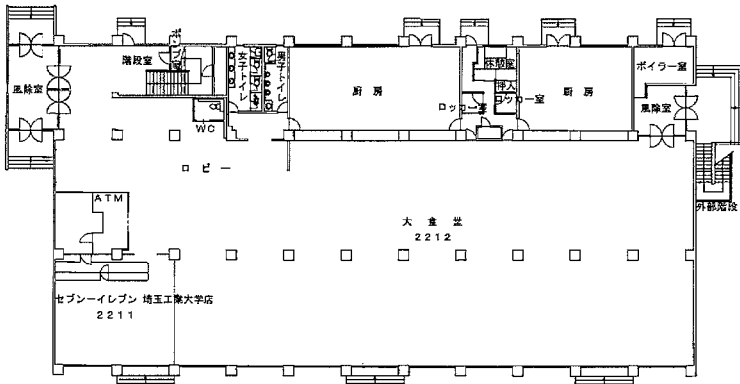


1階 平面図

21号館 図書館棟

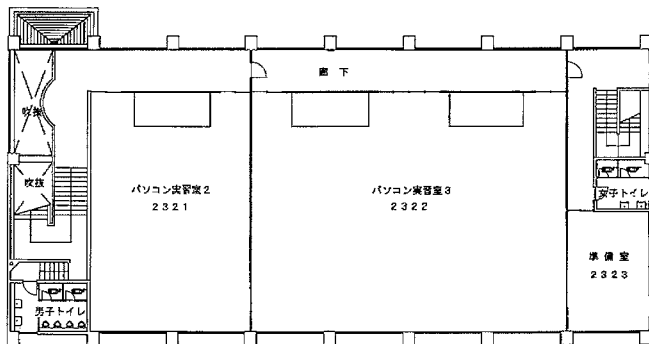


2階 平面図

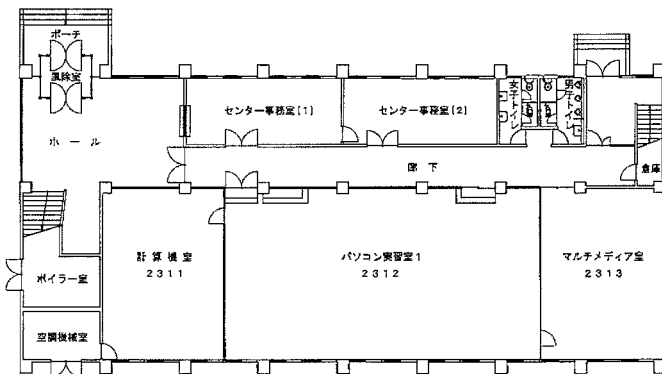


1階 平面図

22号館 情報システム学科/情報工学科棟

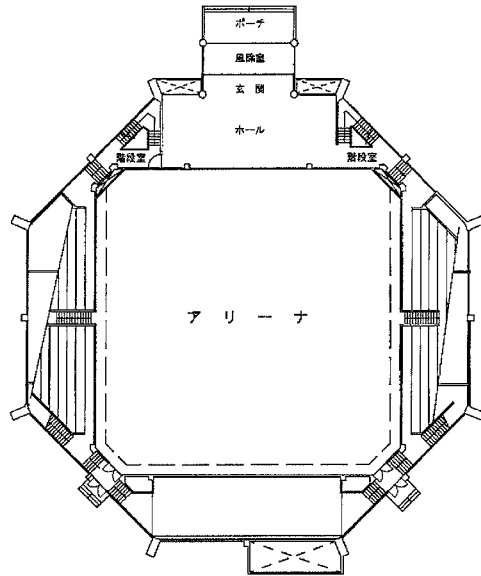


2階 平面図

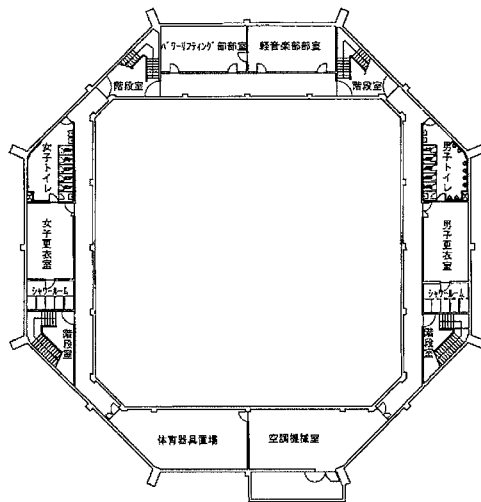


1階 平面図

23号館 情報基盤センター棟

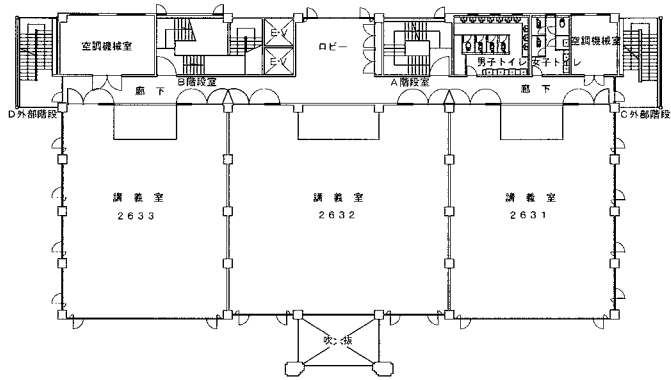


1階 平面図

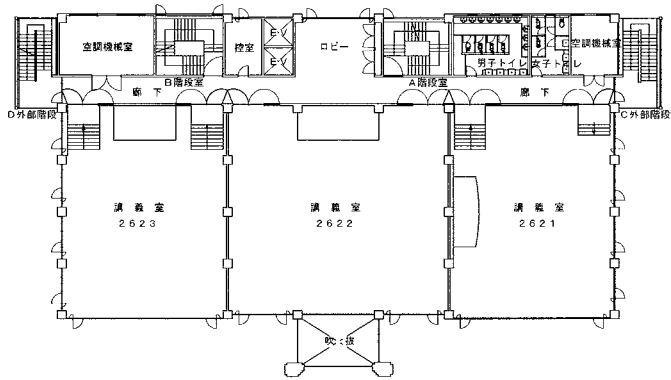


地階 平面図

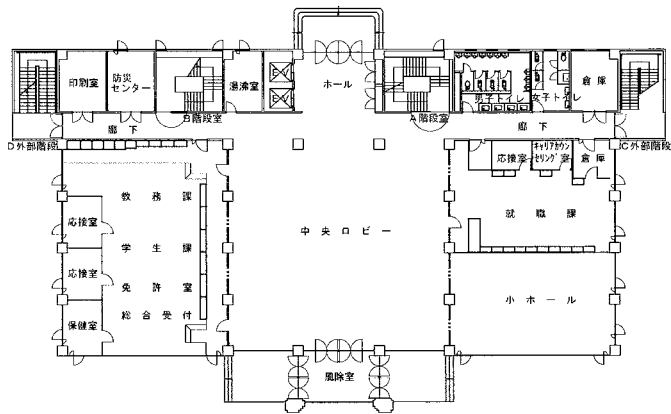
24号館 大乘殿



3階 平面図

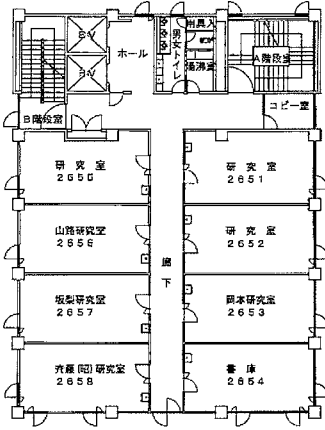


2階 平面図

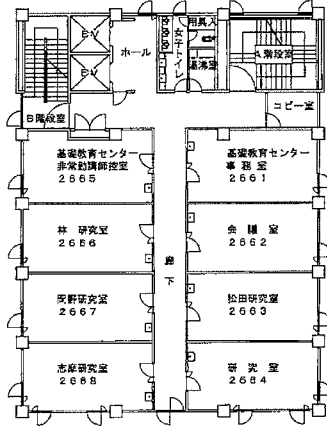


1階 平面図

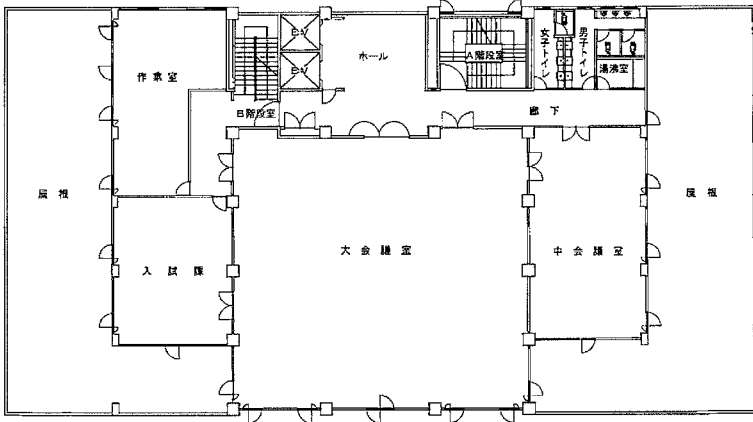
26号館 正智塔（本部棟）



5階 平面図

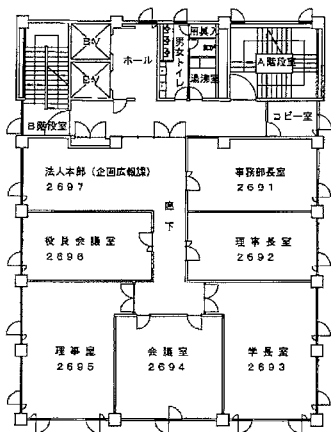


6階 平面図

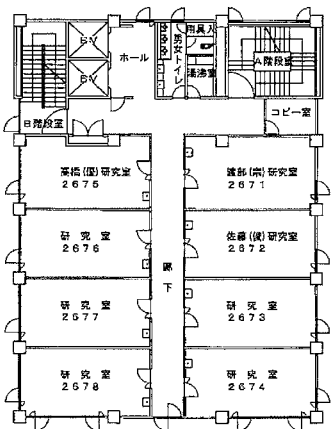


4階 平面図

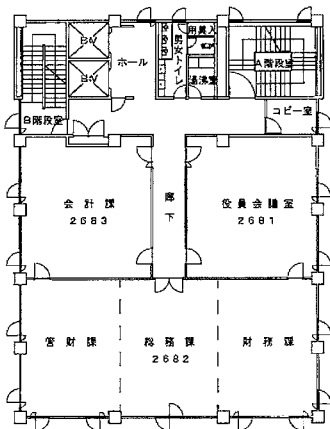
26号館 正智塔 (本部棟)



9階 平面図

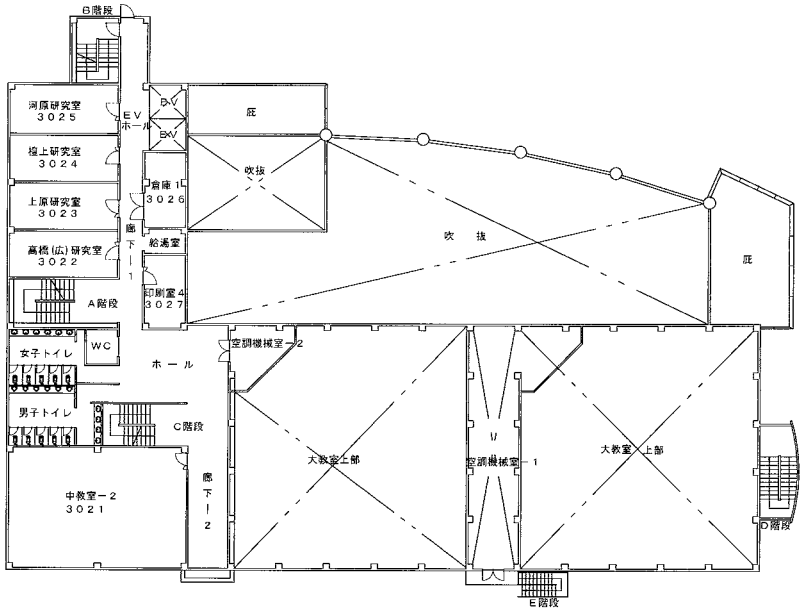


7階 平面図

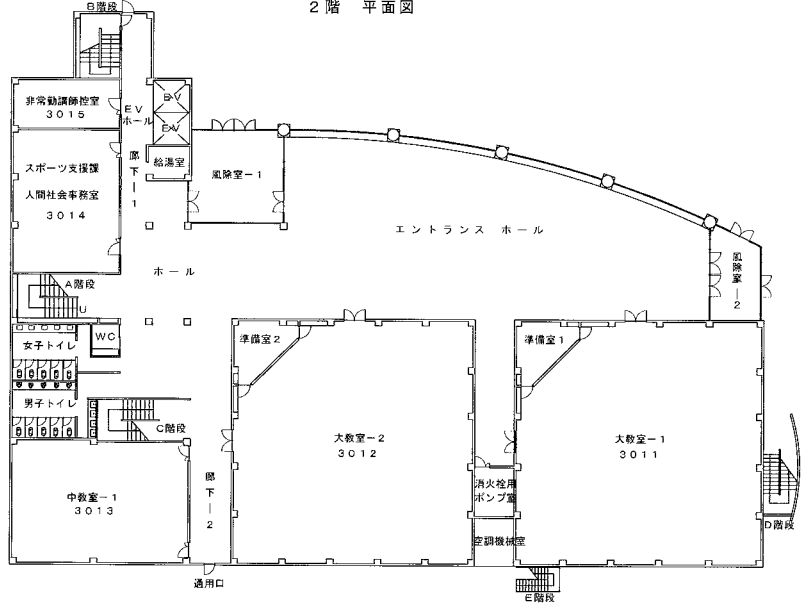


8階 平面図

26号館 正智塔（本部棟）

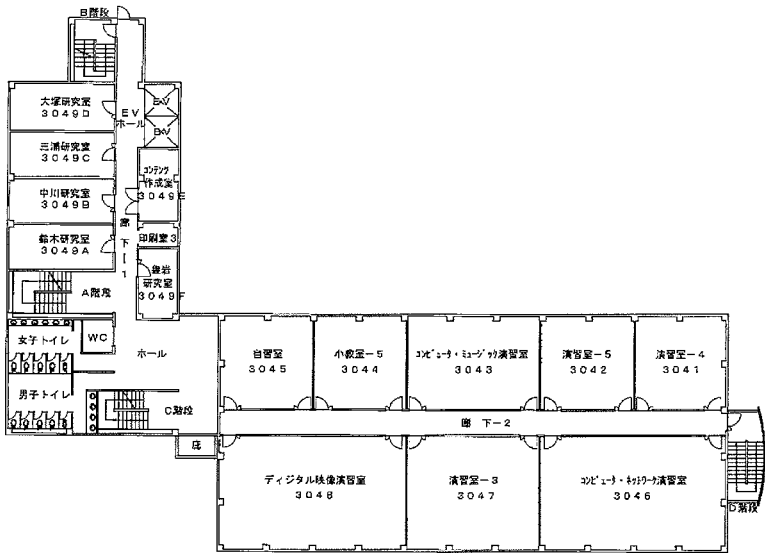


2階 平面図

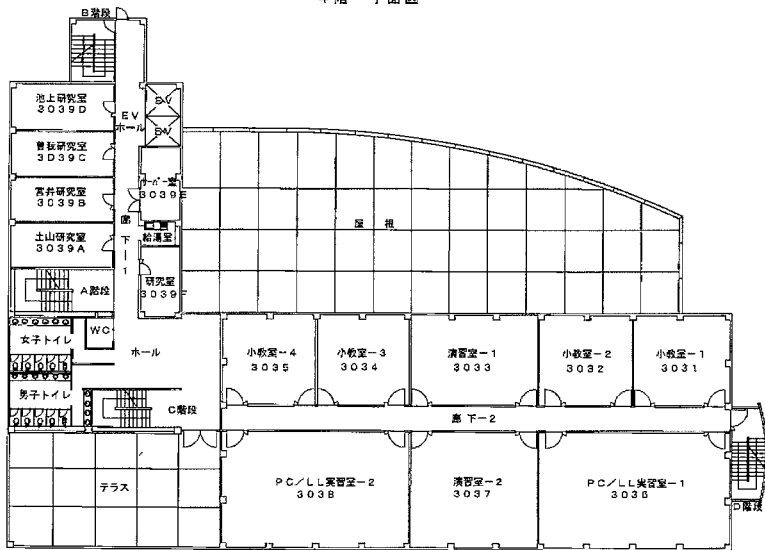


1階 平面図

30号館 人間社会学部棟

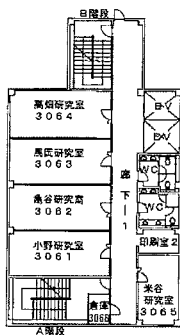


4階 平面図



3階 平面図

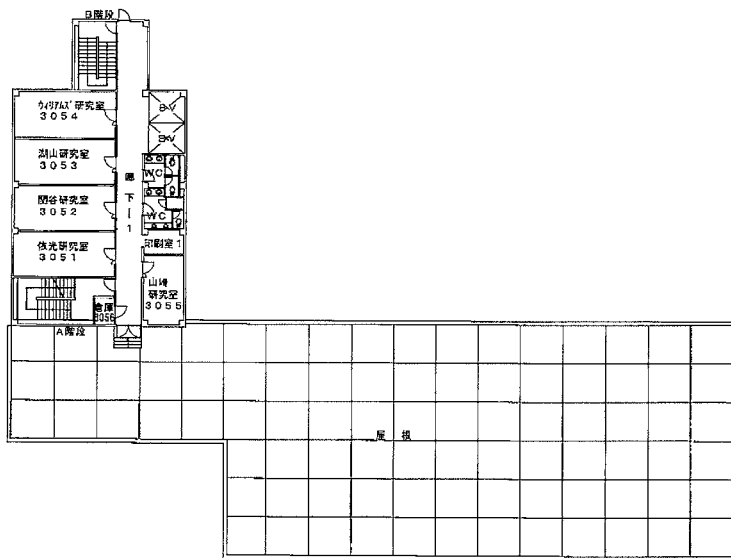
30号館 人間社会学部棟



6階 平面図

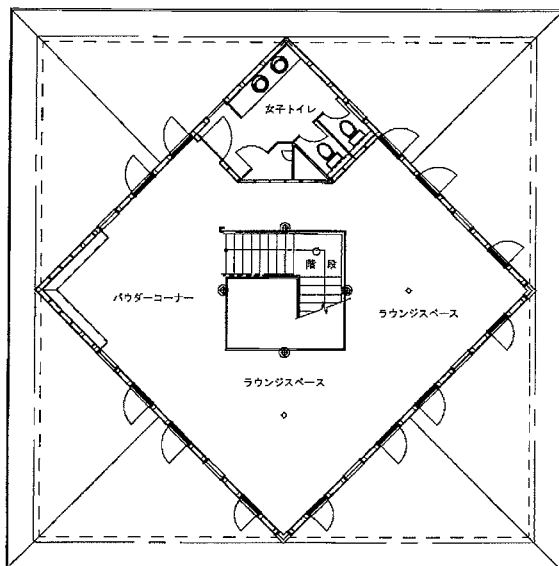


7階 平面図

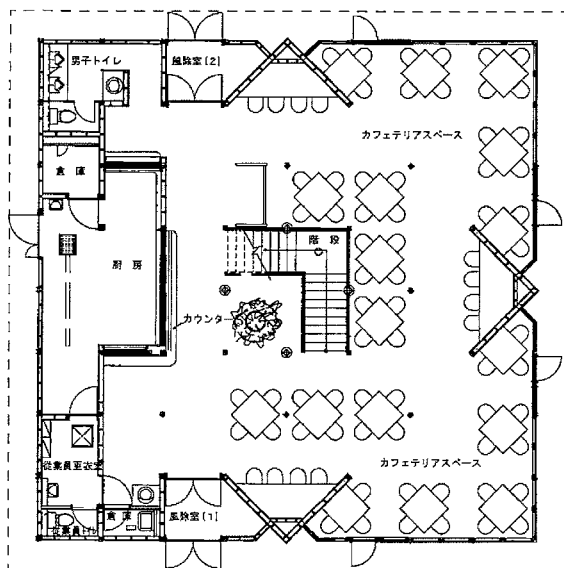


5階 平面図

30号館 人間社会学部棟

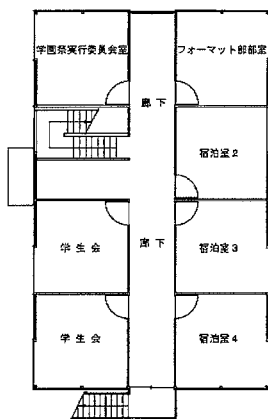


2階 平面図

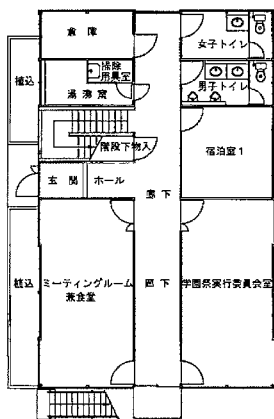


1階 平面図

31号館 軽食堂棟

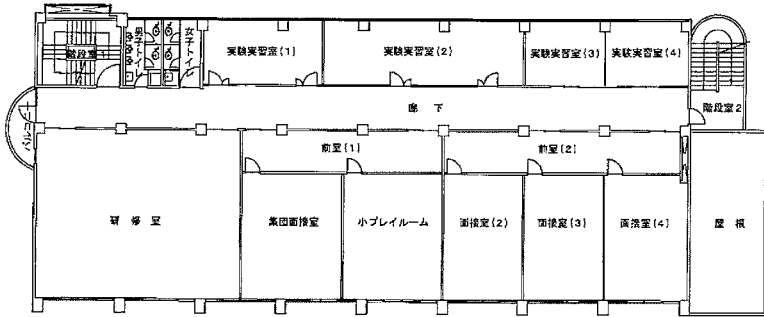


2階 平面図

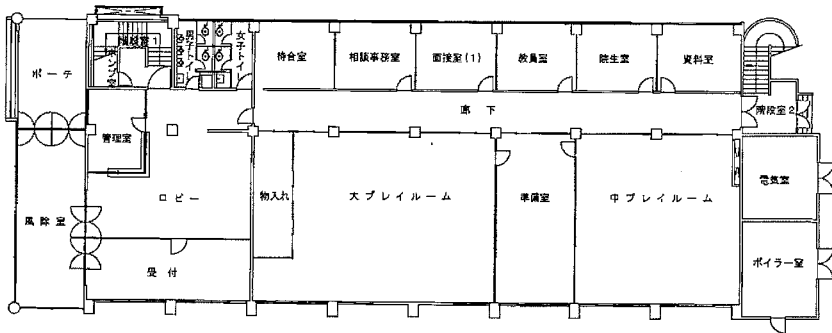


1階 平面図

32号館 クラブハウス棟



2階 平面図



1階 平面図

臨床心理センター棟

2010 埼玉工業大学大学院

人間社会研究科 学生便覧

369-0293 埼玉県深谷市普濟寺 1690

TEL 048(585)6301 (直通)

FAX 048(585)6302

学籍番号

刊号

氏名

編集・発行 埼玉工業大学 教学部 教務課



Saitama Institute of Technology

2010

**埼玉工業大学大学院
人間社会研究科**

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY
Graduate School
Graduate School of Human and Social Studies